

平成 26 年第 6 回（12 月）定例会一般質問議事録目次

【1 日目】

質問 順位	議席 番号	質 問 者	質 問 事 項	頁
1	10	船木 善司	1. 消防広域化に合せた消防力強化について 2. 観光振興策の積極的な取組について	2
2	7	熊谷 久司	1. 町内山林地域の地籍調査について 2. 辰野南小学校の児童数増加策について 3. 春日街道先線の新町地区への延長計画を	1 5
3	6	矢ヶ崎紀男	1. 新年度予算編成について 2. 教育行政について 3. 人口構造の変化に対応した地域づくりについて	2 5
4	1	宇治 徳庚	1. 国政・地方選挙の投票率等の課題について 2. 町の公共施設の現状と対応策（有効利用）について	3 6
5	12	垣内 彰	1. 第五次総合計画について 2. 移住定住促進について 3. 景観について	4 8
6	5	岩田 清	1. 空き家対策と固定資産税について 2. 国民健康保険事業の現状と課題について 3. 教育問題について	6 1
7	3	根橋 俊夫	1. 土地開発公社の経営について 2. 行政事務を適正かつ効率的に執行する体制の確立について	7 4

【2 日目】

質問 順位	議席 番号	質 問 者	質 問 事 項	頁
8	2	成瀬恵津子	1. 辰野町第五次総合計画後期基本計画に向けて 2. 荒神山公園プール跡地、旧福寿苑跡地利用方向性について 3. 大雪災害に備え対応策について	9 0
9	9	堀内 武男	1. 学校教育行政について 2. 道路保全管理について	103
10	4	三堀 善業	1. 行政運営について 2. 辰野病院について	118
11	13	宮下 敏夫	1. 町長就任 2 年目を迎えた加島町政を問う	130
12	8	永原 良子	1. 稼働率の低い町有施設の管理運営について 2. 低所得者への支援施策について	141
13	11	中谷 道文	1. 道路問題について 2. 町の財政的展望と取り組みについて	153

平成26年第6回辰野町議会定例会会議録（8日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開催日時 平成26年12月9日 午前10時
3. 議員総数 14名
4. 出席議員数 14名

1番	宇治徳庚	2番	成瀬恵津子
3番	根橋俊夫	4番	三堀善業
5番	岩田清	6番	矢ヶ崎紀男
7番	熊谷久司	8番	永原良子
9番	堀内武男	10番	船木善司
11番	中谷道文	12番	垣内彰
13番	宮下敏夫	14番	篠平良平

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	加島範久	副町長	武居保男
教育長	宮沢和徳	代表監査委員	三澤基孝
総務課長	中村良治	まちづくり政策課長	山田勝己
産業振興課長	飯澤誠	建設課長	漆戸芳樹
住民税務課長	向山光	保健福祉課長	一ノ瀬元広
水道課長	小野耕一	会計管理者	宮原修二
教育次長	百瀬辰夫	辰野病院事務長	赤羽博
消防署長	林国久	社会福祉協議会事務局長	守屋英彦
保健福祉課福祉専門課長	河手潤子		

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	武井庄治
議会事務局庶務係長	菅沼由紀

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第10番	船木善司
議席 第11番	中谷道文

8. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。3日、正午までに通告がありました一般質問通告者13人全員に対して、一般質問を許可してまいります。質問答弁を含めて、一人50分以内とし進行してまいります。また、町長等に反問を許可いたしますので、ご協力のほどお願いいたします。質問順位は、抽選により決定いたしました。只今から質問順位を申し上げます。

質問順位	1番	議席10番	船木善司	議員
質問順位	2番	議席7番	熊谷久司	議員
質問順位	3番	議席6番	矢ヶ崎紀男	議員
質問順位	4番	議席1番	宇治徳庚	議員
質問順位	5番	議席12番	垣内彰	議員
質問順位	6番	議席5番	岩田清	議員
質問順位	7番	議席3番	根橋俊夫	議員
質問順位	8番	議席2番	成瀬恵津子	議員
質問順位	9番	議席9番	堀内武男	議員
質問順位	10番	議席4番	三堀善業	議員
質問順位	11番	議席13番	宮下敏夫	議員
質問順位	12番	議席8番	永原良子	議員
質問順位	13番	議席11番	中谷道文	議員

以上の順に質問を許可してまいります。質問順位1番、議席10番、船木善司議員。

【質問順位1番 議席10番 船木 善司 議員】

○船木（10番）

トップバッターを務めさせていただきます。それでは事前に通告してあります2点についての質問でございます。まず1点は消防関係であります。昭和48年辰野町消防署開設以来42年、辰野町民の命と財産を守ってきた砦が今年度末をもって一区切りとなり、新年度より上伊那広域消防にと組織変更を目前にしました今が問題提起の最終リミットでありますので、何点かについて質問をさせていただきます。広域化に向けての広報は

今年4月1日から12月1日までの4回にわたり要約されたお知らせが各戸に配布され、その内容は時代に対応し、また大災害に対応し得る組織であると書かれておりますが、去る10月30日未明に発生した下辰野本町住宅密集地における大火災に直面し、不安材料も出てきましたので2点についてまず確認をさせていただきます。その1つは上伊那6消防署が1つの本部に統括され、今後消防職員の異動も活発に行われるだろうと推測します。しかし先の下辰野の火災のように狭い路地を入り、更に水利、消火栓、貯水槽の位置や道路事情などを正確に把握している地元消防職員が少なくなり、他市町村出身の消防職員が増えてくることは例え地元の消防団員がいるとはいえ、心配になってきます。プロである消防職員の地元出身者の割合がある程度必要と感じますが町長の所感をここでお尋ねいたします。

○町長

それでは船木議員にお答えいたしますけれども、傍聴の皆さん方、早朝より大勢お集まりいただきましてありがとうございます。これからもまた町政に対しまして、こういった機会をとおして関心を持っていただき大変ありがたいことですので、よろしくお願いをいたします。

それではただ今、船木議員から質問のございました消防の広域化についてでございますけれども、消防署が今、伊那消防組合でありますけれども今度は上伊那1つの消防署ということとなるわけでありまして、来年の4月1日より新しく発足するということで準備が進んでおります。その合併に対しまして協議会って言うんですか、どれをどういうふうにしていこうかというものにつきましては先だって最後の協議会がありまして、一応協議会としては最終ということでございます。今お尋ねの消防署員の人事交流でありますけれども、地元の人たちがより多く携わっていただくということは理想系でありますけれども、それぞれ消防署、大きな人数がおりまして現在207名になるわけでありまして196名に将来的に言うんですか5年後をめどに、減員をすることでございます。その主なものは通信だとか事務方の職員でありまして実働部隊の消防署の職員については現在25名体制でございますので、それについては変更ございませんけれども、そういった中でそれぞれの年代構成ですとかそういったものがかなり変わってきております。どうしても限られた人数の中ではそういうことが起こりがちでありますので、そういったものも平準化をして起動的に動きやすい消防署を全体としてつくっていかなくちゃいけない、こういうことございますので人事異動というものは避け

られない。また必要なものだと、こんなふうを考えているところであります。しかしながら今おっしゃるような、地元の知り尽くした職員ていうのはどうしても必要でありますので、そういったことも十分配慮をした異動になっていくと思えますけれども、当面はほとんどそういうことが大きく変動することはないだろうと、こんなふう考えております。以上です。

○船木（10番）

更にこういった資料によればですね、現在の6消防署と職員配置については現状の出勤体制を基本とする。ただし広域化の部隊編成、部隊運用、それから車両配置等の運用状況を踏まえ、広域化の5年をめどに必要な見直しをするとなっております。今申し上げました人員配置はもちろんのこと車両、機材等がどのように維持されているのか、疑問であります。辰野署は上伊那北部を守る要であり、加えて塩尻、岡谷、諏訪と接している点から辰野消防署には救助工作車を含めた現状の車両、機材の配備は必要不可欠なものと考えます。辰野町は長野県総合応援協定を積極的に遵守すべき地理的条件下にあり、人員配置、車両、機材の配備は最優先に重視すべきことと考えます。町長、機材等に含めてもお考えはいかがでしょうか。お尋ねいたします。

○町 長

総合協定、そういった中で辰野の消防署の位置づけとこういうふうなことになるかと思えます。総合協定等につきましては県内でそれぞれ広域消防の中で行われているわけでありまして、現在でも災害、大きな災害が起こったような場合、また要請があったような場合にはそういったものが、行われるということでありまして、地域によって例えば木曾地域にあればどこどこが応援に駆けつけるとか、そういうふうなことがあるわけでありまして、その場合であってもですね、じゃ辰野消防署として動くとかそういうことではなくてですね、広域消防の全体の中としてどういうふうに動くかってこういうふうな決まりになってくるのではないかと、こんなふうに思います。北小野の方で火災があった時には、消防団の方は応援等ありますけれども、消防署の常備消防の部分については特段応援要請がない限りは支援出動の中では出向いていかないとこういうふうなことだろうと、こういうふうに思っていますけれども、それも時と場合の要請だとかいろいろ事情もあるでしょうけれども、じゃあそういった部分については消防署長の方からご説明を申し上げたい、こんなふうに思います。

○消防署長

それでは広域化後の職員の配置についてご説明をさせていただきます。辰野消防署には現在29名の職員がおりますけれども、広域化後には事務部門、また通信部門が本部に統合されまして辰野消防署は25名の体制となります。このうちの署長を除いた24名が3交代の勤務に当たりまして、1当直8名の職員の体制となります。現在も1当直8名の体制でございますけれども、現在は通信要員として1名が消防署へ残りますので、現場への出動は7名の体制でございます。広域化後には通信部門が統合された本部から出動指令が出されますので当直者8名全員が現場へ出動することとなります。したがって、現場出動の要員につきましては1名の増という考え方でございます。また、先ほど町長申しましたけれども、広域時には職員207名でスタートいたしますけれども、総数ですけれども207名でスタートいたしますけれども、5年をかけまして196名まで減員の予定でございます。事務部門、通信部門の減員の計画でございます。辰野消防署を含めた各消防署の職員数につきましては当初の職員数を維持することとなっております。また、車両資機材の配置等でございますけれども、現在、各消防署にあるものはそのまま引き継ぐということになってございまして、各消防署の車両資機材を増減する場合におきましては改めて協議をするということになってございます。以上でございます。

○船木（10番）

町長の答弁も理解できます。また署長の今答弁のありました機材についてもそのままだという話はわかりませんが、5年後をめどに見直しをしていくということでもありますので、その時点が心配だということでもあります。要はですね辰野町は地理的条件からしてもこの消防署の流用性を上伊那広域全体に強調し浸透をすべき、理解してもらわなければならないというふうに思います。まず、最初の取り決めが肝心であります。明文化までは難しいかもしれませんが、約束ごと、最初の約束ごと、これが肝心だろうというふうに思います。次は広域消防と消防団の連携についてであります。広域消防と消防団の密接な連携を確保するために本部で全体調整を行い、これを受け各消防署においてそれぞれの分団との連携調整を行うとしております。そこで具体的にはポンプ操法を含めた各種出動訓練とは今後どのように行われていくのか、という点であります。消防団のレベルアップは町にとって大きな安全の担保とも言えます。合わせて連絡手段についてありますが、今までは消防署も消防団も辰野町に所属し、町長の下に規律が保たれておりま

したが、広域消防から町長配下の団への指令は今までどおり規律が保たれるのか不安を感じます。辰野町内の火災情報は、ほたるねっと、防災無線、メールにより今までどおり受信できることは分かりますが、消防団への出動指令についてはどのような方法で行われるのか。また、広域消防と消防団、それに広域消防と自治体との間の通信手段はどのように考えておられるのか、大規模災害等で電話回線が不通になった場合でも、直接連絡を取り合う手段の確保も構築しておく必要性を感じます。これら連絡手段について町のお考えをお尋ねいたします。

○町 長

消防署、消防団そういった関係でございますけれども、辰野は今まで消防署と消防団同じ所でもって消防署の所と密接に連絡を取り合ってきたって、こういう伝統がございます。上伊那って言うんですか、ほかの所と比べると辰野はそういう関係がずっと保たれてきて非常に良かったわけでありまして、ほかの市町村については消防署と離れた行政の一環としての、例えば総務課ですとか消防団室だとかいろいろの組織がありまして、そちらとの関係とこういうふうな関係が保たれてきました。これからは、町でも総務課に危機管理係というものを設置したわけでありまして、そこが引き継いで今度は4月からはその所でもって消防団とのお付き合いをしていくと、そういうことでありますけれども、消防署との関係につきましてはこの合併については今までどおり行っていくと、そういうことでございまして全部が全部じゃないわけでありまして、先ほど質問のございましたポンプ操法ですとかそういった基本的なことについては現在と変えないというようなことを進めてまいりました。これからもそういった関係を保ちながらやっていくことがより良いのではないかと、こんなふうに考えております。以下、それぞれの通信の方法ですとか、そういったことにつきましては課長の方から申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

○消防署長

ただ今、町長の答弁のとおりでございますけれども、消防団等の協力連携体制につきましては現在と変わらないことを基本に協議を進めてまいりました。したがって現在まで行ってまいりました操法含めた各種訓練指導、また操法大会の指示サイン等も今までどおり消防署で行ってまいります。通信の手段でございますけれども、消防団の出動指令につきましては新しくできる通信指令センターへ辰野町が設置をいたします機器によりまして現在と同じように屋外放送、ほたるねっと、メール配信で対応するほかに

消防団員各自の携帯電話にメールと現場の地図が表示されるシステムを現在構築中でございます。災害現場におきましては、消防団、消防署が一緒になりまして現場本部の設置をいたしまして、情報を共有しながらそれぞれの所有をする通信手段において現場活動を行ってまいります。電話回線等が不通になった場合の広域消防との通信手段につきましては災害対策本部ができるような大きな災害が発生した場合には、町の対策本部に通信指令センターと交信ができる無線機を持った消防職員が入って対応をいたします。また、県の防災無線が町に設置してございますけれども、これが通信指令センターと交信ができる手段になってございます。以上でございます。

○船木（10番）

ただ今の答弁の中には携帯電話、携帯メールを使っての出動指令という話を聞きましたので、これは大きな前進かなというふうに評価いたします。携帯という話が出ましたので、一つ触れてみますと119番通報についてですねお知らせが12月1日に各戸に出されました。実は携帯電話を使って119番通報したら中川村ではですね飯田の消防署が出てしまったという話を先日聞きました。併せて辰野町内でも119番通報したら塩尻が出てしまったという話を聞きました。これは通信会社を含めてこれから検討すべきことではないかと思っておりますけれども、このような事象もこれからきちっと対応して解決をしていくべきことを強く望むところであります。次は消防団の広域連携についてであります。上伊那8市町村内、多くの地域で過去、たび重なる大きな災害に見舞われ、その都度、消防署員はもちろん消防団も大きな関わりを持ってまいりました。平成18年の辰野町における豪雨災害時には、のべ1,200名に上る団員の出動があったと資料に載っております。正業を持ちながらの団員には、非常に大きな肉体的、経済的、心理的負担を強く強いられたのではないかと思います。今後も大きな災害の発生が懸念されます。そこで、大災害が発生した場合に他市町村消防団からの応援受け入れ、また他市町村消防団への応援が円滑に行われるよう願うところであります。先にも触れましたが、県下市町村においては、長野県市町村災害時応援協定があるように、上伊那8市町村消防団のより具体的な協力体制を構築するためにも広域化に合わせて応援協定なるものが、必要だろうと思っておりますが、いかがでしょうか。18年災害は上伊那管内でも辰野町が一番被害が大きかったと記憶をしております。大きな被害を被った辰野町が率先、提案すべきと思っておりますが、いかがでしょうか。町長、見解をお尋ねいたします。

○町 長

それぞれの協定であります。塩尻市さんと北小野の関係は協定を結んだりして、それぞれ相互でやっていただいている、そんなふうに思っていますけれども、上伊那の関係につきましては今、辰野の消防団長さんが上伊那の協会長さんをなされているということでございまして、上伊那の中心的な消防団のまとめ役という立場にございます。そういったこともありまして、今は上伊那の北部の方の部分についてはそういったことがありますけれども、全体としての消防団につきましてはこれからそういったことで協議会の中でお話をされていかれるんだらうと、こんなふうに思います。ぜひ、そういったことも大変お忙しいそれぞれの皆さん方が活躍していただいている消防団でございまして、一方的に「こうしなさい、ああしなさい」ってこういうことでなくて、それぞれの消防団の皆さん方がじゃあ、どういうふうにしていったら良いだろう、お互いにカバーし合うのはどうしていったら良いだろうと、こんな形の中でそれぞれご協議をいただいてそういうことになっているのではないかと、こんなふうに思います。町としてもそれぞれ自治体も当然でありますけれども、そういったことには全面的に応援をしてまいらななきゃいけないって、こんなふうなふうに思っているところであります。以上であります。

○船木（10番）

上伊那北部はあるという話でありますけれども全体での応援協定がこれからの大きな災害に備えての必要性を強く感じるところであります。消防団の自主性、それもございまして町は行政はその旗振り役、後押しが必要だろうというふうに思います。協議を深め早々に協定ができることを強く望むものであります。先ほど少し答弁がありました消防団事務局と消防団のあり方についてであります。今年4月消防団事務局が消防署から町総務課へ移管され、既に9箇月が経過しようとしているところ、円滑な業務遂行はどのようなものであったか、まずその点です。今まで消防署内に消防団本部拠点があるものの、広域化後はどこへ本部を置くのか。夜間無人の庁舎内への本部設置はいかがなものか。大規模災害発生時における対応が的確にできるのか疑問を持つところであります。500名近い消防団の規律と統率を図る総元締でもある消防団本部は、消防署員と密接な連携の図れる同一フロアが最適と考えますが、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

○総務課長

今の質問に入る前にですね、先ほど応援協定の話がありましたので少し補足させていただきます。塩尻市と辰野町の相互の応援協定につきましては昭和41年の1

月1日に協定をしてございまして、要請があった場合につきましては消防車を派遣する、あるいは水防、その他の災害があった場合については要請により派遣することとなっております。また、上伊那の場合でありますけれども上伊那広域消防相互応援協定がですね上伊那圏の市町村と伊那消防組合、伊南行政組合間で昭和54年の3月16日に締結されておりますので、情勢も変わってきておりますので先ほど町長言われたように、消防協会の中でですね確認をしていただければと、こんなふうに思っているところであります。消防団事務の関係につきましては現在、総務課で事務を行っているところであります。今まで大きな災害等が発生していないためですね、業務には支障を来たしておりませんが、多少不安なところはありますけれども18災害につきましても全職員の協力の下に乗り切ってきておりますので、今後も大きな災害、災害対策本部等が設置された場合につきましては全職員で対応していくというようなことになろうかと思っております。また、日ごろの消防団の業務につきましては当然、役場の総務課の中で業務を行うような形になろうかとこんなふうに思っております。現在もやっておりますので引き続き現態勢でいくような形になろうかと思っております。消防署の2階の会議室につきましては消防団の本部会議等に使用していただく。また災害対策本部が設置されるようなことになれば、災害対策本部、あるいは役場の第6会議室等が本部対策室となって対応に当たっていくというようなことになろうかと思っております。夜間の消防署の全ての職員が出動した場合につきましてはやはり無人の所にほかの職員が入って事務を行うということは非常に困難、併用が困難かと思われまますので、やはり総務課の方の事務室で業務を行うというような形になろうかと思っております。以上です。

○船木（10番）

ただ今、話のありました庁舎内で消防本部を置くという話、これは4月からスタートをしている中で一番疑問に、と言いますか不安を感じたところです。夜間、無人の庁舎内でどうなのか、このへんをこれから深く検証していくべきというふうに思っております。次は消防に関する一番大きな目玉であります、消防団の充実強化ということではありますが、地形上、上伊那広域消防の端に位置する辰野町にとって消防広域化は大きな不安要素を抱えることも事実と思っております。広域化発足後、町内での火災発生時には箕輪消防署からもポンプ車が出動することとなり、今までよりも充実した対応が期待できるとされております。一方箕輪で火災発生時には辰野からも同様に出動することがあり、その時、その出動時に辰野町内で火災が発生した場合には大きな戦力ダウン、大きな時間ロスが生

じるだろうと思います。そこでこうした課題を克服するためには消防団の充実強化が強く求められるところです。消防団の充実強化は団員の確保がまず先決であります。団員確保のためには団員の待遇改善と町民の意識向上、更に学校教育が重要なことは言うまでもありません。県内の学生を対象にしたアンケートでは64%あまりのものが入団に消極である、というデータがあります。その理由は入団することのメリットがない。入団の勧誘に行っても当事者本人よりも親に反対された、などが聞かれます。この事実はまさしく学校教育、家庭、社会全体の意識に問題があるだろうと思います。団員の待遇改善については団員の確保のためには団員の張り合いの持てる環境づくり、処遇改善、これが大きな課題であります。今まで待遇改善として25年度、各分団へ、ヘルメットの貸与、26年度は災害時にも活用できる手袋の配布、また6月議会に提出されました退職団員一律5万円アップについては承知をしております。しかし、団員希望者が増加しない現状ではもう一段改善に努める必要性を感じます。今までも町民税の減免、上水道の減免等、挙げてみましたがどれも実行されておられません。そこで今、団員の方々から耳にする保育料の減免等を検討すべきと思いますが、いかがでしょうか。入団希望者の少ない現状を踏まえ、学校教育を含め消防団の充実強化に向け、町の具体的な取り組みのほどをお尋ねいたします。

○総務課長

消防団の充実強化につきまして、いくつかの方策が考えられるかと思っておりますので一端を述べさせていただきます。これは私、一個人の部分もあつたりいたしますので、団でよく検討していただいておりますね、もんでいただければとこんなふうに思います。消防団を取り巻く環境も大きく変化してまいりまして、サラリーマンの団員が増加してきておりますので、学校行事等が休日にあたるため休日活動に対する家族の理解が得られにくいというようなそんな課題が多々であろうかと思っております。そこでですね、ポンプ操法の訓練期間における団員の負担を軽減する方策といたしまして、訓練期間の短縮、休日の訓練の中止、それから町のポンプ操法大会へのポンプ車、可搬ポンプの出動の選択性、郡大会への出動分担の順番性、それから町ラッパ吹奏大会を中止をいたしまして選抜チームにおけるラッパ隊の出場。それから団員確保、装備の充実の関係でありますけれど、引き続き手袋につきましてははですね27年度も助成金をいただきながら助成をしてまいりたいと、こんなふうに思っています。また水防活動で消防団員の命を守るために必要なライフジャケット、また安全靴の購入も計画をしてまいりたいと思っ

おります。消防団員の出動手当の支給の関係でありますけれど、今までは出動手当は各分団に一括交付され各自へ配布されておりました。これらにつきましては火災出動、警戒出動、訓練参加等に出動した団員に個々に支給できるようなそんな方向に持っていかねばとこんなふうに思っております。また、女性団員の確保の関係でありますけれど、現在18名の女性団員がおります。ラッパ隊、ラッパ吹奏大会におきましては女性団員が中心となってラッパを演奏した所がありますので、このような形の中で女性団員も活躍していただければと、こんなふうに思っておりますので女性団員を増やしていただけるようなそんな取り決めをお願いをしていきたいと思っております。また、消防団員支援の優遇事業所の確保ということでもあります。消防団員の支援優遇事業所につきましては、現在辰野自動車学校、それから湯にいくセンター、米玉堂食品、それから太陽運転代行さんの4事業所となっておりますので、こちらの事業所をですね増に努めるような形の中でお願いをしてまいりたいと思っております。また、自主防災組織との連絡を密にいたしまして、手薄になってる昼間の火災等の関係につきましては自主防の活躍を促していきたいとこんなふうに思っています。また、保育料、学校教育の関係でありますけれど、保育料の減免につきましては町全体の策ということで検討していく必要があるかと思っております。学校での教育につきましては社会科の授業で消防署を見学していただいておりますので、消防の任務、あるいは役割等を学習をしていただいておりますので、また避難訓練や消防署の見学体験を通じて、消防に対する魅力を感じていただけるようなそんな啓発等も行っていきたいと、こんなふうに思っております。以上です。

○船木（10番）

学校教育の社会の中で職場体験等もあるという話は承知しております。しかし、具体的に教科の中でどのように取り組んでいくのか、そこまで検討をし実行をしていかねば効果は上がらないだろうというふうに思います。合わせて今、いくつかの待遇改善について話がありました。町長を配下にあります消防団の充実強化、ここにですね今、話がありました方策をぜひ、1つでも2つでも具体的に取り組む中から待遇改善を図り、辰野町の安全安心のために消防団の充実強化を強く望むところでもあります。次に移ります。

次は観光振興の積極的な取り組みについてであります。来年、辰野町新町60周年という節目にあたり、観光振興を図り、町の元気づくりに繋げてはという思いから27年度予算編成のこの時期にあえて取り上げたところでもあります。辰野町には言うまでもなく自然、環境のバロメーターでありますホテルという貴重な財産があることからホテルを

テーマにした観光施策について何点か提案をしてきたところですが、再度、確認をさせていただきます。まず1つはたつの海ですね、水面の有効活用についてであります。県営農村災害対策整備事業の一環として護岸工の施工期間に何らかの活用を考えたいという答弁が昨年あったかと思えます。私はどのような方法でもよかろうと思えます。要は湖面を有効活用し、ホテルにあやかちまちづくり、交流人口の増加を図った元気なまちづくりに繋げるべきと考えますが、いかがでしょうか。湖面の活用策についてどのようなお考えがありますか、この点をお伺いいたします。

○町 長

船木町議さんからはこの前もポールを建ててイルミネーション等に利用というお話を伺っておりました。思いのほか、たつの海は見てみますと昔はすり鉢になって大変危険じゃないかなとこんなふうに思っていたわけでありましてけれども、水が引いてみますと思いのほか土が溜まって言うんですか、平らになって驚いたところでありましてけれども、そういったことから今まで危険で危ないってこういう認識でいたわけでありましてけれども、水をあまり多くしなければ湖としての、また機能を持った観光としての部分も使えるんじゃないかと、こんなこともいづらか感じたわけでありまして、これからの中でそういったこともできるのであれば考えていかなきゃいけないな、こんなふうに思っています。真ん中のその柱でありますけれども景観上ちょっとどういふもんかなっていうこともありますけれども、否定するわけではないわけでありましてけれども、鯉のぼりのロープ等が現在ありますので、それを何らかの形で利用できればそういったものも1つの方策として使えるんじゃないかと、こんなふうに思っています。段々に緑の中、そういった自然の中でどういふふうに調査していくかっていうこともありますので、そこらへんのところまた含めながらご提案がありますので、そういったものも考えていかなきゃいけない、こんなふうに思っています。以上です。

○船木（10番）

また今年のほたる祭りに合わせ、「辰野の雨」に関連したいくつかの取り組みがありました。多くの町民がCD、DVDの購入、「辰野の雨」生みの親でもある伊藤薫さんを招いてのミニライブ等々、65回ほたる祭りに合わせてのイベントは成果があったものと評価しますが、今年のほたる祭りで一定の区切りとするのか、あるいは今後継続して取り組んでいく計画なのか、その方針はいかがでしょうか。辰野の雨、歌碑建立についても第四期建設委員会の中で検討するということでしたが、その進捗状況はいかがで

しょうか。水森かおりに関する一連の取り組みでの人脈は非常に貴重な財産だと思えます。これら貴重な取り組みを一過性のものに終わらせてはならないと、強く思うところでもあります。積み重ねた実績に更に上乘せし、「辰野の雨」で町おこしの一端にすべきと考えますがいかがでしょうか。お尋ねをいたします。

○町 長

「辰野の雨」でありますけれども、私はちょっと歌が不得意でありましてなかなか歌うことはできませんけれども、聞くことはできて良い歌だなんてこんなふうに思っているところでもあります。それぞれ観光っていうんですか、こういったことにつきましては主に観光協会の方でそういった取り組みもしていただいている部分がありますので、産業振興課長の方からその後の経過等について答弁させていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○産業振興課長

「辰野の雨」でございますけれども、ご当地ソングの女王、水森かおりさんの歌う辰野の雨はカラオケ等でも大変、歌われておりまして全国へ辰野の知名度ですとか、ほたる祭りをPRするという非常に観光資源としても活用できるものであると感じております。水森さんがテレビですとか、コンサートで歌ってもらえれば辰野町の知名度アップに非常に効果がありますので、これはやっぱり町としても大切にしていかなきゃいけない資源だと考えております。一昨年ミニコンサートには700人の定員に対しまして3,600人以上の応募がありまして大変盛り上がりました。町の観光協会の名誉会員にもなっていておりまして、所属事務所とそれから作詞作曲の伊藤薫さんとも関係を保つように努力をしております。あまり費用をかけないで、再度、辰野町に来ていただけるよう現在も交渉をしております。また、歌碑につきましてはなかなかこの第四期建設委員会が開催できません。残地の利用計画っていうものがなかなか難しいってこともありまして、ありませんけれども、いろんな皆様のご意見をちょうだいする中で検討をしていきたいと考えております。以上です。

○船木（10番）

観光政策、ぜひ具体的に取り組んでほしい、こんなことを強く望むところでもあります。安倍内閣は地方の発展なくして日本の発展はあり得ないとして、地方創生担当大臣を置き、大都会集中から地方への分散を進めようとしておりますが、その地方創生のキーワードは農業であり、林業であり、観光であると言われております。農業体験観光、林

業体験観光への取り組みにより交流人口の増加を図ることが将来にわたって地方が生きる道だろうと思います。人の流れは地域の連携、また企業の連携なくしては考えられません。要は辰野町だけに留まらず、地域連携、企業連携も含めた観光振興でのまちづくりが当然必要であります。上伊那地方事務所が旗振り役の上伊那地域観光戦略会議も分化会を立ち上げ、具体的に動き始めたというニュースも耳にしました。また、2027年リニア新幹線開業に備えたJR辰野線の有効活用も今後のまちづくりに大きな要素となってくるだろうと思います。リニア新幹線の北の玄関口とも言える辰野町が駅からハイキング等、今から辰野町への交流人口の増加を図ることが辰野町の発展に繋がるものと確信をいたします。地域連携、企業連携を含め新町60周年記念の事業をどのように企画をし、いかにまちづくりに生かしていこうとしているのか。またその継続性はいかなものか、まちづくりにどのように生かしていこうとしているのか、この点をお尋ねいたします。

○町 長

広域連携って言うんですか、これについては町議さんのおっしゃるとおりでありまして、非常に町単独でもう物事を進めても大きなコツ、大きな面から見ればとても浸透していくって言うんですか、そういったことでなくてやっぱり大きな単位でものを考えていかなきゃいけない、こういうことであります。そういった面で上伊那ですとか、塩嶺王城ですとか、いろいろの関係で広域のものについて積極的に関わっていかしていただいていますし、そういうふうなことをこれから進めていかなきゃいけない、こんなふうに思っています。そういった面ではおっしゃるとおりのいろいろの方面でそういったものを進めていくことが必要かと、こんなふうに思っています。60周年事業につきましてもそういった観点からですね、どういったことができるか、そういったものも今、検討をしている最中でありますので、できるだけそういったものを取り入れることも大事な、こんなふうに思っていますので、参考にしながら進めていければとこんなふうに思っています。以上であります。

○船木（10番）

もっと答弁をいただきたいところでありますけれども、時間にもなりました。交流人口の増加イコール、元気なまちづくり、これを強く要望して私の質問を終わります。

○議 長

進行いたします。質問順位2番、議席7番、熊谷久司議員。

【質問順位 2 番 議席 7 番 熊谷 久司 議員】

○議長

今日は3つの大きな質問をしてまいります。最初に山林の地籍調査について伺ってまいります。先ずはその必要性について意見を述べたいと思いますので、よろしくお願いいたします。前回9月には森林整備事業について一般質問を行いました。今回もその課題を取り上げてまいりたいと思います。森林の持つ機能には大別すると5つありまして、生物保全、地球環境保全、災害防止、水源保全、物質生産機能の5つです。生物保全では、植物、動物の保全、それやキノコの発生で分かるように菌類の保全機能も持っています。地球環境保全では二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止機能があります。災害防止については土砂災害や洪水の防止が代表的です。水源保全では、水資源の貯蔵と水質浄化機能を持っています。そして、物質生産機能という観点では建築材や燃料剤としての木材の生産機能及びパルプ原料の生産機能があります。このように人間が生きていく上ではなくてはならない機能を森林が有しているわけですが、現在の森林の整備状況は極めて手薄状態であり、荒廃化が進んでいます。キノコ山としては、整備は行われているわけですが、木材生産のための整備はほとんどされていない状態です。原因は国産木材の価格にあるわけで、1980年のピーク時より4分の1の水準まで下落しているのが現状です。ただ昨年10月以降、今年初めにかけてヒノキが35%、スギが25%の価格上昇が見られました。これは消費増税前の住宅用木材の駆け込み需要があったとされています。最近では輸入材の国内価格が円安によって上昇している現象が見られています。次に、木材の自給率の推移を見てみますと昭和30年には95%だった自給率が、平成12年が底で18%まで下落しました。その後、30%まで戻ってきてはおります。農水省が平成21年に策定した森林林業再生プランでは10年後の木材自給率を50%に、という目標を掲げ木材の安定供給体制を構築し、儲かる林業を実現しようとしています。最近では林野庁が木材利用ポイントという補助制度を実施しています。これは地域材のスギ、ヒノキ、カラマツなどを使った木造住宅の新築改築を行ったり、木質ペレットストーブ、薪ストーブを購入した場合にポイントを与え、地域の農林水産物と交換できるといった事業です。今年11月までの1年4箇月の間に300億ポイント発行されています。交換商品を見てみますと、1ポイント1円ほどですので300億円ほどが支給された、そういうことになるわけです。国はこのように本気で木材自給率を上げようとしていると感じることができます。9月の一般質問で回答があったように森林整備の国、県の補助事業はい

ろいろなものがあります。ぜひ、これを受けて森林整備に着手していただきたいと思うわけですが、この時必要になるのが整備範囲の集約化、それと山林所有者の合意形成、これが必要になるわけです。事前に地籍調査がされてあれば所有者とその境界が明確になっているわけですから、事業化しやすいと考えます。山林の地籍調査がここで必要と考えるわけです。町の考えはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○町 長

熊谷議員さんの質問にお答えをしたいと思います。山の荒廃そういったものも非常に進んできておりまして木が更新されないというようなことで災害の根こそぎってというような形で災害が起きる場合もございますし、そういった面では非常に危惧されているところであります。また、山林に対してどうしても手が入らない原因が木材価格っていうこともありますけれども地主さん、所有者の方がですね特定できないって言うんですか、もうここに住んでいない、そういった人が多くなりなかなかそういった何て言うんですか共有林においてもですね、権利者が何倍にも膨れ上がるとかハンコを付いてくれない人がいるとか、いろいろの中で遅れているっていうのが確かだろう、そんなふうに思います。そういった中において地籍で区分が分かればやりやすいつてそういうことが非常にあるわけでありまして、いかんせん広大な面積でありまして、辰野 160、ちょっと 170 平方キロメートルですか、そういった面積がある中で山林の所有って言うんですか、非常に多いわけでありまして、営林署等もあるわけでありましてそういった地籍調査が済んだ所だとか、そういった国有林だとかそういった所を除けば大体 100 から 104 平方キロメートルくらいがそれ以外の山林になるろうかと思っております。そういった広大な土地を地籍調査をするということになりますと非常に長い年月と莫大な費用がもう当然掛かるわけでありまして、そういったところで町が地籍調査を進めるっていうのは公共事業だとかそういったものをやりやすくする、そういった面もある。また一面ではそれによって固定資産だとか税金、そういったものが適正に課税される、そういうふうなことによって増収が図られるこういうふうな面もございます。そういったことを考えれば山林についてはなかなか投資効果って言うんですか、そういったものが見込めないってというようなこともあるわけでありまして一番大きいのはこの平地ですと所有者が出てきてここだ、ここだ、っていうことでもって境界が決まるわけでありましてけれども山林になりますともう、そんな所は分からないし出て来ない人も非常に増えるってこともあるわけでありまして、そうするとやたら引き換え未定地ができてしまうのではないかと、こ

んなふうになっておりました。そういったこと等も考えれば40年、50年、向こうがどういふふうなことができるかっていうこともありますので、なかなかすぐに飛び込んでいけない、こういう現状であります。そういったこともありますので、そういった山林所有者の方も入っていただいた地籍調査の推進委員会、こういった所でも話をしておりますけれども、なかなか結論が出て来ない。そういうのが現状でございます。ここで、じゃあ、すぐやりますとか、やりませんとかってこういうことではありませんで、もう少し検討していかないとなかなか踏ん切りがつかない、こういうことだろうとこんなふうに思います。以上です。

○熊谷（7番）

投資効果についてはこの後の質問をしたあとちょっと私の考えも述べたいと思います。あと、やっぱり問題なのは所有者が不明な土地が増えてしまうだろうという所がやっぱりその対策と言いますか、その土地をどういふふうに扱っていくかっていうことを議論する必要があると思います。というのも今、山を所有してても山に入らない人がほとんどであろうかと思えます。たまに山に私も作業するわけですがけれども、それは山林組合、羽場山林組合、羽北山林組合、そういった山作業に参加する出不足金取られますんで、極力出て、協力しなきゃいかんというわけでありましてけれども、そういう作業には出ますが自分の山の間伐をしに出かけるか、そういう人はごくまれでございます。つまりもう所有しているのかしてないのかさえもはっきりしなくなっているというところに大きなやっぱりこれから将来不安があるわけで、その問題はしっかり議論をして今後どういふふうにしていくんだということをしない限り、山が放置されるままになってしまうことになります。整備事業を入れようとしても所有者をそこから調べ始めたんでは、その人の意向、その人の住所、どこに住んでいるかというような問題とかを1つずつ、長い年月をかけてやることによって達成できるんだというような考え方で非常に気の長い話ではありますけれども、そのへんを地道にやっていく必要があるんじゃないかというようなことを考えます。それでは調査に掛かる費用について伺いたいと思います。町内の宅地、農地の地籍調査が昭和59年から今年まで30年もかけて実施されたとのこと。これを考えますと山林の地籍調査も大変長い年数が必要と想像されます。またそれに掛かる費用も相当な額に上ることでしょう。お尋ねします。調査を実施するとすると年間に掛かる費用はどのくらいでしょうか。また何年ほど調査が続くと想像されますでしょうか、お尋ねいたします。

○産業振興課長

地籍調査にかかわる費用と年数でございますけれども、事業費につきましては単費まで含めまして概算で約40億くらいというふうに見込んでおります。これは内容的には測量委託料ですとか、地区の推進委員会を作らなきゃいけませんので、それらの賃金ですとかそれらの境界釘だとかですね、そういった費用がかかります。現在この事業費に対しまして国で半分それから県が4分の1、町が4分の1というような持分で補助事業がございますけれども、町の持つ分の80%が特別交付税で入ってくるというような制度になっております。町でなくて森林組合が主体となって行うという方法もございます、この場合の補助率は国、県で6分の5、森林組合が6分の1でありまして町が森林組合に負担金を払うというような方法になります。この場合には特別交付税は付きません。それから町が主体でやって森林組合に一筆調査と閲覧を委託するというような方法もございますけれども、今の上伊那森林組合ではこのような体制がございませんので、ちょっと難しいかなと考えております。それから調査期間については先ほど町長も申し上げたとおり40年から50年くらいはかかるのではないかと、そんなふうを考えております。補助金も要望どおり付きませぬので、現在も75%くらいしかついてきておりませぬので、期間は延びることが予想されます。以上です。

○熊谷（7番）

40年かかり、およそ40億円ということですので非常にこの長い期間をかけてやらなきゃいけない事業を決定するかしないか、ここの難しさがあるかと思いますが。年間1億だと、しかも2分の1が国、4分の1が県、そして4分の1が町、更にその町の負担の80%が特別交付税で確保できるのではないかとというようなことになりますと、5%負担すれば良いという計算になります。要するに年間500万円を投資するということになろうかと思えます。500万円ですべての事業ができるというようなことになりますので、費用対効果から考えると投資効果として有効ではないかというふうにするわけがあります。更にこの投資は今の世代のための投資ではなく、次世代のための投資と考えるべきだと思うんです。私たちの子ども、孫、孫の世代ですね、孫の世代のための投資というふうにするべきではないかというふうに思えます。次にやはり近隣市町村の様子が気になりますのでそのへんのことをお聞きしたいと思えますが、国交省のホームページに載っている資料では全国の山林の地籍調査の実施状況は進捗率が43%というふうになっています。以外と実施済みの所が多いなというのが私の感想ですが、近隣の市

町村の山林の地籍調査の実施状況はどのようになっておりますでしょうか、お尋ねいたします。

○産業振興課長

近隣市町村の実施状況ですけれども山林をやっている所につきましては上伊那では、飯島町と中川村がやっております。それから下伊那では飯田市、それから阿南町、天龍村、大鹿村がやっております。それから木曾につきましては木曾町、南木曾町、木祖村大桑村がやっております、あと諏訪ですとか松本方面についてはやっておりません。それからですね、経費の関係ですけれども40億仮に掛かるとして、そのうちの補助の部分が85%ぐらいしか付いて来ませんのであとは単費ということになりますので、実質的には町の持分というものは先ほど議員おっしゃったよりは高くなってまいります。以上です。

○熊谷（7番）

上伊那では飯島と中川がおやりになって他はやっていないと。諏訪方面も松本方面もやっておられないというようなことで、それをあえてやるのかい、という話になろうかと思うんですが、これは先ほども申し上げたように次世代のための投資だというふうに考えればやがて辰野町にやっておいて良かったなど。要は森林整備事業が本格化した時に優先的に回ってくるのではないかというようなことを想像いたします。森林整備を放棄しないという姿勢が先ず重要であり、大切だと考えるわけです。今日の『たつの新聞』にもこの山の整備、里山の再生というような話が載ってしまして松くい虫の防除対策協議会、これが伊那市の、伊那市のと言いますか県の上伊那地方事務所林務課が事務局としてこの松くい虫防止対策協議会っていうのがあるんですね。その松くい虫の被害対策に更にそこに里山の再生、山林整備、森林整備の里山の再生を組み合わせた新しい面的な対策の展開を提案ということで事務局からそういう提案がされたというふうに新聞は載っています。まだ辰野では松くい虫が発生していないけれども、進入時に即応できる体制を構築すると、構築をするべきだというような指摘もされております。こんな動きが身近で起こっているということも改めて感じた今日このごろということでございます。

それでは次の質問、2番目の質問、南小の児童数の増加策について質問してまいりたいと思います。羽北地区への新たな住宅団地の造成計画っていうようなことをやはり必要だというふうに感じておりまして意見を述べさせていただきます。人口減少がなぜ問

題なのかは数々の点が指摘されているわけですが、私が一番気がかりなのは生産年齢人口が減少すると高齢者福祉の負担が若い年齢層にかかってしまうということです。戦後、これまでは生産年齢人口の増加により福祉事業が順調に伸び社会保障制度の充実が図られてきました。しかしながらこのまま人口減少が進めば社会保障を縮小しない限り1,000兆円もの借金を抱え、更に毎年それが増加している国の財政がこのまま維持できるものではないと考えるわけであります。したがって生産年齢人口をいかに増やすかがこれからの重要な課題と考えるわけですが、さて、地元のことを省みますと創立以来35年経過した辰野南小学校は当初1学年およそ30名ほどの児童数が徐々に減少し、今ではおよそ20名ほどになっています。何も対策せずに放っておきますと更に減少し、やがて統合問題に進む恐れがあります。そこで何らかの児童数増加策が必要と考えるわけですが、やはり小さな子どもを持つ若い世代、若い夫婦が家を立てやすい環境を用意する。それが一番効果的と考えるわけですが、親との同居は難しいが、車で30分以内の所に家を建てたいそんな需要がかなりあると考えます。最近、羽場駅東にできた民間業者の造成による住宅団地は短期間のうちに入居者でいっぱいになった実績があります。このように人口は減少傾向にあっても世帯数は横ばいに推移している、したがって新築住宅の需要はまだまだ旺盛なのです。仮に町の予算で実行することが困難であるならば、民間業者が動きやすくする環境を整えれば良いと考えるわけですが、いかがでしょうか。お聞きいたします。

○町 長

本当にこれが、やれば大丈夫だってこういうことないもんですから、みんな苦勞って言うんですか大変、知恵を絞りながらやらないといけないこういうことだろう、こんなふうに思います。今お話のありました住宅でありますけれども議員さんおっしゃられるように町がかつては土地開発公社が旗振り役で造成してやっていこうと、こういうことであつたわけでありましてけれども、また土地開発公社については別な所でお話があるようでもありますのであれですけれども、そんなことで土地開発公社そのものを縮小傾向に今どこでもあります。もう公の部分での開発っていうのがなかなかこれからは、これからって言うんですか当分の間はできないだろうとこんなふうに思っているところでありまして。そういったことで民間の皆さん方が募集すれば、造成すればすぐ人が入るということでもありますので、ぜひそういったことをこれから積極的に進めていく方向ではないかと、こんなふうに思っています。町とすればそういった所と後でなくてですね事前に

そういったお話も一緒になってどういうふうにしていくか。そういったものも含めながらお話があって手伝えるものは手伝っていかなきゃいけないと、こんなふうに思います。ただ、あの地域はですね非常に優良な農地も抱えている所でもありますのでそういった面では虫食いだとか、均衡の取れた開発っていうのが求められるとこだと思います。そういったところでバランス良く開発をしていかなきゃいけない、こんなふうに思いますので、そこらへんとも考えながら土地利用を進めていくことが大事だろうと、こんなふうに思っています。お手伝いできることはお手伝いを当然していくべきなんだと、こんなふうに思っています。以上です。

○熊谷（7番）

地元の合意をどうやってまとめていくかという点が大事になろうかと思しますので、その際はまたいろいろお願いするかと思いますのでよろしく願いいたします。次に長時間保育について述べたいと思います。南小の児童数を増やそうとした時、究極的には出生率の向上が必要となるわけで、そこで世界の出生率を見た時に一般的には発展途上国が高く、先進国で低いとされています。しかしながら先進国同士を比較してみると、WHOの資料ではアメリカの出生率が2.1、フランスが2.0、ノルウェーなど北欧勢が1.9、イギリスも1.9、オランダ、ベルギーが1.8、カナダが1.7、日本はイタリア、ドイツと並んで1.4となっています。このように先進国の中では日本が一番低い出生率なのです。一方国内での比較では、厚生省の資料で沖縄が1.9でダントツ、九州地方が1.6、中国四国地方が1.5、北海道が1.3、東京は1.1で最下位です。長野県は1.5で全国平均の1.4よりやや高い値を示しています。東京が1.1で最下位ということは出産、子育てには不向きな所と言えるわけです。また厚労省の調査では高収入ほど結婚しやすく、夫の育児参加が多いほど、第2子が生まれやすいと報告されています。更に、農家見られるように共稼ぎの方が出生率が高いとも言われています。これらのことから考えてみると出生率の向上という観点からも長時間保育の必要性が見えてきます。また、長時間保育が羽北保育園にないために他地区の保育園に通っている園児もあるわけですから、ぜひ対策していただけたらと思いますがいかがでしょうか。

○教育次長

現在、辰野町の保育園6保育園あるわけですが、その中で長時間保育を実施しているのは現在4園であります。中央、新町、小野、東部ということですが、まだ未実施の所が平出と羽北ということになります。現在、働く女性と言いますか母親の皆さん

が段々と増えてきていることは現在否めないことだというふうに思いますけれども、長時間保育を取り入れていくっていう部分については、利用されている皆さんのご意見等聞きながら、またアンケート等を取りながら決めていければというように考えてはおります。以上です。

○熊谷（7番）

祖父母と同居、あるいは祖父母の近くに住むことができれば子育てに祖父母の協力が得られて出生率が向上すると言いますか子沢山に恵まれるというような環境になろうかと思いますが、そういう人はあえて長時間保育でなくても祖父母がみてくれるということで、それも非常に豊かな生活に繋がるかと思います。一方、やはり事情が許されない夫婦も、ご家庭もあろうかと思います。そういった皆が子育てしやすい環境を作ればというようなことを改めて考えるわけです。

次に春日街道先線のことについて、とりあえず現状計画の問題点について質問してまいりたいと思います。2020年にJ A虹のホール伊北まで開通予定の春日街道先線の整備計画は現在のところ順調に経過している状況にあり関係者のご努力に対し敬意を表するところであります。さて、この整備計画は国道153号の伊北インター周辺や羽場信号の渋滞問題の解決策として進められているものです。箕輪から与地辰野線、大型農道、春日街道、国道153号の旧道とバイパス、以上のように5本ある道路が辰野町に入ると国道153号1本になってしまうわけですから、当然、渋滞問題となります。今年はその問題解決に向けて動き出した記念すべき年であったと言えます。さて、私はここで6年後の心配をするわけです。春日街道がJ A虹のホール伊北まで達した時、どんな状況になるか想像してみますと、そこまで来た車は大半が羽場信号に向けて下りてくるでしょう。残りは北大出区内の狭い道路を新町方面に抜けていくことでしょう。羽場信号の西側からの渋滞と北大出の生活道路への通過車両の進入が問題になると予想されます。道路整備はその計画に予算が付き始めてから5年10年後に完成するわけですから今から虹のホール伊北のその先の計画について検討を始めないと間に合わないわけでありまして、このことについて町はどのようにお考えかお聞きいたします。

○建設課長

現在、羽北道路関係につきましてはただ今、お話のありましたように事業化を進めているところであります。箕輪からの春日街道先線1,250メートルございます。これにつきましては先ほど言いましたように平成32年、同じ与地辰野線にアクセスする計画に

なっております。その間、平成30年に東西線にアクセスし、原の交差点までの道路の拡幅も行いまして西から東に繋がる道路の通行形態も大きく変わるのではないかという期待をしております。これによって伊北インター周辺の渋滞も箕輪から諏訪方面、岡谷方面に行く車も大きく変わるのではないかということで期待をして今現在、事業化を進めているところでございます。また議員さんおっしゃるように農協の所まで来た時については羽場の交差点によって直進する伊北インター方面に向かう車、また春日街道に向かう車という形で2方向から辰野方面からは分かれまして、渋滞が羽北地区では解消されるのではないか。しかしながら逆に塩尻方面に向かう車につきましては両方から来た車が新町に入っている形になりますので、渋滞は今後とも同じ状態に繋がるのではないかということが懸念されております。これにつきまして、平成23年度国道153号線整備促進協議会に町がお願いいたしまして、道路懇談会、ワークショップを9区で行いました。これによりまして153号線の事業の方向性を地域の皆様と一緒に考えていただくところでございます。当面やらなければいけない問題ということでやはり一番最初には現道を最初にやらなければいけないじゃないかということでご存知のように宮所地区が緊急地区という形になりまして事業化を今後進めていかなければいけないということで羽北に続く次の地区ということで考えている次第でございます。また、議員ご指摘のとおり、箕輪からの5路線が1本になってしまうと、これにつきましては将来にわたりバイパスというものについて検討させていただいてございます。その新町地区につきましても24年に地区懇談会を行いまして現道を広くすると地域が分断されるとか、そういうお話もいただいております。このごろのお話を聞きますとやはり現道においても交差点の改良、また歩道のない所については歩道を付けて安全を図っていただきたいというお話を地域の皆さんから耳にいたしているところでございます。やはりこの問題につきましても議員ご指摘のとおり今後とも平行して進めていかなければいけないものとして考えている次第でございます。以上でございます。

○熊谷（7番）

町全体をみますと確かに優先順位をつけて進めなければならず、宮所の優先順位というものを相当高い位置にあるべきだと私も同感いたします。しかしながらそのやはり先々のことを考えながら現在、そして10年後20年後といったスパンで町の道路事情を考えていく必要はあります。バイパスという問題を考えますとこれは国の事業になろうかと思えます。辰野も西ルート、東ルートありまして、まともに相当な大きい事業、特に

東側はJRを越え、天竜川を越え、そしてまた天竜川を越えて戻っていき、JRを越え、というように非常に大きなプロジェクトになるわけです。西ルートもトンネル問題がありますし、やはり大きな事業になろうかと。どう考えても伊南バイパス、伊駒アルプスロード、伊那バイパス等々が終わってからでないといこちらに向けて来ないだろうというようなことが想像されます。我々はもっと短期間に何とかならないかということ大きなプロジェクトは20年、30年先になろうかと思えます。5年先、10年先、何とかならないのだろうかというのがやはり住民の考え、議会の方も道路問題検討部会で各地区との懇談会をしました。新町当事者からの意見も20年30年先のことは言ってくれるなど、10年先のことを言ってくれと、5年先10年先のことを言ってくれというようなご指摘を受けました。もっともだと思えます。ではどうするかということですね、大きなプロジェクトを国家プロジェクトを待つのか、それとも県、町のレベルで何とかならないのだろうかという攻め方をやっぱり考える必要があろうかと思えます。ということは可能性のある即効性のある手を考えていく必要があろうかと思えます。ぜひそんな視点に立って計画を見直すと言いますか、常にやはりこれまた計画が固まっているわけじゃございません。これから作ってまとめていくものですので、早期実現と言いますか、10年ですね、10年先の実現を見据えた議論をしていただきたい。30年先の議論をしても始まらないんじゃないかというふうに思うわけであります。具体的にはですね、西山線です。西ルートという大きな考えでなくてもですね、現道の西山の農面道路をもうちょっと拡幅して迂回路としたような考え方をやはり早期に実現すべきだと思えます。そうしないと、町の発展性はそこにかかってくるというふうに考えます。辰野町の特徴は3方に繋がる交通の要所ということを改めて考えるべきだと。つまり中核都市が今後、まあ要するにこの界限で言えば諏訪、岡谷、茅野を含めた諏訪圏、伊那市中心とした伊那圏、そして松本塩尻を中心とした松塩圏、この3方に繋がる交通の要所、即ちどこにでも30分で行けるというこの地の利を確立する。30分で行けないと意味ないんですね、これ。ですからそれをどうやって早期実現するかということの本気で取り組んでいただきたい。そんなふうに思うわけであります。国、県への働きかけをどのようなことでやっていくかという、町の姿勢をお聞きしたいと思えます。

○町 長

なかなか思っても早速に言えないって言うんですか、進まないこういうもどかしさがあるわけでありますけれども、そういった中であってですねできるだけお願いをでき

る所にはお願いをしていこうと、そういったことで進んでおりまして辰野単独では当然できないわけでありますので、多くの皆さん方の力を借りなきゃいけない、そういうことであります。先ほど話のありましたような広域の中でこの 153 号線が大きく今クローズアップされて、リニア新幹線のそういった駅の一環として 153 号線の改良が今、取りざたされているわけでありますけれども、大きな事業が南の方に漂ってですね、なかなかこちらの方へそういったものが回って来ない、このもどかしさが非常にあるわけであります。そんな中にあってもですね、南部国道のそういった将来を見据えた世の中に辰野のバイパス、両小野バイパスこういった文字も今年度から入れてもらって国の方へも一緒になって陳情をしています。また、伊那のそういった中、塩尻、それから松本建設事務所、いろいろの方面にわたって地域の皆さん方とともに議会の皆さん方のまたご協力を得ながら進めていく、こういうことでありまして、それを飛び越えたここ 5 年、10 年の中でのなかなかものが難しいのが現状だということであり、分かっておりますけれどもそういったものも、考えながらご協力をいただきたい、こんなふうに思います。なかなか形になって現れない、そういうことで非常に皆さん方の期待を裏切ることになるかもしれませんけれども、そういったことが少しでも進めばいいな、こんなことを思いながらこういう問題が出てくるたびに思いながら自分の中で葛藤しているのが現状だろうと、こんなふうに思います。以上であります。

○熊谷（7 番）

ぜひ、計画を住民の合意の下、具体的な計画を進めていただきたいということと、国、県への粘り強い繰り返し訴えるような粘り強い働きかけを実行していただき、辰野の道路がよくなりますようにご期待を申し上げ質問を終わりたいと思います。

○議 長

ただ今より暫時休憩といたします。なお、再開時間は 12 時調度といたします。

休憩開始 11 時 43 分

再開時間 12 時 00 分

○議 長

休憩前に引き続き進行いたします。質問順位 3 番、議席 6 番、矢ヶ崎紀男議員。

【質問順位 3 番 議席 6 番 矢ヶ崎紀男議員】

○矢ヶ崎（6 番）

それでは通告に基づき新年度予算編成についてを先ず最初に伺ってまいります。1 番

として、重点施策は何かを伺ってまいります。少子高齢化、人口の減少、地方分権、就業、生活形態の多様化、高度情報化の進展等、町民や町を取り巻く状況は大きく変化しているが「ひとも、まちも、自然も輝く光と緑とほたるの町たつの」の将来像に向けて「辰野らしさ」である自然、文化、歴史的環境、風景、社会資本、雇用の場、福祉、人のつながり等の様々な条件がバランス良く整っている「まち」を実現するため恵まれた自然環境と共生しつつ、町民、地域、企業、団体等、行政がそれぞれの役割を認識し、協働によって取り組んでいかなければなりません。昨年11月多くの町民の負託を受け加島町政がスタートしたわけでございます。財政が大変厳しい中、東小玄関改築工事を初めとした教育環境の整備、荒神山たつの海周辺のジョギングコースの整備も順調に進み、役場耐震化工事も今行なわれています。その対応を評価し、今後も最小の経費で最大の効果が得られる事業の遂行に期待するものでございます。そこで新年度予算編成に向けては「誰もが心豊かに安全安心に暮らせるまちづくりを目指し取り組んでいく」との考えを示されたわけでありますが、具体的に重点施策は何かを伺います。

○町 長

引き続き矢ヶ崎町議にお答えをしたいと思います。大変、厳しい財政の状況下、そういう中でいろいろの事業を進めていきたい。誰しもが思うことでありまして、あれもやりたい、これもやりたい、良いことだらけでありますけれどもなかなか思うようにいかないのが現実であります。それに伴う歳入がどうしても追いついていかない。また年々この扶助費とかそういった義務的経費、こういったものが増える一方でございますので、投資的経費、そういったものがなかなか思うように生み出せないって言うんですか、捻出できないのが現状だろうとそんなふうに思っています。そういう中であってもですね、できるだけ効果って言うんですかソフト事業中心として効果の上がるものを選択をしながら進めてきたわけでありまして、先だって27年度の予算編成会議を行ったところでありまして、先ほど町議さんがおっしゃられましたように誰もが心豊かに安心、安全に暮らせるまちづくり、こういったのが前面でありまして、そういったものに向かってどういうふうに進んで行くか、こういう予算編成を申し上げたところであります。しかしながら昨今の少子高齢化、人口減少問題、こういったものに対する予算の措置、こういったものでどういうものができるか、今思案中でありまして国のこの地方創生の施策がですね、法案はぎりぎり間に合いましたけれども、その後の第三の矢って言われますそういったものについて決められないまま、解散をされてしまったと。こ

ういったことで取り組みが遅れるって言うんですか、なかなか国の方策がはっきり決まってくれないということで、いろいろあれやこれや思いながら今準備をしているところでもありますので、その中からどういったものを選んでいくかっていう重点施策がなかなか示されないのが現状ではないかとこんなふうに、そこらへんの歳入、また歳出の点について、まちづくり政策課長の方からどういった現状にあるかっていうのをお答えをして話を進めていきたい、こんなふうに思います。よろしく申し上げます。

○まちづくり政策課長

それでは予算編成会議でどのような指示を出したかということをご説明申し上げます。先ず歳入でありますけど、平成27年度の予算歳入の見込みにつきましては企業の設備投資は引き続き鈍く、土地価格も引き続き下落が予想され、固定資産税や法人住民税の減収が予想されると。その中でまた普通交付税や他の交付金、補助金も不安定な景気に左右されやすく過大な見込みを立てることができない、ということです。それと歳出につきましては、医療や介護への支出が増加傾向にあり土地開発公社の累積債務の解消に向けた取り組みや生活道路の建て直しや、幹線道路の改良など住民に直結した課題を国、県の動きを的確に捉えて予算編成することが重要だというように職員の方には指示を出して現在、予算見積もりを行っているところであります。また今年、特に本年度につきましては第五次総合計画の後期基本計画策定のための町民アンケートを実施いたしました。またこれにつきましては明日の全員協議会の中でご報告を申し上げます。また、17区で実施してきました「よりあい会議」これが12月5日に全地区3回のワークショップ方式での会議の方が終了しております。その中で住民が課題と感じている問題を解消するための施策への取り組みを始める第一歩としていきたいと感じております。よりあい会議で出されました課題の集計では多い順に道路問題、少子化、高齢化、災害、人口減少問題、コミュニティー、地域の繋がり、遊休農地、山林整備、店、飲食店不足、鳥獣被害などの課題が出されております。ただし限られた財源の中で要望あったものが全てすぐに取り組みめるわけでもありませんし、国、県事業が絡むものや多額の費用が発生するものについてもすぐには進捗できないのが現状であります。ただ、今年度は住民の要望にどう応えるかを考慮しまして重点施策を決定していきたいと思っておりますし、特に少子高齢化や人口減少問題ですね、こちらはスピード感が大切ですので、先送りできませんので、早急に実施をしていきたいと思っております。以上であります。

○矢ヶ崎（6番）

確かに少子高齢化問題、それから介護、医療、大変な問題であろうかと思えます。町民にとっていろいろな重視していかなければならない問題はあるわけですが、やはりこの時代は年金、医療などの社会保障、あるいは景気、雇用対策、人口減少対策などがもっとも大切な一つであろうかと思えますのでこの点も十分くみしていただき生かしていただきたいと思うわけですが、また、私もあるいは町長もそうでありますけれども、団塊の世代が正に今65、66歳であるわけですが、今、盛んに言われているところの2025年問題、まさに我々が75から80のラインを迎えるわけですが、10年後には。その時はやはり医療の問題、あるいは介護の問題、福祉の問題、大きくなるかと思えますが、その点もやはり長期的な観点からそういう部分においてもやはり今から手を付けていっていただきたいと思うわけですが、以上で、この項目は終わります。

次に教育行政についてお伺いをしてまいります。新教育長として教育行政に取り組む決意についてをこれからお伺いをするわけですが、辰野町第五次総合計画、いわゆる五次総の中で教育支援の充実が謳われております。基本方針として、豊かな人間性や社会性を身に付け、生きる力を育むため、地域の特色ある教育支援の充実に努めるとともに、主な施策として、子どもの個性への対応、相談、支援体制の整備、国際感覚の醸成、地域支援の充実が明記されております。また教育環境の充実の中の基本方針としては、子どもたちが安全で安心して学べるよう教育環境の充実に計り、学校施設の環境整備、安心して安全な教育の提供が謳われております。明日の辰野町を背負う子どもたちのために、学校、家庭、地域が一体となり取り組みバックアップしているのが今日の姿であります。そんな中10月には宮沢新教育長を迎えたわけですが、そこで宮沢教育長に教育行政に取り組む決意を伺います。

○教育長

教育長の宮沢和徳です。よろしくお願ひします。この10月に就任をいたしましたけれど、この就任当初でも私3つの話をさせていただきました。ダブルわけですけど、1つ目は自分を大事に、自分に自信を持つこと。自分と同じように友だちや親、といった周囲の人たちも大事にできるバランス感覚を持った心の育成と。2つ目、最後まであきらめない強い心を育成したいと。3つ目、町や学校を正しく理解していただきたいと。この3つは教育長としてこれからも大事にし、学校教育及び社会教育を初めとする町の

教育行政を行っていきたいとこう考えていることとさせていただきます。この3つは今日の社会にあって人として生きていく上で大切なこととっております。そして、辰野町民として誇りを持ち、立派に生きていける社会人、住民になっていただきたいという願いが根底にあります。もう少し具体的な話をさせていただきますと、町の財産であります先ほど議員さんも言われました地域の教育力を学校や保育園にこれからも積極的に取り入れ、地域とともに歩む学校、保育園をいっそう推進したいと。私、3月まで学校現場にいました。さまざまな生徒と関わってまいりました。勉強が分からず校内を徘徊しているそんな生徒とも何回も話をしたことがございます。やはり子どもにとっては勉強ができる、分かるということはこれは重大なこととあります。学校生活、家庭生活の安定にも繋がっていかだろろうと思えます。上のものを伸ばすのは当たり前なんですけれど、下のものも上げるということ。これを特に小中学校にお願いをしていきたい、特に小学校においては今日が楽しく、明日が待ちどおしい、そんな学校でありたいと考えております。3つ目に話をしたことにはちょっと関わってですけど、自分の住んでいる辰野町や通っている学校について理解を深め、生まれ育ったこの辰野町を好きになる。どこへ行っても辰野町を誇りに思えるそんな人になってもらいたい。ですから辰野町を知らなければ、感動も感謝もそれから誇りも生まれてこないわけですので、先ず町について学ぶ、理解をする、同様に自分の学校、これいずれ母校になるわけですけど、母校も大事にできる心を育てたいと。学校についても正しく理解をし、母校を大事に母校を誇りに思ってもらいたいという願いが私自身持っているわけでございます。それには先ず、学校が歩んできた歴史をしっかり学ぶ、輝かしい先人のご苦勞を学び、学校が地域の熱い期待を背負って今そこに建てられているということ。地域の学校に寄せる熱い思いなどを学んでほしいというこういう願いを持っております。これらの根底には、もう何回も出てきているわけですけど、将来町に帰って来て、この辰野町で再び活躍してほしいという、町をともにつくってくれる人になってほしいという願いがあります。若者は町に出ていったまま、戻ってこないでは人口減少にますます拍車がかかっています。これは地元の労働力の減少ということもありますけれども、私は教育委員会の立場からしますと、地域にある何百年も続いてきている文化、伝承というものがこのままいきますと近い将来みんな途切れてしまうという、途切れたら二度と復活できないと。そういう危機感を持っておりますので、このことにつきましてはこの2箇月の間に既に各小中学校には町を知る、学ぶ、学校について知る、学ぶという指導をお願いしたいということ伝えて

ございます。仮に町に戻って来ないとしても辰野町で育ったことに誇りを持って生きていただきたいと、こんな願いを持っているものでございます。町民にもこの素晴らしい辰野町に愛着を持ち、お互いに支えあっても活性化させていただけるよう世代間の交流、異年齢同士の活動のなどを取り入れる社会教育の充実についてもいっそうを図ってまいりたいと考えております。ちょっと長くなってしまいました。よろしく申し上げます。

○矢ヶ崎（6番）

教育長は大変若いわけでございますので、新しい発想の中で新しいところの教育行政に積極的にあるいは果敢に取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いをします。

それでは2番目の項目でございますところの県食育推進計画についてを伺ってまいります。県内のさまざまな中学校の生徒の学びに郷土食（郷土料理）を取り入れております。県教委などの調査では約7割の中学2年生が自分が暮らす地域の郷土食を知っており、割合は上昇しているとのことであります。県が昨年3月にまとめた県食育推進計画は、郷土食を「南北に長い県土や四季の変化に富んだ自然環境のもと、県内各地にある地域の歴史や特色を活かした料理」と定義づけております。それを受けて辰野町の推進計画はどのように実行されているかを伺います。

○教育長

ただ今の質問にお答えをしたいと思います。平成17年の6月に食育基本法が施行され18年の3月国において平成18年度から22年度の5年間の第一次食育推進基本計画が示されました。これを受けて長野県では平成20年度から24年度の5年間長野県食育推進計画が示され、その後、国、県では第二次食育推進基本計画が示されて現在に至っております。しかし、辰野町ではその間、保育園や学校などで独自の食育計画を立ててはおりましたけれど、町独自の推進計画がございませんでした。今年度、教育委員会が窓口となって保健福祉課、産業振興課、病院、保育園、小中学校の関係者で町内会議を立ち上げ、協議を進めているところでございます。その協議内容を基にJA、あるいは商工会、県関係機関や、各種団体の代表者に出席をいただき協議を進めているところでございます。食の安全を守る安心して食することができる食品の提供や、地産地消の推進、家庭や保育園、小中学校で取り組む内容、地域として取り組める活動などを協議し、来年度27年度中の策定を目指しております。なお、議員今、お話がありました具体的な各学校

の食育に関わる部分については次長が答弁いたします。

○教育次長

各小学校におきましては総合の時間、総合的な学習の時間を利用して農作物を作ったり、また収穫をしたり、それを調理して食するまでの一連の体験を学習しております。特に米作りだったり、ダイズ、またジャガイモ、サツマイモ等を作り、それを体験しながら学習を強めていくというのが現状であります。保育園にしても各畑をお借りして、土と触れながらまた、作物と触れながらというような活動を続けているのが現状であります。以上です。

○矢ヶ崎（6番）

今、お聞きしました教育長のそういうことで進めていただきたいと思います。身近な食そのものへの興味を引くことで、どうやって地域で受け継がれてきたのかを知ることによって愛情を育む効果が期待できるわけであります。国の食料自給率を上げることを考えた場合に、地産地消の多い郷土食を学ぶ意義は大変大きなものがあると思いますので、積極的に進めていただきたいと思います。

それでは3つ目の質問でございますが、小中学校におけるお昼寝タイムの導入についてをお伺いしてまいります。宮城県の吉岡小、これは児童数729人、ということですが、6月30日から午後15分間の「昼寝タイム」を取り入れたとのこと。これは児童の情緒安定と集中力アップが狙いで、小学校での昼寝導入は極めて珍しいとのことでありますけれども、これは寝不足で疲れ気味の児童が目立つことに対応した取り組みで子どもたちは「気分がすっきりする」と好評だということであります。昼寝タイムは給食清掃活動後の午後1時15分から昼休みまでの15分間、教室のカーテンを閉め机にうつぶせになって寝る。BGMにはモーツァルトの曲が静かに流れ、眠くない場合は目をつむるだけでいいとのことであります。詳しい情報はいろいろこれから検討していただきたいと思います。詳しい情報はいろいろこれから検討していただきたいと思います。詳しい情報はいろいろこれから検討していただきたいと思います。詳しい情報はいろいろこれから検討していただきたいと思います。

○教育長

大変新しい、と言いますかねユニークな提案をいただいて私も調べてみました。議員さん言われるように小学校にお昼寝タイムを導入しているその2件の小学校ですね、今年の6月30日よりやっている。給食清掃の終了を15分間、ということ。きっかけは今言われるように子どもたちの寝不足、それで疲れ気味であるということに対応した取り組みだというふうに聞いております。児童数729名中、8時間以上の睡眠を取って

いるものは、4年生で何と58%しかいない。6年生でも64%しかいないという現状だそうです。5時間以内というものも1人いる。6時間以内と、睡眠時間ですね、これも10人もいたということなんですね。今議員指摘されるように、ですからお昼ねタイムは子どもたちにとっては大変好評のようでございます。実は高校でもやっているという所はございました。これは九州なんですが福岡県の高校です。名前はちょっと伏せておきますけれども導入したそうで、何と現役東大合格率が上がったというふうな指摘もございましたし、また普段のね、保健室へ通うという生徒も減少したというふうにこんなふうに言われておりました。一方で、このことについて睡眠学者、睡眠科学を専門にしている、その準教授っていう方いるんですがこの方の話によりますと小学生の昼寝の必要についての調査はされていないと。ですから効果は明らかではない。児童の心身の成長、学習能力向上のためには昼間の眠気をもよおすことのないように、十分にまず夜間、睡眠を確保することが大事だということに結んでいたわけですが、この提案についてまず、町内でも児童生徒の睡眠時間の確保の状況はどうなのかだとか、授業中の子どもたちのその眠気の状態ですね、ここらへんがどうなのかということを確認してみる必要があるんだろうと思います。そしてもう一方では宮城県の学校は3月までやってみて、まとめをしてみたいということですので、その結果にまた注目してみたいと思います。この提案につきましては校長先生方とも話題にしたいと思います。ですがもっとも私個人的には眠くなるような授業じゃなくて、というふうに思っているところがございます。きちんとした子どもたちへの興味を引くような授業をやっていただきたいという思いが一方ではこう持っているわけですが、今の提案を大事に受け止めたいと思います。

○矢ヶ崎（6番）

町長に一言お願いします。

○町長

明日からでもやってみたいと思うくらいですけど。

○矢ヶ崎（6番）

それでは最後の質問でございます。人口構造の変化に対応した地域づくりについてをお伺いしてまいります。その中で1番として地域資源の活用についてであります。

「成長の社会」から「成熟の社会」を迎えようとしています。にもかかわらず私たちは成長時代の制度を引きずっている現状があります。今日「成熟のためのまちづくり」が

求められています。いろいろな制度を構築し、これからの地域づくりに反映させていかなければならないと思います。今「スローライフ」に見られるように生活を自分流にエンジョイしている人々、あるいは農村らしさが色濃い地域の魅力が見直されています。グローバル化のキーワードは「スピード」であります。ローカルなら「スロー」で独自の展開をしてマーケット対応しようという流れであります。ローカルである辰野町には地域資源がいっぱいあると思います。まちを育て地域資源を活用するには、まちへの認識が不可欠で魅力を共有する必要があります。そのためにも地域にかかわる人を増やす必要があると思います。今後どのような手法で地域資源の活用を計っていくのかを伺います。

○町 長

議員さんのおっしゃるとおり、地域資源の活用っていうことは非常に大きな課題って言うんですか、良い方法だろうとこんなふうに思っています。今回の「よりあい会議」の中でもですね、そういった地域資源の活用だとか見出す方法だとか、そういったものをどういうふうに結びつけていくかっていう、そういったことの課題として出てきておりますので、そういったことも積極的に進めていくこういうことであります。一方長期的にみますと、先ほど教育長さんの方からお話のありましたように子どもの頃から地域の良さ、そういったものを見つけ出す、その教育の中、一環として取り入れていく。こういったことが非常に大事なことであります。教育長さんになられる時に私の方からお願いしたのはその点でございまして、教育の内容的には内容って言うんですか、専門的なことについては特に私がとやかく言うことでなくて、お願いしたのはそういった地域の良さを、そういったものをこれから取り入れていただく、そういう教育をお願いしたところでありまして、長期的にみるとそういったものがまた町の中でこうもし出されて将来良い結果を生むのではないかと、こんなふうに思っています。以上です。

○矢ヶ崎（6番）

それでは今の伺ったということで今後ともそういう形で進めていただきたいということ・・・

○まちづくり政策課長

進め方と言いますか、今後なんですけれども現在もこういった地域資源の活用につきましては町の協働のまちづくり支援金だとか、県の地域発元気づくり支援金そういったものを使いまして地域資源の活用や地域の活性化のための活動を行う団体を応援しており

ます。特に来年は新町発足60周年の記念事業として今、よりあい会議で地域の資源、自分たちが自分たちの地域で魅力的だと感じているもの、または大切にしていかなきゃいけないもの、誇りとしたいものというものを今回のよりあい会議で出していただいたわけなんです、そういったことをこれからどういうふうに活動に結びつけるかといったようなことを考えていただいているような地域もごございますので、新町発足60周年の記念事業としましてこの補助金を更にパワーアップしまして、地域に関わる人、地域で活動する人をまた増やすための取り組みとして活用をしていきたいかなと考えているところであります。以上であります。

○矢ヶ崎（6番）

町民ニーズをよく把握してそういうような形で今後進めていただきたいと思いますので、お願いします。それでは3番目の住み続けたいと思えるまちづくりについて。今日の「成熟の時代」のもとでは明確なバラ色の夢は描けません。痛みを伴いながらもどうにかしなくてはという模索が必要であります。つらくとも次代に希望を持って成長していかなければなりません。人口の数値対策も重要ですが、「地元に住みたい」と思ってもらえるまちづくりこそいちばんリアルな方法だと思うわけであります。私たちは次の世代にも地域を繋いでいかなければなりません。子どもたちの、更にその子どもたちにも、この地で子どもは育てたいと思ってもらえるようなまちづくりをしなければなりません。子育てをしたいまちと思う気持ちをどう醸成するというマネジメントはとても大切であります。住み続けたいと思えるまちづくりをどのように構築していくのか伺います。

○まちづくり政策課長

今、移住定住促進協議会の中でもどうしたら辰野町に興味を持っていただき、辰野町に住みたいと思っただけか、情報発信部会という部会がごございますがその中でも検討しているところでございます。また、都会等からですね、移住者が辰野町に住みたいと思っただけの施策をいかに構築していくか、住む場所、雇用の場所の確保はもちろん住みたいと思う環境の整備が大切かと思えます。町民が住み続けたいと思う町、また学生や都会に就職している方たちが帰りたい、戻りたいと思っただけの町、また移住希望者がこの町に住んでみたいという、思う町、この3つの考え方をもってその方法を考えております。職員皆で考える人口対策プロジェクト、この12月2日の日に発表会を行いました、この中でもこの3つの考え方、コンセプトを持って検討をして来

ていただいております。ここで予算化に向けて具体化に入っていくわけなんです、この今言った3つの考え方、この考え方を元に成果だとか、効果等を含め計画、またその後の検証をとおしていければ良いかなと思ってます。以上であります。

○矢ヶ崎（6番）

住み続けたいと思える町にはよく個性があると言われております。例えば古本屋街と言えば神田、中華街と言えば横浜、富士宮と言えばやきそば、宇都宮と言えば餃子、行政には営業部門がないわけであります。そのためノウハウに乏しい点はあるわけですが、もちろん対称が不明確であるという点もあります。これらの点は民間企業から学ぶ必要が大いにあろうかと思えます。将来的には行政の中に営業課というようなものを設けて辰野の町らしさを知恵を絞り売り出して、住んでみたい町、住みたい町をより強力に売り出していくことも大切であろうと思えますけれども、この点最後に町長に伺います。

○町 長

大変、良いって言うんですか、目指すべき方向の一つをご提示いただいたように思います。行政で考えろって言われてもとてもそういう発想がなかなかできませんので、ぜひ、町民の皆さんの中からそういった意見を聞き取れる行政になりたい、こんなふうに思っていますので、ご意見をまたいただけるような機会もこれからますます作っていかなくちゃいけない、こんなふうに思います。以上です。

○矢ヶ崎（6番）

それでは最後にどこの町でも売り出す方法は山国であれば共通している部分が大変多いと思います。このような売り出し方、1つ参考にしていただきたいと思います。町にはおいしい地元料理があります。山の幸に恵まれています。歴史的資源も多数あります。気候も温暖で、とても住みやすい地域です。もちろん人もすごくいい人ばかりです。これは選ばれた地域ではないようでもあります。このようなどこの地域、あるいは町村へ言っても同じようなことを謳っていてもなかなか人というものは魅力を感じないであろうと。今言った何か、選ばれる地域には個性があるわけですので、お互いに知恵を絞りながらそれを目指して新しいまちづくりをともに進めていきたいと思えます。以上であります。終わります。

○議 長

只今より昼食をとるため、暫時休憩といたします。なお、再開時間は13時30分といた

しますので時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 12時 40分

再開時間 13時 30分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位 4 番、議席 1 番、宇治徳庚議員。

【質問順位 4 番 議席 1 番 宇治 徳庚 議員】

○宇治（1 番）

ただ今、衆議院選挙の真っ最中ですので近年の国、地方の選挙でどうしても課題と思われるのは投票率がどんどん低下するという実態であろうかと思えます。この点について課題を提起しながら、最初の質問をさせていただきたいと思えます。安倍首相は11月21日衆議院を解散し、12月14日投開票の選挙に打って出ました。理由は増税を1年半延ばすとし、景気に関係なくというのが問題だと思えますが、消費税を10%にするこの是非を問う解散総選挙を実施するというものです。私の考えるにアベノミクスに求心力があるならば、まだ1年先ですからそのまま実行しても数字は改善できるのがアベノミクスではなかったのかという思いであります。逆に首相の判断で延ばすこともできるわけですから4年間の実績でアベノミクスを問えば良いはずではないでしょうか。それなのにあえて2年残して、総選挙でアベノミクスを問うということはいままで、失敗しても看板はアベノミクス、本音は長期政権目当ての安倍政権固有の裏事情ゆえのリセットであるとしか私には理解できません。そもそもアベノミクスとは、レーガノミクスをまねた政策とパフォーマンスで『朝日新聞』が多少の皮肉を込めて名付けたものであります。かつて高度経済成長期に好景気が何年何箇月続くと、いわゆる神武景気とか、岩戸景気など結果としてその道のプロが名付けたものでレーガノミクスも同じであります。しかし、アベノミクスは自らの経済政策とマスコミの造語を同義語として安倍首相自ら認め、3本の矢で経済の好循環を取り戻し2年後にはインフレターゲット、すなわち物価目標2%を達成し、デフレからの脱却を実現すると世界に宣言した計画ですから、実行責任、結果責任は極めて重大なものがあります。単なる流行語大賞で終わってはなりません。そしてその指標の最たるものが100万人の雇用創出と2%の賃上げでした。確かに2年間で失業率や有効求人倍率は良くなったとされていますが、残念ながら結果は100万人の80%は非正規雇用者です。賃上げの2%達成についても大手中堅企業の数字であって、賃上げしてなお大手中堅企業が設備投資に備えた莫大な内部留保を

抱えています。98%を占める大半の中小企業の従業員は賃上げの恩恵もなく、むしろ急激な円安による輸入原材料の高騰で実質賃金は大幅に低下しています。できることは何でもやるという政治家顔負けの日銀総裁は2度の金融緩和で株高、円安を一気に誘導し内需型企業や中小企業をいっそう追い込んでいます。リーマンショックを経験した中小企業の経営者は仮に業績が良くても賃上げより万が一に備えた社内留保に回すのが、私のつたない経験からしても当然のことであり、安倍首相がいくら賃上げを要請したとしても中小企業の実態を知らな過ぎる言動と言えらると思います。更に付け加えるならば円高時代に鍛えられ、止む無く海外生産を終止とした大多数の大企業の実際はすでに輸出産業ではなくなっているためかつてのように押しなべて円安で所得の増加を招くことはほとんど無理な実態にありますし、大幅円安だと言って日本に戻る企業はありません。財政出動は被災地の復興を併せて、相も変わらず公共事業一辺倒で皮肉にも人手不足、技術者不足と資材の高騰から全国ではやりたくてもできないケースや入札のたびに工事費がアップし、結果としてはお金が回っていないため効果は上がっていないとされています。成長戦略に至っては過去の政権と何ら変わらない規制緩和などの政策を第3の矢としているだけで、今や国家的かつ根本的にやるべき課題となっているエネルギー政策などが全く置き去りにされたものであります。世論調査では「安倍政権発足以来、景気は良くなっているか」という質問で「あまり良くなっていない、全く良くなっていない」が80%を占めています。そればかりか失われた20年の間の中であって皆が中流意識とされた日本の良さは小泉政権以降、都市と地方、弱者と強者といった格差拡大が顕著になり、よりアメリカ型社会に近づいたことで今のアベノミクスもやればやるほど格差社会を定着させるような気がしてなりません。それにも増して、バブル崩壊後、急激に進んでいる人口減少、少子高齢化、核家族化、地方の過疎化、そして企業の海外シフトなど社会構造が劇的に変化しているのに人気取りのバラマキ政策ばかりで、それを意図した確かな長期戦略がない限り日本経済の再生は無理だとするアベノミクスに懐疑的な専門家がいます。今回の選挙で景気を良くするのに誰も異論はないとしても、アベノミクスの影で国の形がどんどん歪められてしまうことのないよう、正すべきはこれだと思う政策に大切な1票を行使する必要があります。この時期に600億とも言われる費用を掛けてやるべき選挙なのか、NHKの世論調査でも60%強の人が今回の解散を評価しないとしておりますが、解散した以上は国民一人ひとりがせつかくの権利を行使して必ず投票に行くべきと考えます。前段が長くなりましたけれども、先ずここで町長にお尋ね

をいたします。今回の唐突な衆議院解散総選挙に対する町長の所見をお聞かせいただきたいと思います。

○町 長

それでは引き続いて宇治議員さんの一般質問にお答えをしたいと思います。衆議院の解散どういうふうと思うかってことであります。まあ、あの時は解散言われた時にはまだ2年も経っていないのについて先ず一番先思ったのがそれです。それぞれの思惑って言うんですか、いろいろどんなものがあったか慮ることはとてもできませんので、中身については分かりませんが、少なくとも景気が上向いてきて雇用も進んで来た、こう言われる中で地方の方へ早く回って来ないかと、こんなふうに皆さん、待ってたわけです。1日も早くこの選挙を通じていろいろ議論される中で地方の景気も良くなってほしい。こんなふうに思っているところであります。いろいろの選挙の報道も見る中で、また印象に残っているのは香港で座り込みを学生たちがやっているわけですけれども、あの中でインタビューに答えて日本の総選挙の話に絡んでですけど、私たちはその命をかけて適正な選挙をやることを望んで運動をしているんだと。日本では投票に行く人も半分を切るとか、少ない、投票率が良いの悪いのって話をしていると。根本的に考え方が違うんだとこんな話を、それに近いことを言っていたわけでありまして、そういったことを聞くにつけ日本の今の国情を現しているのかなと思っていたわけですけれども、少なくとも投票率を上げてですね、国政や政治にそれぞれの皆さんが参加していただいて投票率が上がって、政治に関心に向けてもらってこの地域においてもそういうふうな政治の一翼を担っているんだと、こういうことでもって参加していただければありがたい、こんなふうに思いました。以上であります。

○宇治（1番）

衆参のねじれが解消されたことで、決める政治ができるとばかりに十分な議論のないまま成立していく法案や国の方向を閣議だけで決めるといった状況を見るにつけ、1強他弱の責任は私が考えるにマニフェストにない消費税をリードし、経済政策が不在だった時の民主党政権にあります。今政治に問われているのは「決める政治」より「過去に決別する政治」だと私は考えます。例えば、遅かれ早かれ全て廃炉にしなければならない原発も、元首相がエネルギー政策で原発ゼロの即時転換を求めても過去の人の話として一蹴する。あるいは沖縄の基地問題も今度の知事は県連幹事長だった古巣の自民党の政策にNOを突きつけています。あれだけの原発事故が起きても地方の民意が逆転し

でも旧来の決定を改めてダメ押しするという手法や、発想の転換ができない国の政治力はますます実態とのギャップを大きくし、今以上に政治の劣化の加速が危惧される。更に国民の選挙離れが進むのが心配であります。投票率低下はその象徴的な減少だと思えます。現在、投票率を上げる特効薬はなかなか見当たらないと思えますけれども、現実にはどんどん下がるこの投票率をどうすれば良いのか、というのが重大な関心事であると思えます。前回の衆議院選挙の全国投票率は 59.32 %でその前を10%下回り過去最低を記録しています。今回の選挙は投票率が低いとマスコミも盛んに言っておりますけれども、よもや50%を切るようなことがあれば日本の選挙制度の危機であり、勝ったと言っても真の民意は反映されないと思うわけであります。そこでお尋ねいたします。町における最近の投票率の実態と低下の要因は何かとお考えでしょうか。

○総務課長

最近の選挙の結果についてご報告申し上げます。長野県知事選挙でありますけれども、この平成になってからの選挙の投票率でありますけれども、7回ほど県知事選挙は行われております。直近では8月10日、町では 48.56 %です。22年におきましては 58.33 %。平成18年では 68.01 %。平成14年は 77.11 %というような結果になっております。また、県議会議員の選挙におきましては平成になって6回行われておりまして23年の4月の選挙におきましては 64.41 %。平成19年では 75.09 %。15年では 75.33 %、平成11年では 82.65 %と高い投票率となっております。また、町の町議会議員の選挙におきましては平成23年では 69.11 %、19年におきましては 72.09 %、平成15年は無投票でありました。平成11年におきましては 84.46 %という結果でございます。身近な選挙ほど投票率が高いということと言えるかと思えます。また、その低い要因と言いますか考えられるものはですね、つい最近行われた県知事選挙におきましては三氏による選挙戦となったわけでありまして、7党相乗りの現職に新人が望んだという構図でありまして選挙結果が決まっていたようなムードで行われた選挙とも言えるかと思えます。そんなような中で投票率を下げたのではないかとも言われております。また、衆議院選挙におきましては県の世論調査会が実施したモニター調査におきましては必ず行くと答えた人は54.1%に留まり前回選挙を 8.3 ポイントも下回っております。行くつもりとの合計におきましては 82.5%と 9.1 ポイント下回っております。また、今回の衆議院選挙でも「日本の政治に変化を求めるか」というようなことの中で「あまり変化しない」が、57%、「全く変化しない」が23%と8割近くの人が変わるとは思っていないと答えております。年代

や職業でみても共通認識でいるようであります。また、投票日当日までにおけるマスコミの選挙報道からですね、あらかじめ当選者の顔ぶれが予測されているようなそんな報道がされておりますので、選挙に関する関心がですね薄れているのではないかとこんなふうにも思っているところでもあります。また午後8時の投票終了時にですね、ニュース速報等ですぐに当選確実というようなそんな報道も流れておりますので、結果的に分かっているような選挙には行かなくてもいいってというような、そんな考えを持たれている方が多いのではないかとこんなふうに思っているところでもあります。以上です。

○宇治（1番）

もう、確かに今言われたように決まってしまっているような選挙、あるいは国政レベルになるとマスコミがですね、やたら予測を出してもう決まったかのような報道をします。あるいは開票率ゼロでも当確だというようなですね過激なそういう報道合戦というのが本当に良いものなのかという気もするわけでもあります。今のデータのとおり身近な選挙ほど投票率は高いとされていますが、それでもトレンド的にみると右肩下がりになっているというふうに思われます。先月行われた沖縄県知事選は前回を上回っていましたが、やはり身近でより深刻な問題が問われたからではないかというふうに思います。かつて不在者投票と呼ばれていたルールが期日前投票に変わって10年になりますが、利用しやすい内容に変更されたことで期日前投票が大きく伸びて定着した感があります。続いてお尋ねいたします。町における期日前投票の実態とその評価についてお聞かせいただきたいと思います。

○総務課長

期日前投票の割合でありますけれど、平成22年の参議院選では24.05%でありました。22年の県知事選では21.31%。23年の県議会では20.48%、24年の衆議院では24.58%、25年の参議院では26.63%、26年、先ほどの県知事選挙でありますけれど27.78%となっております。年々期日前投票につきましては投票者の割合は増えております。今回の衆議院選におきましても昨日までの6日間でありますけれど820人ほどの方が訪れております。これは24年の衆議院に比べますと約、倍の期日前投票者となっております。以上です。

○宇治（1番）

期日前投票の狙いは、1つには投票率のアップも想定してのことだったと思いますが、残念ながら投票率自体の向上には寄与していないと思います。しかし今後ともこの期日

前投票率はアップしていくように感じます。投票率の向上はですね行政の努力もさることながら、私を含めた選挙される側の政策、言動、人格、識見等の魅力が何より本質的な要件であることは申すまでもありません。よく評論家が事を起こすと選んだのは国民であるとか言っていますが、限られた候補者に投票するわけでそこから選ばれた以上は自分の地位や名誉のためでなくて国のため地域のために精一杯努力すべきであり、やはり選ばれた側の責任に帰結すると思います。ところで選挙当日の出足はと言いますと私もいく度か経験させてもらっていますが、当日立会人を依頼された人たちが一様に言うことは、6時以降はポツポツしか来ないのに大勢の職員を含めて8時までやる必要があるかという声であります。おそらくどこの投票所も同じではないかと思えます。そこでお尋ねいたします。期日前投票の定着で投票日当日の時間は従来に戻すことはできないものかということをお尋ねします。

○総務課長

投票所の時間でありまして、選挙法、公職選挙法の第40条におきまして午前7時に開き、午後8時に閉じると規定されております。また、ただし書きでありまして市町村の選挙管理委員会は選挙人の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合、または選挙人の投票に支障を来たさないと認められる特別の事情がある場合に限り投票所を開く時刻を2時間以内の範囲において繰り上げ、もしくは繰り下げ、または投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができることとされております。また、2項といたしまして市町村の選挙管理委員会は前項、ただし書きの場合においては直ちにその旨を告示するとともに、その投票所の投票管理者に通知し、かつ市町村の議会の議員、または長の選挙以外の選挙にあつては直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届けなければならないとされております。また、これはですね平成9年の公職選挙法の改正によりまして従来の6時から2時間延長された8時までとなったわけでありまして。この法の改正の趣旨におきましては国民のライフスタイルの変化や休日勤務者の増加などといった事情を勘案し投票時間を2時間延長することにより選挙人がより投票しやすい環境を整備するというこの目的で延長されてきております。このようなことでもありますので、特別の事情のある場合ということの中でですね、時刻を変更することはできるかと思えますけれども、選挙ごとに投票所を閉じる時刻をですね変えるというようなことになれば選挙人に対して混乱を生じる恐れがありますので、この時間については決めていって現在の時刻をやっていった方が迷惑がかからないですむのでは

ないかとこんなふうに思っているところでもあります。

○宇治（1番）

今回の選挙には600億円の費用がかかると言われております。選挙のたびに全国の投票所に大勢の人が缶詰になるわけで、その費用も莫大だと思います。今回から衆議院選もインターネット活用が可とされ、投票率の向上の1つとしてとりわけ若者の投票率向上に繋がればと期待されていますが、一方で投票所に足を運ぶのが困難な高齢者、いわゆる投票弱者も増えています。現在の投票所の配置や投票日当日の時間帯別実態もよく分析され、効率化や無駄の観点だけでなく全体の投票行動も含めて見直しや改善が必要ではないかと私は考えます。それもこれも法律で決めていることかもしれませんが、新しいことを決める時は今ある方法も含め、決めっぱなしでなくて一定期間後に見直し検証するといったルールが付記されていて末端行政の声を吸い上げてほしいと思いますし、行政側も声を発していただいて全体最適となるような法律の改正も視野に入れた行財政改革も必要ではないかと私は考えます。ぜひとも広域連合等で研究ししかる後、行動していただきたいというふうに要望して次の質問に移りたいと思います。

2つ目は町の公共施設の現状と対応策についてであります。高度経済成長期の「ハコモノ行政」に代表される公共施設も経年劣化が進み維持管理に頭を悩ますことも多いのではないかと思います。辰野病院は新築移転され小中学校、保育園も耐震化がほぼ終了する状況とはいえ、福寿苑等今後の対応策を待つ施設も多いと考えます。公共施設と言っても用途はいろいろあり、老朽化への対応策もまた異なるのではないかと考えます。加島町長は選挙の中で公共施設の有効利用に言及されています。実際面で公共施設の有効利用とは何を言うのか、今あるものをどうすべきと考えるのか、現状ほどの程度把握されているのか、等の観点から改めてその考え方、進め方について確認をさせていただきたいと思います。まず、お尋ねいたします。町の公共施設の現状とその課題はどこにあるのかをお尋ねいたします。

○町長

公共施設等、非常に範囲が広いわけでありまして建物から道路、そういったところまで全て工事で造ったものがそういうふうになるわけでありましてけれども、財産の小分けですとかいろいろについてはまたまちづくり政策課長の方から申し上げますけれども、私も選挙で今言われたような公共施設の有効利用っていうことを申し上げてきたところでもあります。何度かいろいろなものを造るのに周りにそういった代用できるようなもの

があるかないか、そういったものを利用できるかどうか、そういったことを基準に考えてまいりました。ただ、なかなかそれぞれ地域によって細分化されておりまして、すぐ更新ができるとかそういうことではありません。またいろいろの、後ほど出てくるかと思えますけれども、その施設が用を終わった時にそれを廃棄するって言うんですか、壊したりする、そういったものも単費でやらなければならないというようなものが多いわけでありまして、そういったことがもう少し何とかできる方法がないかと、こんなような考えもありましてそういったものを模索してる最中で、今、そういった中でほかの施設も含めて方向を見つけようとこんなふうに行っているところであります。最近、方法を変えたって言うんですか、そういったものは荒神山のトイレをこのところ造ったわけでありましてけれども、最初の計画の中では単独で公衆便所を造る、そういう話があったわけでありましてけれども、何とか下水管を引いてある所でうまく併用できるものがないかとこんな考えの中で昆虫館の外に共用できるようなトイレを造らせていただきました。金額的には決して大きな経費節減になったとは思いませんけれども、そういったことを積み重ねることによって有効利用等も図っていけないかとこんなふうを考えています。あと、これからも職員の中でもそういったことがありますので、いろいろのものを造る場合、また修繕する場合、そんなふうに行きたい、こんなふうに行っています。一番の課題って言うんですか、そういったものはこれから物を新しく造るよりあるものの修繕とか維持、これがもう中核を成していくんではないかとこんなふうに行っておりまして、これからの一番大きな課題になってくるんではないかと、こんなふうに行っています。内容についてはまちづくり課長の方から申し上げます。

○まちづくり政策課長

町が所有している財産につきましてはいわゆる公有財産と言われておりますけれども、これには役場や消防署など自治体を使用しております公用財産ですね。公用財産。それとあと学校、道路、公民館、病院など住民が利用する公共用の財産、またそれ以外の普通財産、こういった3つの種類に分けて今分類をしております。また、その中で特に建物ですね、いわゆる公共施設と言われているものですが役場の庁舎だとか学校、保育園、町民体育館などの体育施設、町民会館や図書館などの文化施設。公営住宅、コミュニティーセンター、介護予防施設など棟数にしますと町の中には全部で357棟の建物がございます。ただしこれは1棟でも建築年が違うものについては、1棟としてカウントしておりますので、ちょっと実際の数字よりかは多くなっているのが現状であります。うち、

昭和56年以前ですね、この新耐震の基準が生まれましたそれ以前のいわゆる旧耐震の基準で建てられた施設につきましては128棟ございます。うち、耐震化済のものは41棟ございまして耐震化していない建物は87棟ございます。この耐震化していない建物の中には今後計画をしていかなければいけないものもありますが、今後は建物自体のあり方も考えていかなければならないものもございまして。また耐震化されていまして建物自体がもう建築が古いものも多くてですね、例えば小学校なんかは昭和40年代に建てられたものも多くございます。中途大規模改修という形でもって改修はしてきておりますけど、またその所が元が古いものですからいろいろな修繕費が生じているのが現状であります。ちなみに平成24年には修繕費が3,469万8,000円。平成25年には4,506万2,000円とちょっと年々この修繕費については増加傾向にございます。また、この修繕につきましては補助事業というものがなくて、地方債も起こせないために一般財源で対処せざるを得ないため1度に多額の一般財源が必要となっております。毎年の予算編成においてもこれが課題になっているのが現状であります。以上であります。

○宇治（1番）

現在、庁舎の耐震化が進んでいますけれども、今もお話のようにですね形あるものは必ず寿命がありますし、寿命一杯使用して解体するのが良いのか、それとも途中で手を入れて長寿命化を図るのが良いのか、あるいは類似の施設は統廃合を考えた方が良いのか、対応策はいろいろあるかと思えます。一度にはできないと思えますが、優先度を考慮して、かつ費用を捻出しての計画性も重要かと思えますので、続いてお尋ねしたいと思えますけれども、ただ今の公共施設の老朽化の今後の対応策についてどのようなお考えかお聞かせいただきたいと思えます。

○町 長

おっしゃられるとおりでありまして公共施設、どんなふうこれから守っていこうかってそういうことが本当に課題であります。そういう中にありまして国の方から公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進についてというような文書がまいりまして、そういった中でこれからの方針を立てていく、そういうことでもあります。特に総合管理計画を策定することによって先ほど申し上げておりました、壊るものに対して起債が利くとそういうふうなものもあるわけでありまして、そういった計画を策定することによってより計画的なものを進めていきたい、こんなふうに思っています。内容につきましてはまちづくり政策課長の方から申し上げたいと思えます。

○まちづくり政策課長

今、町長が申しました公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進についてという国から示されたものでありますが、本年の4月22日に示されております。人口減少がこれから進む時代の中で、長期的な視点で更新だとか統廃合、長寿命化を計画的に行うことにより地域社会の実情に合ったまちづくり、新しく建てることから、賢く使うことへの重点化が求められてきております。この計画には公共施設のほかにもインフラ資産ですね、道路だとか橋梁、そういったものも含まれております。この計画を策定した場合には計画内に含まれた施設について取り壊しと予定されるものにつきましては、いわゆる除却債、取り壊しのための地方債の起債が可能になることが注目されておりました、今後、人口減少と高齢化を踏まえた施設管理のあり方を考えていく必要があるのかなと思っております。当町でもこの計画を策定を進めていくわけですが、まず前段階で町の施設の状況を把握し、利用状況だとか過去の修繕の費用等をまとめた固定資産台帳の作成をこの12月から行っていくことになっております。この固定資産台帳につきましては、公会計、新公会計ですね、いわゆる複式簿記を取り入れて貸借対照表を取り入れた公会計になってくるわけなんです、その中の減価償却費の算定にも必要とされておりました、この12月から来年1年かけてこの台帳整備の方を行い平成27年度から計画の策定も行っていきたいと思っております。それともう1つ、現在辰野町の施設は指定管理者制度を行っている施設がございます。例えば湯にいくセンターだとか、パークホテル、かやぶきの館など民間事業者へ指定管理しているものが13施設。コミュニティーセンターや介護予防施設など地元の区ですね、こういった所に指定管理をお願いしているものが28施設。町が直営で管理しているものが36施設ございます。こういった指定管理の面からも今後検討していかなくちゃいけないかなと思っております。以上であります。

○宇治（1番）

今の台帳のリストにもあると思いますけれども、私の地元にある小野のですね、土づくりセンターについてお尋ねしたいと思っておりますけれども、これは特異性のある公共施設かと思いますが、設立当時とは大分、状況も変わってきているというふうに思われます。私も毎年利用させていただいて重宝している「豊沃」も人による評価はまちまちですけれども、せっかく認知されてきた施設ですから今後とも継続できるのか、特殊設備でかつ老朽化も進んでいるというふうに聞きますのでそのへんの実態が非常に気になる場所ですけれども、この施設に絞ってお尋ねしたいと思っております。そもそもこの土づくりセ

ンター設立の趣旨というのはどこにあるのかをまずお尋ねしたいと思います。

○町 長

土づくりセンターの設立の経緯でありますけれども、私も当時、多少関わっておりましたのであれなんですけれども、当時、ガットウルグアイラウンドのそのお金をどういうふうにするかというお話がたくさんあって、施設の呼び込みだとかいろいろ全国的に行われていたところでもあります。その中であって農業構造改善事業という形の中でそれを造るに当たって、プランを描いたわけでもあります。その中でかやぶきの館、あの周辺を描いた時にですね、川島へ造るといようなことがありまして、ほかの地区でもそういう公共施設が併せて造れないかとかこんな話があって、その一端にもなったわけがありますけれどもかやぶきのプランの中には、あのレトロバスって言うんですか、ああいったバスでお客さんを運ぶ、そういう構想だとか、あそこでもって地域の食の健康拠点、こういったものでもって地域の人たちの作ったものを都会の人たちとかお客さんに提供しようと、そういう構想がもちろんあったわけでありまして、じゃあ、そういうふうにするについて新鮮な野菜、安全な野菜を作るにはどういった方策があるか、そういう中で土づくりというものが重要視されて、その構想の中に土づくりセンターというものが入って来た、そういうことであります。あそこへ建てるにはいろいろの経過もございまして、地域の皆さん方の中には迷惑施設だからというような声もありましたし、また農業するには必要なものだから地域として受け入れてやっていきたい、いろいろな意見がございました。地域の選定等にも二転したりとか、いろいろあったわけがありますけれども地元の皆さん方の絶大なご協力をいただく中で現在の土づくりセンターができて、現在のって言うんですか、堆肥を使って多くの皆さん方がご利用いただいて生産をいただいている。そういう経過でございます。以上です。

○宇治（1番）

聞くとおっしゃるところによればですね上伊那エリアでは貴重なプラントであり、できるならこれこそ有効利用した方がよい施設ではないかというふうにも思います。ただ、特殊な設備、建屋ということで、言ってみれば公共施設でありながらですね、ものづくりということで、いわゆる品質というものが問われる公共施設でありますから機械の設備管理等も非常に大変だというふうに思われますけれども、事業としては赤字も累積しているというふうに聞いてますけれども先行き改善できるのか、あるいは有効な方策があるのか、あるとすればそれらの考え方や進め方をですね、お聞かせいただきたいというふうに思いま

すので、続いてお尋ねいたしますけれども土づくりセンター事業の実態と今後の課題についてお尋ねいたします。

○産業振興課長

土づくりセンターのあの実態と課題でございますけれども、まず実態でありますけれども、堆肥の需要につきましては過去5年間の平均で年間230トン程度でございます。堆肥は安全性の栽培志向から、土づくりのために大変人気がございます。しかしながら機械でありますガラスプラント、製造プラントでありますけれども非常に老朽化が進んでおりまして、機械部品は製造されていないために交換ができませんので、例えばスクリーンの羽根ですとか、修理で対応しているのが実態でございますが大変、先ほどの話じゃありませんけれども、修繕費がかさんでおります。供給する側の酪農数も当時3農家でありましたものが1農家のみとなっております、経営状態もあまり良くなってですね、過去5年間の平均をみますと年間270万円ほど赤字決算となっております。この費用の主なものは、人件費、光熱費、修繕費等になっております。今後の課題ですけれども、このガラスプラントは老朽化が進んでいますので、並行して違う方法で今考えておりまして、ローダーの切り替えしということで製造を試行しております。この方法が可能であれば経費を抑えて経営の改善が期待できますので、運営委員会で検討を行っていたりですね、今後については地元へ説明会を開催しまして新たな取り組みについて相談をしてまいりたいと、そんなふうを考えているところでございます。

○宇治（1番）

設備自体の特殊性、あるいは老朽化、原材料の供給ですね、3人が1人というようなこと。あるいは臭いという問題で地元のお声もありますので、説明会を開いていただくということでもありますから、ぜひそうした対応策を取る中で事業採算等、いずれをとっても課題も多いんですけれどもぜひ運営委員会や関係者の知恵と協力です、存続のための確かな対応策を講じていただきたいというふうに考えるわけでもあります。時代は有機農法や家庭菜園などのニーズは高いと思われまますので、期限を切ったの検討をお願いできればと思います。そうした対応策がうまくいけばですね、私は今後の課題としては先行き指定管理者制度に導いていった方が良くないかと、かようにも考えるわけですけれどもこの点につきましてはの见解をお尋ねいたします。

○産業振興課長

その前にですね、この施設でございますけれども事業費が1億9,740万円。そのうち

ですね、財源内訳として国庫補助が 9,870 万円。起債が 7,402 万 5,000 円で建設をしております。起債につきましては、平成21年度に償還が終わっておりますけれども、補助金をいただいておりますので、補助金等に関わる予算執行の適正化に関する法律という法律がありますけれども、この法律によりまして処分制限期間が平成28年までございます。ですけれども状況によりましてはですね、考えられるものとして5つくらい形態が考えられます。1つには廃止すること。それから目的外使用ということで、堆肥センター以外のものに転用していくことですね。それからどなたかに譲渡してしまうと。それから4番目として今、議員のご提案の指定管理というもの。それからどなたかに貸し付けていくと。いろんな方法がございますけれどもそれらを今後検討していかなきゃいけないと思います。ご提案の指定管理者制度も含めましてこの経営形態を変更するかどうかということは大変お世話になっております地元ですとか、地主の方、これらの方と十分協議をしまして最終的には土づくりセンター運営委員会の中で十分検討をしまして、方向性を出していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○宇治（1番）

いずれにしても、町の公共施設について現有設備の有効利用は時代のニーズにマッチしているというふうに考えますし、安心安全のまちづくりの観点からも重要な案件でありますので、早期に計画に沿った取り組みがされるよう希望して私の質問を終わらせていただきます。

○議長

進行いたします。質問順位5番、議席12番、垣内彰議員。

【質問順位5番 議席12番 垣内 彰 議員】

○垣内（12番）

それでは通告にしたがいまして町長に質問をしていきたいと思ひます。早いもので、昨年10月の28日に一緒に当選証書を交付されまして1年が経ちました。同じ日に交付されたものですから私は同期と思ひているんですが、勝手に思わさせていただいておりますけれども、この1年振り返ってみまして当初現状把握と言われて発言をかなり手控えておられた町長もですね、今年の本年度予算ではできるところはできる範囲で手を着けるといふ約束どおりですね、なかなかこまめなと言ひるか大ナタを振るうといふような改革ではないにしてもですね、プチ贅沢的な選択と集中の小技をですねあらゆるところに散りばめられて、加島マジックと言ひてもいいぐらいのいろいろな政策が、どこから

お金が出てきたんだらうっていうぐらい工夫をされた予算だったかと思います。それもそろそろ1年が経ちまして、27年度予算編成に着手されているかと思います。その前提になる基本計画、その第五次総合計画の前期の最終年度に当たるわけです。来年度1年かけて、その後期計画を策定するという大きな作業がもう公約どおりですね、各地よりあい会議等始まっておりますし、着々と地域計画に向けて作業は進められているかと思うんですが、この町総合計画は第五次まで10年ごと5年ごとの見直しを含めながら公で5回、繰り返されてきたものであります。第四次、第五次と一大居住拠点都市構想ですか、が構想の中のイメージとして何と言いましたっけ、基本構想、基本何とかイメージって言いましたよね。すみません。失礼しました。将来像、それから将来ビジョンとして一大居住拠点都市構想というのが掲げられております。その基本構想の将来像、それから7つの施策の大綱というものは10年通しでやるよというような内容になっておりますので、一般的に言えば続く後期計画においても7つの大綱、それから将来像、将来ビジョンについてはそのまま行くのであろうというのが総合計画だとは思いますが、昨年来ですね、例えば昨年12月の岩田町議の質問に対する答弁の中でもできれば、見直しても良いよと、あるいは見直したいとともとれるような発言を町長されておりますし、あるいは6月、あるいは9月ですね、そのほかの町議の質問の中でも見直しをほのめかすよと言うか示唆するような内容の発言がございました。そこで伺いたいのですが、来年策定される後期5箇年計画では基本構想も含めて見直しをされるのでしょうか。あるいは地域改革も含めてですねよりあい会議で上がってきたさまざまな意見、あるいは構想、ビジョンといったものをどう盛り込んでいくのか、そのへんをお聞かせください。

○町 長

引き続き垣内議員さんにお答えをしてみたいと思います。1年間の評価をいただきましてありがとうございました。一所懸命それなりにやろうとは思っておりますけれども、なかなか思うようにいかないわけでありましてけれども、第五次総合計画の後期計画に向けては当初の公約の中でもそういったことの見直し、って言うんですか、それに向けてどういうふうにしていこうと、こういうことあったわけでありまして。本来、私はうんと向こうをどうしようっていうそういう理念より、今将来に向かって今の地固めをしていかないと今、整理をすべきものを整理するとか、道筋をつけないと次へ進んでいかないんじゃないかと。そういうふうな思いもありましてどちらかという今現

在、今進んでいる等をどういうふうにしようか、こんな思いが強かったわけでありませうけれども、それぞれのよりあい会議だとか、そういったものを通じてこれからの考え方を5年間をどういうふうに進めていくかっていうことで、10年間の中でも変えざるを得ないだろうと、こんなふうに思っております。特に、話も一大居住拠点都市構想、こういったものが相変わらず続いていくかどうかというお話の中でお答えした中にですね、それらについても新しい方法も、方法って言うか方向性も出していければ良いなってこんなふうに思っております。どっちにしても町づくりの基本であります。これから町をどういうふうにしていくかっていう、先ほど来、話が出ておりますけれどもこの町をもうずっと住み続けたいとか、住んでみたい町にするとか、帰ってきたい町にするとか、ここらへんのところがポイントになってくるのではないかと、こんなふうに思っております。手順だとかそういったものについてはまちづくり課長の方から申し上げたい、こんなふうに思います。

○まちづくり政策課長

従来の総合計画の策定手順としましては町民アンケートを実施しまして、町側で計画案を策定しましてそれを町民の代表、あるいは公募委員からなる基本構想審議会に諮問いたしまして、そのあとパブリックコメントを実施しまして意見を募集し、また協働のまちづくりに関する項目についてはまちづくり委員会にかけ検討していただいて策定するというような手順でありました。今回は、そのよりあい会議だとか、町民アンケートについては引き続き実施をしておりますが、よりあい会議といった手法を用いまして町民の生の意見を吸収しているわけでありまして。そして先ほどからの第五次総合計画の後期基本計画の基本構想の部分であります。ちょっと整理をさせていただきますと、辰野町の第五次総合計画、これは平成23年度から平成32年度までの10年間の計画であります。この10年間の期間の基本構想としましては将来像が「ひとも まちも 自然も輝く 光と緑と ほたるの町 たつの」としましてこれは町民憲章にも謳われている文言であります。それに対しまして将来ビジョンですね、ビジョンを一大居住拠点都市構想としまして、その下にこの将来像、将来ビジョンを実現するための7つの施策の大綱、例を取りますと「豊かな自然環境を育み活かすまちづくり」だとか「支え合いとやすらぎのまちづくり」そういった施策の大綱と位置づけまして7つの項目から成り立っております。

本来基本構想につきましては10年間議員、ご指摘のとおりに変わらないのが普通でありますけど、今回策定する後期の基本計画ではこの、やはり時代が今本格的な少子高齢化、また人口減少次代を迎えているという中でこの基本構想の部分も含めて見直しを行っていきたいと考えて今、進めているところであります。以上です。

○垣内（12番）

ありがとうございました。分かりました。今、基本構想も含めて見直しを計りたいというお話だったということで多いに意を強くしているわけです。今の時代にあって10年同じ目標を掲げて繰り返し、繰り返し改善を言うんですかね、足元を固めながらあるいは修正しながらいくっていうのはなかなか難しいと思うんですね。機を見て敏にですね、こっちが良いと思ったらすぐ方向を変えるぐらいのスピードっていうのは必要だろうと、行政の中にあっても思うわけです。ぜひそこを考えてもらいたいんですが、私がもう1つ確認したかったのはその基本計画、総合計画、それから後期計画を決める手順です。今おっしゃられたように課長が説明されたようにですね、従来どおり住民アンケートをし、そして基本構想審議会ですか、を組織してその中で、住民アンケートから案を作るわけですよ。その計画案を審議会に諮るというような従来どおりの手法で進められるということであったんですが、できればですね行政経験の長い町長からですね、そういった従来型のボトムアップではなくてですね、ある部分概念ですから、7つの施策大綱についてももうあらかじめ決まってくるわけですから、その構想ビジョンについてはですね何かトップダウンでですね、こういうイメージで行くんだっていうものをですね示していただけたらと思うんですがいかがでしょうか。

○町 長

私が今、言うことはそれはそれで良いと思うんですけれども、やっぱり国の流れが今こういうふうに変ってきていますのでそれを有効に使うことができる施策、そういったものも盛り込んでいくのは当然だと思いますので、もう少し待っていただかないと明確なものが出て来ないんじゃないかとこんなふうに思っています。

○垣内（12番）

「そうですか」って言って、従来だとそうですかと言って引き下がるわけですが、1年間ですねいろいろな経験されたし、感じたことも多かったらうと思うんですよ。意見を慎重にされるのは良いんですけれども、心の中にですね、方向が見えてきたと、こっちでいききたいと、何か思いが町長の中にきっとあると僕は思っているんですね。そ

の思いとそれから今、審議会、あるいは住民アンケートあるいはよりあい会議から出てきた意見を整合しながらご自身あともう少し時間をかけて決めていかれるんだろうと思うわけですがけれども、ぜひですねそこは指導力を発揮してですね、じゃあちょっと質問を変えるとですね、ゼロではない、あるいは5割ぐらいは腹は決まっていると、あとは整合するだけだとかですね、何か町民にですね「ああ、進んでいるんだ」というように安心できるような情報っていうのを提供してもらえたらと思うんですがいかがでしょうか。

○町 長

先ほども申し上げましたけれども、私の根底にあるのは今のこれをどういうふうに足場を固めていくかっていうのが一番の大きな関心時であるわけでありまして、それがないと先が見えないんじゃないかってこんなふうに、非常にどちらかと言うと後ろ向きに思われるかもしれませんが、その後の将来、こういったことが描けるところをつくりたい。少なくとも土地開発公社だとかそういったものの負債だとか、そういったものをこの任期のうちには近い将来、解決してそれを身軽にしないと駄目だろうとこんなふうに思ったり、そういったことにとにかく力を注ぎたい、こういうことでありましてその先のものについては、7つじゃなくてじゃ、もう1つ増やしても良いとは思いますがけれども、そういった中でどの政策も手詰まり感がどうしても出てきちゃうんですね。財政のあれがなければ、夢を与えることは確かに必要かもしれませんが、そうするとそれが何て言うんですかね、総合的に言えば心豊かに誰もが安心して暮らせるまちづくり、そこのところへ行ってしまうんでそれに到達する近道をいくつもいくつもやらざるを得ない、そういうことでもありますのでご理解をいただいてもうすぐそういったものもまとまって出てくるんじゃないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○まちづくり政策課長

すみません。私の説明がまずかったのかもしれませんが、先ほど申しました策定手順につきましては従来のやり方を申し上げました。今回につきましてはそのよりあい会議自体を開いていること自体も初めての試みでございますし、今回の総合計画の中には17区の地域計画を載せていきます。つまり地域の計画が先にあってこの後に町の計画に入ること自体が今回初めてやることでありますし、もう1つ考えているのは今までの総合計画については5年間の総花的な事項が羅列されたものが多かったんですが、今回は例えばこの5年間にはこれとこれと、これの項目を重点的にやりますよといった重点事項、

あるいは重点プロジェクトと言っていいのかもしれませんが、そんなような形でもって1章を作って、まとめていきたいかなって今考えている次第であります。ということで策定手順は流れは大きくは変わりませんが、少しは変わってくると思いますので、よろしくお願ひいたします。

○垣内（12番）

今の説明でよく分かりました。なので第五次の前期の計画の策定とは後期はそういう意味で違ってくるということ。それから住民がより積極的にと言うか参加する素地もあるし、それが必要になってくるという内容だろうと思います。それで大いに期待したいと思いますので、策定作業の方をよろしくお願ひいたします。それからトップダウンで何とかって話をさせていただきましたが、あくまでも慎重に現状の諸問題について手堅く解決していくんだという町長の姿勢もよく分かりました。それは私個人の感想を言わせてもらえると日本的な改善、一つひとつの現場の現状のですね不具合点をリアルタイムに直していくっていう手法で、それは必要なことだと思うんですね。私は前にも1度改善運動には意を唱えるものの一人ですってというような話をさせてもらったことがあります。改善は、改善からは戦略が出て来ないんですよ。日本がその改善にすごく長けていて、各企業がものすごく何て言うんですかね、改善に対するスキルっていうのは持っているんですが、企業全体としての戦略というものが無いんだから海外の大きな企業に負けてしまうような現場があるわけですよ。ぜひ辰野町もそういったその一方の改善作業だけで眼前咫尺（ししゃく）の間を見つめて遠くを見ないってようなことではなくてですね、遥かかなた行く先を見つめて全員がその行き先を共有してですね、「ああ、あそこの町、ああいう形の町に向かっていくんだな」というビジョンを示していただきたい。それを多くの町民が、と言うか町民全員がですね共有できるようなプロパガンダって言うんですかね、パブリッシングをしてですね全体の心が一つになるような施策というのはやっていってほしい。プラス1つされるその1本の大綱の中にですね、ぜひそういった戦略的なものを受け持つような要素を入れてもらえたらと思うわけです。今ですね、長野県では長野県の信州ブランド戦略というものを展開中です。2013年から「しあわせ信州」というロゴをあしらった各種の宣伝、広告、皆さんも目に留められていて、「ああ、新しい信州の戦略、ブランド戦略が始まったんだなあ」というような意識されていると思うんですね。長野県の農産物も初め、それから商工業の生産物、それから観光、さまざまな分野で医療もそうなんでしょうし、福祉もそう

んでしょう。そこに1本太い横串を通すような形でさわやか信州というイメージをですね発信しているんだと思うんです。それは県外に住む人が「ああ、信州っていい所だね」っていうイメージを持つのと同時に信州に暮らす我々が「ああ、いい所に住んでいるなあ」っていうのを再認識する。ふるさとの良さを再認識することができる。いわば企業にあってはC Iに当たるような戦略だと思うわけです。辰野にあってもぜひ、そうした戦略的な視点から観光だけでなくですね、行政も福祉も製造っていうんですか、何て言うんですかね行政サービスも含めてですね、何かこう1本横に通る辰野ブランドっていうものを構築していく。そしてそれを展開していくっていうような動きがあった方がいいと私は思うんですが町長いかがでしょうか。

○町 長

ものの言い方がちょっと違ってたらかもしれませんが、信州ブランドっていうそういったことに匹敵する今、町のっていうことでもありますけれども先ほども矢ヶ崎町議さんからお話のあったような地域資源、ていうものがそれに相当するのではないかってこんなように思います。そういったことで、よりあい会議の中でもですね地域資源をどういうふうに見つけて、自分たちのよさ、そういったものに結び付けていく。それを集めてそれが辰野の地域の資源、そういったものに繋がっていくわけありますので、総合計画の中でも当然そういった地域計画の中から辰野地域の資源、そういったものがくると思いますので、そういったものを突き詰めていけば辰野ブランドと、そんなふうなものにも相通じるものがあるのではないかと、こんなふうに思います。そういったことでもって辰野らしさを求める、そういったことが1つの課題であるわけありますので、地域、総合計画の中にもそういったものが盛り込まれて、当然いってそれに繋がっていくのではないかと、こんなふうに考えています。以上です。

○垣内（12番）

すみません。そういった戦略を考える部門を、では作るということによろしいわけですね。どこかの部門の中で。

○町 長

当然、それなしには進んでいかないもんだらうとこんなふうに思っています。

○垣内（12番）

ぜひ、企画戦略室みたいな、あるいは辰野ブランド戦略室みたいな、何かそういったものをできればまちづくり政策課の中にですね、作ってもらえたらと思うわけですが、

次の質問に移っていきたいんですけども、そういったそのブランド戦略の絡みとも繋がりがあられるわけですけども、移住定住促進について人口対策の中の1つのテーマとして移住定住促進というのが掲げられておまして、移住定住促進協議会というものが昨年作られました。その促進協議会の規約によればですね本会は辰野町における移住定住促進により定住人口増、及び地域経済の活性化に資することを目的とするというふうな目標、目的を掲げていますが、ただ単に人口を増やす、経済を活性化するというだけにとどまらずですね、この協議会の中の目的はそうかもしれないですけども、移住定住促進という大枠で考えた時の目的っていうのはもっとほかにもあると思うんですが、いかがでしょうか。

○町 長

今言う、移住定住の一連のものはその方法の1つでありまして、先に目指すものは先ほど来、多くの方から話も出ていますように住みやすい町だとか、住んでみたい町、また帰ってきたい町、帰りたい町、こういったものに繋がることでありますので、そういったいくつものものがその、それに向かって進んでいくのが最終目的だろうとこんなふうに思っています。

○垣内（12番）

同感であります。ただ、移住定住希望者、あるいはUターン、Iターンしてくる人たちだけのための施策ではなくてですね、現在この辰野町に暮らす人たちが住みやすい、良いなあという町になることも、がって言うんですか、なることが翻って、人口を増やす、「ああ、いい町だね、住みたいね」って行ってよそから移住してくるっていうことに繋がると思うわけです。それは第1回目の移住定住のシンポジウムの落しどころって言うんですかね、最終的な結論でもあったと記憶しております。そこでお尋ねしたいんですけど、そうするとですねただその移住者のためだけの施策ではなく、今現在住んでいる人たちにとっても受け入れられる「ああ、よかった」と思われるような施策っていうのは必要だと思うんですが、具体的に何かアイデアはありますでしょうか。

○産業振興課長

移住定住に限らずですね、今おっしゃったように人口対策の関係の1つとして移住定住をやっておりますので、この人口対策の中でですね、人口対策プロジェクト会議でいろんなものを検討しております。その中から今やはりいろんなアイデアが出てきておりますので、それらを施策化って言いますかね、制度設計していけばそういったものに繋

がっていくっていうふうに考えております。移住定住で言いますと、今議員さんおっしゃったように人が入って来ることによってですね、その地域では新しい人が来ることで今までの仕来たりを見直すとかですね、自分たちにとっても新たな発見というかいろんな資源を見直すことにも繋がると思います。いろんな社会文化っていうようなものも活性化していきますし、そういう中で外部からの新しい目を通してですね今まで気がつかなかった資源が再発見できるとか、それから先ほど申し上げたように改善点がですね、改善点に気づいてより住みやすい地域へ変わっていくと、そんなようなことにも繋がっていくと思います。また新しい方が入って来ることでコミュニティーの再構築というようなものにも繋がりますので、いろんな今いる人が活性化していくというようなそんな効果も含んでいると思っております。以上です。

○垣内（12番）

人口対策プロジェクトを開いたばかりのところで情報を無理やり言わせてしまったようで申し訳ないと思うんですが、多分、そのプロジェクト会議の中でのですね制度的なものでこういうふうに見直したらどうだ、ああいうふうに見直したらどうだっていうような案がいくつかあがってきていると思うので、まとめられて施策に反映されるのを待ちたいと思いますけれども、そうしたその従来地域の枠組みっていう、枠組みというか制度的なものを今風にアレンジして新しい人も住みやすいような地域に変えていこうという動きになろうかと思えます。期待したいと思えますが、そういった制度的なものとは別にですね、例えば税金であるとか、水道料であるとか、保育料であるとか、あるいはいろんな手当てみたいなものでも財源も限られた中でいろんな施策は無理かもしれないですけども、何かそのどうでしょう、値下げをすとかですね、いうこういった人にはこの期間優遇するとかいうような施策っていうのは考えられないでしょうか。

○議 長

垣内議員、通告にない質問ですが、再質問でしているんですか。

○垣内（12番）

そういうことになります。

○議 長

再質問なら許可します。

○町 長

今、考えられるあらゆる手をまず上げたり、列挙したりしてその中から有効なものを

選んでいくということでもあります。優遇制度、そういったものも前からずっともう何年も何年も取りざたされていますけれども、そういったものがほかの人たちとの均衡だとか、そういったものも絡んできますので、必ずしも採用できないものもあるわけでありませけれども、できるだけそういったものも今回は取り入れられるものは取り入れてっていうふうには全体の中では共通のコンセンサスができていないかと、こんなふうに思います。ただ、今言われましたような、いくらでもどこかから財源が湧いてくるということではございませんので、そこらへんのところはどこかその分だけやるには、どこかを削らないといけないっていうことが必ず付いて回るわけでありませるので、そこらへんとことのどこをどうっていうのをこれからがやっぱり一番問題になってくるところではないかと、こんなふうに思います。特に今まで十分満ち足りていたものが段々になくなっていくっていうことに対してすごい抵抗感が当然出てくると思うし、あるわけでありませるので、そこらへんのところをみんなの合意の中でやっていくということはかなり厳しい作業になるのではないかと、こんなふうに思っています。以上です。

○垣内（12番）

すみませんでした。ちょっと話を膨らませ過ぎたきらいがありますが、ただその移住定住促進の中の今後の活動予定という中で、今後の施策について触れてもらえたらと思ったわけでありませ。それで先ほど来、あったようにですね、その例えばその保育園の延長保育を扱う保育所を増やすということも1つのその移住定住促進の何て言うのかな、追い風にはなると思うものですからそういった面でも検討を進めていただけたらと思います。それで最後の質問に移りたいと思います。景観についてなんです、辰野町では平出区にほたるの里景観形成住民協定というものがありますけれども、ほかの地区で何かそうした景観保全、あるいは改善に向けての取り組みの兆しって言うんですかね、あるいは行政側から働きかけをする予定とかいったものはありますでしょうか。

○建設課長

議員ご存知のように、団体につきましては辰野町ではほたるの里景観形成住民協定ということで1地区、行っております。そのほかにつきましては町としても進めてまいりたいということで考えておりますが、平成24年度ですか沢底地区で県の出前講座を行いまして協定についての説明を行ったところがございます。それ以後、地域において検討をしていただいておりますが、それ以降、意向についてはない状態でございます。それ以前にも上辰野の上段地区、また川島地区というような形の中において、区長等にお話

をした経過はございますが、現在そういう団体の所はその地区についてはございません。以上でございます。

○垣内（12番）

ぜひですね、その辺ももし、戦略室等ありましたら、辰野町の辰野町ブランドというものをある程度形が分かるようなものにするためにもですね、各地区で特色あるまちづくり、って言うか地域づくりというのができるように働きかけをしていてもらいたいというふうに思います。それで景観講演会が9月の24日、それから10月の14日2回にわたって行われまして東京大学のアジア生物資源環境研究センターの堀繁センター長の講演が行われました。その内容をいくつかあるわけですがけれども、景観は町の活性化にどのように役立つのかということで第2回目の講演がありまして、それで人を呼び込む3要素、三種の仁義と先生おっしゃっていらっしゃいましたけれども、集客装置、これ店の前にですねメニューだったり、メッセージだったり、ウェルカムボードみたいなものとかを置くこと、それから挨拶をしっかりと。それは花を置くとか、それもきちんとした台に置いたりするっていうことが必要だと。それから逆装置っていうの、お客様をお迎えする装置として店の前にベンチ、あるいは照明はかなり有効なのでとにかく明るく照らせというようなこと。それから暖簾を掲げる。あるいは障子戸だったらそれに何か挨拶文を入れるというような話をされました。辰野町をざっと見てですね、ざっと言うのは駅前商店街、下辰野商店街を見られたわけですが、騙されたと思ってこれやっごらんないと言われましたが、私個人的にはいくらその集客率というか入店率を上げてても通行量が少ないもんですから、入店数というのは少なくなるだろうと。大体辰野町で無目的にですねどこのお店で何を買おうかなと思って歩いている人はゼロですから、だから小売業で賑わいを作るっていうのはまず無理だろうと思うわけですね。そうした時に堀先生がおっしゃられたのが、駅前の茶の間の駐車場、あそこはアスファルトで固められているだけなので、そこに滞留装置と先生はおっしゃっていましたが3人、4人、5人集まってお茶をしまったりするか、ゆっくりできる場所を、コーナーをぜひ造ってほしいと。それが賑わいの第一歩だよっていうようなヒントをおっしゃっていましたが、それが提案だったと思うわけですがそういった提案について主催者としていかが、何か感じるころはあったでしょうか。

○保健福祉課長

今議員おっしゃられました世代間交流センター茶の間でございますけれども、この施

設につきましてはですね将来都市計画街路が整備されるという前提でもってですね、約8メートル道路より下げて建設を行いました。またですね、前面スペースにつきましてはですね朝市ですとか、あるいはほたる祭りのですね休憩施設として現在、利用と申しますか活用をされております。今、おっしゃられました集客装置、いわゆるオープンカフェ等だと思っておりますけれども、そういった施設の設置につきましてはですね現在あの施設をですね社会福祉協議会に指定管理を出しておりますので利用者の皆さん方のお声ですとか、あるいは社会福祉協議会のスタッフの意見を聞く中でですね検討していきたいというふうに考えております。それから現在予算編成を行っている時期でありますので、この茶の間だけに限らずですね町全体における居場所作りと申しますか交流の場のあり方をですね、併せて検討したいというふうに考えております。以上です。

○建設課長

議員ご質問の条例の制定とか、協定、締結等の動きはあるのかというご質問をいただいております。県においては平成25年12月に伊那の文化会館において「信州とっておきの景観にかかせない世代を繋ぐための」と題しまして「ふるさと風景育成の集い」を行いました。これにつきましては上伊那圏域の景観法に基づく景観行政団体への移行を目指すものでございます。それで県といたしましては長野県総合5か年計画、しあわせ信州創造プランに掲げられまして、目標といたしまして各市町村景観行政団体に移行をするということで、目標年度を平成29年度、20市町村を行いたいということで県はプランを作っております。この中におきまして現在の進行状況でございますが、景観行政団体である市町村につきましては、現在長野県で17ございます。近隣では松本市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市等です。それから下諏訪町でございます。また、この移行の準備検討をしている市町村が8ございます。岡谷市、箕輪町、南箕輪村と、そういう形において上伊那地区において各地町村に現在、県から素案という形で平成29年に向けて景観行政団体に移行をしたらどうかということで、これにつきましては、町につきましては先ほど申し上げましたように講演会等を行い住民の意識向上を努めたところでございます。また、先ほどご質問のございました辰野町第五次総合計画後期基本計画において、地域計画を行うという形の中において地域の皆さんもよりあい会議ということを通じまして、地域の魅力、課題を出し合い今後の地域づくりのイメージを作っているところでございます。やはりこれが景観に匹敵するものじゃないかということで良い機会ではないかなと思っているところでございます。建設の方としましても、この景観について今

後とも進めていかなければいけないこの問題ではないかと思っているところでございます。以上でございます。

○垣内（12番）

それではちょっと質問させてもらいたいんですが、その県で進めている景観行政団体っておっしゃいましたでしょうか。課長、すみません。その移行する要件というのはどういったことでしょうか。

○建設課長

景観行政団体につきましては現在、長野県、都道府県ですね、指定都市、または県知事と協議し、景観行政団体を実施する市町村という形になっております。全国レベルでは219団体でございます。その中に基つきまして目的でございますが日本の都市、農山村等における良好な景観の形成を促進するため景観計画の策定、その他の策定を総合的に講ずることにより美しい風格ある郷土の形成、うるおいのある豊かな生活環境の創造及び、個性的な活力のある地域社会の実現を図ることを目的とするものでございます。以上でございます。

○垣内（12番）

そうしたら辰野町は、景観行政団体を目指すということでしょうか。

○建設課長

これから住民にアンケート調査、またそういう形の中において話し合いを進めて、向こうできるものでしたら進めてまいりたいということで考えている次第でございます。以上でございます。

○垣内（12番）

勉強不足ですみません。景観行政団体とそれから地域の景観協定の進め方等を自分なりに整合して次回、また質問がありましたらさせていただきたいと思っております。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

只今より暫時休憩といたします。なお再開時間は3時15分といたします。

休憩開始 15時 02分

再開時間 15時 15分

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位6番、議席5番、岩田清議員。

【質問順位 6 番 議席 5 番 岩田 清 議員】

○岩田（5 番）

それでは通告にしたがいまして 3 つの観点から質問及び提言を行います。今日、ここまでの各議員の質問を見ているとそれぞれの立場からそれぞれの考え方を述べられて良い質問が多かったと思いますけれども、私は 3 つの観点の中で空き家対策、それからですね国民健康保険、それから教育問題と。空き家対策の方はですね、前議会では時間の関係もあり十分な質問ができなかった点、また数人の同僚議員の質問もこの件についてはありましたけれども、非常に町民に分かりづらかったところなどがありますので、そこを中心にですね伺いたいと思います。国会でも去る 11 月 19 日、空き家対策特別措置法が参議院本会議で全会一致にて可決しました。5 年に 1 回実施される総務省の住宅土地統計書によれば平成 20 年 10 月 1 日に現在における全国の総住宅数というのですけれども 5,759 万戸となっており、平成 15 年から 5 年間に 370 万個。率とすれば空き家率がですね 6.9 % と急増しております。更にですねこの 5 年間の間に空き家率がですね 13.1 % に達しているというデータがございます。持ち家と共同住宅が占める割合、例えば都会では共同住宅が多いでしょうけれども、我が県は山梨県の 20.2 % に次いで全国第 2 位の 19.0 % 5 件に 1 件空き家という非常にですね憂うべきデータが公表されているわけがあります。そこで質問いたします。前回は質疑があったと思いますけれども、辰野町の空き家の現状について解体しなければならない家屋と再活用できる住宅、家屋含めて、たぶん調査されているのか。それからですね総軒数や、空き家率も含めてね、一括でご説明いただきたいと思います。

○総務課長

町で現在把握しております。個数についてお知らせをしていきたいと思っております。昨年各区にご協力をいただきまして実施した調査によりますと総計で 541 戸の空き家を把握しております。その中にはですね、売却、あるいは賃貸が可能な空き家としているもの、これが 60 戸ほどの報告をいただいております。また危険な状態という形の中での情報をいただいているのは、現在のところ 5 戸というような形で報告をいただいておりますので、この危険な状態の空き家につきましては今後調査が進むにつれて増えてくる。こんなふうに考えております。この危険な状態の空き家につきましては、4 月から施行をしております条例あるいは規則に基づきまして職員が調査をする中で条例に沿った形の中で段階的に指導あるいは助言等の形の中で進めてまいりたいと、こんなふうに考えてお

ります。

○岩田（５番）

危険な住宅が５戸ということで意外と少ないなということで、この後、その話も出ますけれども、いずれにしましてもですね先ほど熊谷議員が30年先を読んでも駄目だよと。10年先ということでなければ我々は見通せないんだと。それから先ほどの垣内議員の熱血的な質問の中にも10年は長いと。５年とかそういう単位でね実行できるものやっぺいこうという話もありましたけれども、矢ヶ崎議員がですね2025年問題、私も何回か取り上げてますけれども、さて2035年では予想される数字がですね全国平均で空き家率32%。3件に1件は空き家といういわば空き家列島とも言われる空前の事態が予想されています。課長のお答えをみましてもですね、その危険家屋について5戸ということは安心ですけれども、辰野町は更に加速度的な進行があることも実感できる場所です。それで次にですね、今回の質問のポイントである固定資産税の問題に入りますけれども、空き家を放置することは防災や防火の面、更に不法侵入など防犯の面、特にですね問題になるのが放火とか、あるいはごみの不法投棄などによる衛生環境問題など、マイナスのことばかりが目につくわけでありましてけれども、これは私がある不動産屋の社長と話をしてその談でありますけれども、空き家が増え続ける原因の1つとして税制面の優遇措置が受けられなくなると。固定資産税が跳ね上がってしまうということでした。当該住宅の面積によっても違うなど私たちですね、一般市民には非常に分かりづらい税法上の縛りがあるわけですがけれども、このあたりをですねちょっと分かりやすく説明いただきたいと思いますと思っておりますけれども、お願いします。

○住民税務課長

住宅用地として使用されている宅地につきましては住宅用地特例として固定資産税及び都市計画税が減額されているところでございます。店舗併用住宅等の場合は住宅部分に関してのみこの住宅用地特例が適用されます。少し具体的に説明申し上げますと、固定資産税につきましては住宅の敷地で住宅1戸につきまして200平米が1つの区切りになります。200平米までの敷地部分につきましては小規模住宅用地として課税標準の評価額の6分の1とする。税額が6分の1になるというふうにご理解いただいてもよろしいかと思います。200平米を超えて住宅の床面積の10倍までの部分につきましては一般住宅用地として課税標準を評価額の3分の1とすると。ですから200平米までは6分の1。それから200平米を超えて住宅の床面積の10倍までの範囲は3分の1ということに

なります。例えばですね住宅の床面積が 150 平米で、敷地面積が 3,000 平米、ちょっと極端な例を出させていただきますが、3,000 平米の場合、200 平米までは 6 分の 1。

200 平米から 1,500 平米までの 1,300 平米分については 3 分の 1。それから 1,500 平米を超えて 3,000 平米までのこの 1,500 平米については特例なしという形になります。また都市計画税でございますが、当町では都市計画の用途地域について課税をしているところでございますが、これは固定資産税の減額よりは減額が半分に留まっているということで 200 平米までの部分が 3 分の 1、それから 300 平米を超えて住宅の床面積の 10 倍までの部分につきましては 3 分の 2 ということになります。

○岩田（5 番）

初めてですね明快な説明をいただきましたけれども、そうしますとですね空き家を解体するっていうのはですね、そうすると固定資産税が上がるんでなくてもともと本則に戻って減免措置が受けられなくなるというのは、だから私の質問の言い方もね、増えるっていう言い方もおかしくて、本則に戻って元のようするに固定資産税になるとこういうことだったわけですね。それで、そのことを皆さん方、町民の皆さん方も知っていただく形になるんでしょうけれども、問題の解決にはならないと。この項のですね最後の質問に移りますけれども、我が町でも昨年末ですね、議会の 12 月ですかね辰野町空き家等の適正管理に関する条例、本年から施行されるということで先ほど総務課長からも説明あったわけですが、これはですね、言わば緊急避難というか危険となる空き家の緊急安全措置を取ることができるというのが主たる内容でありまして、固定資産税につきましてはですね町の手堅い税収入の有力な柱でもございますし、国策の部分がありますのでなかなか難しいと。しかしですね解体につきましては東京都の足立区における平成 2011 年、成立した空き家条例では勧告に従って住宅の解体を行う場合は費用の 9 割、上限は 100 万円を補助していると。国交省も重い腰を上げまして 2013 年度から個人が空き家を解体する費用の 5 分の 4 を国と自治体が助成する制度をスタート、再生活用の可能な住宅のリフォームの補助策を含めて空き家対策に乗り出しておりますけれども、ちょっとこのへんのところも私ども、なかなか情報が入って来なくて不勉強でございますけれども、この空き家対策、その再生活用可能な部分も含めまして町長の所見と展望を伺いたいと思います。

○住民税務課長

議員ご質問に直接お答えするような形になるかどうか分かりませんが、国の動

向の中ではですね先ほど私の方でも申し上げました住宅用地特例にまつわりまして老朽化した空き家を放置しておくことにつきましては先ほどのご指摘のとおり、防犯、防災、景観、生活環境維持等の観点から大きな社会的課題となるということで政府、自民党でも老朽化、荒廃した空き家の撤去、取り壊しを促進するための対策としてですね2つ検討されているというふうに考えております。1つは老朽化した空き家に対して住宅用地特例を適用しないことにするということですね。それから2つ目として老朽化した空き家を自主的に解体した場合、つまり先ほどは危険な建物を解体して、放置をしている場合は住宅用地特例は適用しないよと。それからこれを自主的に解体した場合には別の特例を新たに設けてですね税額を抑えるという、こういう2つの大きな流れの中で27年度実現を目指すという内容の報道もございましたけれども、私どもとすれば大きな税改正でありますので、27年度改正は実現するのかわかっていうこともちょっと懸念をしておりました。合わせて今回衆議院の解散総選挙という自体でございますので、もうしばらく動向を注視してまいりたいとこういうふうに考えております。

○産業振興課長

私の方からは空き家を有効利用できるという観点の中からの回答をさせていただきたいと思っております。移住定住政策の中でやっていることでございますけれども、まず経過ですけれども、最近の経過ですけれども10月の6日にですね町の空き家バンク実施要綱を施行いたしまして、空き家バンク制度ができました。10月の29日には宅建協会の伊北不動産組合と辰野町空き家バンクの媒介に関する協定を締結をいたしました。これによりましてインターネット上で利用できる物件情報を公開して仲介していくこととなります。地域の協力者と連携をいたしまして、入居希望者に対してきめ細かな対応を考えていきたいと思っております。今議会の議案第11号にも補正を計上させていただいておりますけれども、この制度設計の内容でございますけれども定住を希望される方への助成といたしまして物件の改修に中古住宅改修費用の2分の1以内、30万円を限度といたしますけれども、この補助を作りました。それから家財道具の整理がなかなか面倒だというような理由で移住定住が、この物件が登録が進まないというようなことに対する対応策としまして家財道具の処分ですとか運搬費用を補助するというので2分の1以内、30万円を限度として補助をいたします。これは町税などの滞納がないというような一定の条件がございますけれども、これらの政策を作りましたので、またご利用いただければと思います。ちなみに今議会では空き家改修3戸、それから家財道具処分、運搬費用には

5戸の予算を計上しておりますのでご理解のほどをお願いいたします。

○岩田（5番）

今ですね住民税務課長とそれから産業振興課長の方から各々、説明いただいたんですけども、いずれにしましても国策の方では倒壊の危険がある住宅には逆にですね、税制上の優遇措置の対象外とするという情報があるということ。それから飯沢産業振興課長の方からは中古住宅の活用として空き家バンクの流れの中でまた、空き家の改修に向けてですね具体的に定住推進も含めつつ補助制度ができたことなどは非常に評価できますけれども、実効性の上がる具体策をですね検討しつつ実現に移していただくことを要望してですね次の質問に移りたいと思います。

さて、2番目は国民健康保険事業の現状と課題についてですけども、まずですね総論を申し上げますと、日本の保険制度は保険証があれば全国どこの医療機関でも受診でき全ての医療が一定割合の自己負担のみで公平に受けられるという、世界に誇りうる制度であります。しかしですね先ほど来、各議員の質問も出てましたけれども少子高齢化の著しい進行に伴い医療費や税の負担率は年々増加し続けております。今後の経済成長がですね、見込めないとすれば国民介護保険制度の維持は極めて困難な状況になることが予想されます。そこで辰野町の国保制度について質問いたします。現在の辰野町国保特別会計の現状と見通し、また国保支払準備基金積立金、これが一番分かりにくいんですけども説明等、この積立基金のですね我が町における適正額はどのくらいでしょうか。これを質問したいと思います。

○町長

国民健康保険、世界に冠たる制度っていうことはそのとおりだと思います。非常に誇っているわけでありまして、その何て言うんですか、財政的な基盤っていうのが非常に厳しいところがありまして、大きな課題である。こんなように思っています。全体としてはどこもそうだと思いますけれども、大変厳しい財政運営を行っているということでありまして、まず医療費が延びている。そういうことが1つとして挙げられます。また、保険税の調定額の伸び悩みっていうことがありまして所得のある程度ある方、多い方っていうのはごく一部でありまして、多くの人たちが保険税が少ない加入者っていうことになりますので、そういった面では例えば保険税を上げたとしても思ったような収入が上がってこない。こういったことでありまして、非常に調定額が伸び悩むということであります。前回、国保税を上げた時もなかなか思った金額が伸びなんだと、こう

いうことでもあります。また、高額医療費の見直しで更に厳しくなるということでもあります。今、医療が非常に進んできておりますので、高額、非常に高額な医療がかかるわけです。次に長野県だか国だかあれでしたけれども月に2,800万円だか何かそういうとてつもないような高額の医療費が来たというような形もあるわけでありまして、そういう面ではそれぞれ、頭打ちにしてその分だけのプール計算をするっていうような形の中で平準化を計っているわけでもありますけれども、そういったところへの今度は負担金が生じてくるわけでもありますので、そういった意味で医療費が非常に高額になる。またレセプトの点数だとか、そういったもので増えてくれば当然支払いが増えてくるっていうこともあります。非常に厳しいものがあると思います。そういったことで、国保そのものをもっと広域でやろうっていうような今、ことが検討されておりますけれども、それでも全てそれで解決するわけではなくて、それぞれの小さな市町村の単位では、かなり医療費そのものに大きな差がございますので、そこらへんのところで保険の使用料っていうんですか、税の格差っていうんですか、そういったものがよそでみられるわけでありませんのでそういった部分で医療費の高い所は高い保険税を引き続きやっつけていかなきゃいけない、そんなようなこともありますので非常に厳しい状況下ではあろうと思います。ただ、担当職員の非常に熱心なことでもって徴収率等もこの下がっている時代に上がっておりますので、そういった面では少しの希望があると、そういうふうな形であらうかとそんなふうに思います。あとの内容は担当課長の方から申し上げたいと思います。

○議長

ここで、産業振興課長より先ほどの質問で訂正の申し入れがありますので許可いたします。

○産業振興課長

途中で申し訳ございません。先ほどの答弁の中で家財道具の処分、運搬費用につきまして2分の1以内で30万円が限度と申し上げましたけれども、30万円ではなくて15万円の間違いでございました。訂正をいたします。申し訳ございません。

○岩田（5番）

それではですね積立金のことも含めましてですね、時間も関係ありますので2と3と住民税務課長にもし、言っただけならばと思いますけれども、平成25年度の国保証率ですけれども辰野町の1世帯当たりの調定額が14万107円。県内順位52位。それから1人

当たり医療費では32万 7,087 円。県内順位25位。3番目の質問に移りますけれども就業率では 96.88 %。県内順位31位となっています。この順位をですね先ほどの積立適正額と同時にですね、含めてですねちょっと説明していただきたいと思います。

○住民税務課長

基金積立額、それから徴収率等についてのご質問でございますが、先ほどの町長の答弁でですね、細かく医療費の動向等説明申し上げましたが、1つだけ、もう1つ加えさせていただきますと、来年1月1日からですね、高額療養費制度の一部改正というのがございまして、一定額以上の医療費がかかった場合にこれを保険の方でみていく制度でございますが、これにつきましてはいわゆる低所得者層を中心に階層を細分化し、なおかつこの医療費の負担額の軽減がございます。つまり利用される皆さんにとっては有利な制度になりますけれども、その分保険でみるということになりますので医療費支出は更に伸びるだろうというふうに予測されているところでございます。それでは徴収率等の関係でございます。今、議員からご指摘のとおり調定額は14万 107 円ということで県下で52位、県の平均が15万 6,053 円ですので、1万 6,000 円ほど高くなっております。1人当たりの医療費は32万 7,087 円、25位でございますが、県の平均は30万 5,651 円でございますので2万 2,000 円ほど高くなるということで、国保財政の運用としては厳しいものがございます。それから先ほど町長が申し上げましたように、保険税の改定をしてもですねなかなか調定額に結びつかない。これにつきましては国保の加入者の所得階層に応じまして、税額の軽減というのがございます。これは国の制度でございますけれども、7割軽減されている世帯が12月1日のデータでいきますと加入者 3,380 世帯中、735 世帯、21.7%。5割軽減が 503 世帯、14.9%。2割軽減が 486 世帯、14.4%。この軽減を受けている世帯が合計で51%に及んでいるわけでございます。一方で、所得の多い階層につきましては、税額の負担を上限を設けておましてこの上限規定、限度額に達している世帯が38世帯、1.1%あるという、こういう状態でですねなかなかこちらで計算したとおりの税込、調定額のアップに結びついていないということでございます。基金の状況でございますが、おかげさまで25年度の決算は若干余裕が出たものですから、約 1,300 万円の積立をしまして現在 5,928 万 1,000 円ほどの基金になっておりますけれども県の方からは辰野町の規模で言えば 8,000 万円から 9,000 万円くらいの積立金が必要であろうと。これはこういった、ただ今申し上げました高額療養制度の改定等を踏まえる前の数字でございますのでもう少し余裕をみたいというのが本音でございます。収

納率の関係でございますね。収納率、議員ご指摘のとおり31位、96.88%ということで21年度が93.32%でございました。これから徐々に上がっているところでございますけれども、なかなか国保の加入者の構造がですね昔と変わってきた。以前はですね自営業者等を中心とした国保加入者であったわけですがけれども、現在は高齢者を中心としたいわば先ほども申し上げましたように軽減税率の適用になるような低所得者層が増えてきている。したがって滞納もしやすい状況でありますし、さりとて滞納された場合にどのようにこの滞納整理に臨むかっていう点もなかなか厳しいものがございます。極端な例でいえば差押をしようとしても差押すべき財産もないというような状況のあるわけでございますけれども、現在、町の方では初期滞納者を増やさないように電話催告をしていく。あるいは国保証の切り替え時に納税相談をする。短期証の交付をしながら納税相談をする。それから未申告者への申告の指導、あるいは生活実態の把握をし場合によれば生活保護等への移行の検討も進めていくというようなことで対応しております。特に国保税につきましては目的税でございますので私どもで滞納整理をする中でも、国保税の方を優先的に充当させていただくということで国保財政の維持に努めているところでございます。なおかつ悪質と思われる滞納者には毅然とした対応を行っていくということで対応をしているところでございます。

○岩田（5番）

5,928万円の準備基金と言うか積立金を残したということで、これは向山課長も私も病気にならなかったとこういうことであつたということ、大変良いんですけれども、まだ更にもう少し積立てたいとこういうことでございますね。最後の質問ですけれども、端的に言っていただきたいんですけれども、もう国保の運営は先ほど町長の言葉にもありましたように限界点に達しているわけですよ。広域化ということですがけれども、この広域化というのはどの、いつの時期から始まるのか短く答弁いただきたいんですけど。

○住民税務課長

広域に関しましては、社会保障制度改革国民会議が設置されてその中で議論がされ、方向とすればですね29年度に都道府県を単位とする広域連合化をするという大枠は決まっております。ただし都道府県と市町村の役割分担ですね、こういったことについてはさまざま検討され、情報も下りつつありますけれども細部につきましては更にまだ検討が続いているということでございます。

○岩田（5番）

今の回答で尽きると思いますけれども、国保は福祉であることが究極の目的であるという重い言葉もございます。長期的に持続可能な安定した医療保険制度を築くために改革は必要ですけれども、あまりにも事業という形の面が強調されますと先ほど申されたように低所得者層中心として国民生活が崩壊していく危険性もあると。いずれにしましてもですね長期的に安定した制度設計、医療保険改革を要望してこの質問を終わりたいと思います。

それでは最後の項になりますけれども、教育問題について伺いたいと思います。新教育長にとって初めての一般質問となるわけですがけれども教育問題も山積しております。今、宮澤新教育長の識見と実行力に町民は期待していると思います。去る10月16日、文科省の発表では小学校のいじめは過去最多の11万8,805件にも上ったということが報道されました。依然として子どもたちの教育環境の厳しい状況は改善されていないと考えます。さて、質問でございますけれども7月28日政府が小中学校の統廃合に関する指針を60年ぶりに見直したことが報道されました。例えば現行指針ではかち通学ですね、まあ徒歩ですね、の通学を小学校では4キロメートル、中学校では6キロメートルと定めていますけれども、新たな指針ではスクールバスなどの利用など通学時間をですね30分の範囲なら良いんじゃないかということを中心に調整しているということまで書かれております。この背景には過疎や少子化が進行する中、中山間地などの学校維持は教育面だけでなく財政面でも難しいと判断されたからだと指摘されました。我が町におきましても生徒数12人の川島小学校がこここのところクローズアップされておりますけれども、この問題に対する教育長のお考えと、及びですね政府指針の総論と辰野町においての各論部分の2つの視点から伺いたいと思います。

○教育長

ただ今の議員の質問にお答えしたいと思います。国における小中学校の統廃合ですけど、戦後3回変えられて、変えられていると言いますかね、こうされているのは議員さんもお存知だと思います。最初が昭和31年に当時の文部省ですけど、学校の統合を奨励したと。奨励をするということがあったわけです。この時期全国的に市町村の合併が進んで、それに合わせて小中学校も統合されていくというようなことで合わせて児童生徒数も増えている時期ということであちこちでマンモス校というような学校が生まれていた時でございます。本町にもあります辰野中学校が非常に大きかった時期もこの時

期ということになります。その後、文部省、昭和48年に従来の更新を修正して無理な統合はしないと。小規模校には小規模校の利点があるので残して充実させることが望ましいという。更にこの指針の中には学校の地域的な意味ということも述べられておりまして、統合等する場合には住民の合意も十分に配慮するようにと記されていたわけでございます。ところが今議員いわれましたようにそれから41年を経た今年ということになりますけれど、これあまり大きく新聞等では報道されていなかったのではないのかなというような気がするわけですが、文科省は従来の今言われたように徒歩通学を前提とした通学範囲をスクールバスなどの交通機関を使っておおむね1時間以内という、こんな指針を出されたわけですね。これに今言われたように急激な少子化だとか、それから財務省の後押しもあって、もう財政面でも非常に厳しいという部分もあってということだと思います。更にこの統廃合する学校の施設改修費の補助率というものを来年度から2015年から現在の3分の1から2分の1に引き上げると。だから統合進めましょうという、今度こういうことになっているわけですが、あくまでもこれは国の指針であり自治体に対する強制力はないよと、こういうことも付け加えているわけですね。そこで今議員が心配されました現実の問題として辰野町はどうか、ということにもなってくるわけですが、本当に現実の問題としてこれ多くの自治体がこの少子化と財政負担の軽減から学校の統廃合に進んでいるというのは事実でございます。議員さんの質問にもありました小中一貫っていう部分においても、ここらへんから発している自治体というのかなりあるわけでございます。ですから辰野町においてもこれ本当に大きな課題だと思っております。しかし、一方では文科省の通達にもあるように学校は地域のよりどころであると。ですので残して充実させることは望ましいというこの1文だとか、統合する場合には住民の合意を十分に配慮することと、いうこの部分も大事にしていかないと子ども抜きの議論をしたのでは、これ駄目だろうというふうに私考えるわけですが、それで地域にとっても学校が統合されていくその地域がなくなるということは一大事でありまして、衰退間というものね、いっそうこれ拍車がかかってってしまうんだらうなあというような気がします。それだけに辰野町の場合、川島という今話が出されたわけですが、川島に対して私がこうだということ今ここで、ちょっと言うわけにはいきませんが、やはり地域住民の声も今、聞いているってということもお聞きしております。それがそろそろこうまとまりつつあるということも聞いておりますので、そこらへんも見ながら十分に慎重に検討をしていく必要があるんだらうなどと、単なる財

政だけでっていうふうにはいかない部分もあるんだろうなと思います。この、文科省のとおり辰野町を単純にぱっとやってしまったら辰野町には2つの小学校と1つの中学しかなくなってしまうと、こういう状態にもなってしまいます。

○岩田（5番）

今、教育長が丁寧にお答えいただきましたけれど、これちょっと古い新聞にですけど『信濃毎日新聞』という非常に分かりやすい新聞でございますけれども、7月29日でございますけれども、その県教委の中にこういうことが書いてあります。2013年以降も県内小中学校の児童生徒数は17万6,800人余で1990年度から比べると30.7%減少している。同年度に611校あった公立小中学校も統廃合が進み13年度は8.3%減の560校に減ったと。それでですね、ただしですね先ほど教育長がおっしゃったようにですね県教委は4月にまとめた少子人口減社会におきまして支援方策の中で集団で学びあう機会が少なくなると、小規模校は。多様な学習経験が不足することが課題とした上だけれども、初めから学校の統廃合ありきではないと。地域にとっては非常に大きな問題で、集落によっては学校がなくなると過疎化が進んでしまうと。行政手法で統廃合すれば現場は必ず混乱すると。これ括弧付きで南信の自治体教育長の発言ということになってはいますけれども、それが実情だということですね。このことですね、結局その今おっしゃったけど非常に難しいですけど地域住民とのどうも話し合いをしっかりとしましてですね、このへんを踏まえて川島小学校、そして明日は我が身ですけどもほかの辰野町の小学校のですね未来像についてですね1つの方向性を出して向かっていかなきゃいけないと思います。前古村教育長も非常にその点を苦心されまして川島小学校ですね、今通学特区とも言うべき小規模特例校ですか、こういう形にしてよそから生徒を集めていますけれどもそれも1つの中でちょっと限界もあるということがあればですね、次のステップでどういう形になるかということを検討していただきたいと思います。それではですね次の質問に移りたいと思いますけれども、次はですね発達障がいを含む特別支援学級の生徒増加の問題です。どうも特別支援学級がまた1クラス増えたという話を仄聞したんですけども、初めに発達障がいの方から取り上げたいと思いますけれども11月20日、県教委のまとめによりますと本年度、県内公立校で発達障がいがあると判断された児童生徒数は小中学校5,664人。非常に多いような気もするんですけども、前年比571人の増加と。児童全体に占める割合も3.26%ということになり簡単に言えば100人にいれば3人から4人の発達障がい児がいるというのがこの厳しい現実だと思います。そこで質

問いたします。そもそも発達障がいていうのは、何でしょうか。認定はいったい誰がするのでしょうか。辰野町の小中学校では現在何名ほどいるのでしょうか。また発達障がい児に対する教育については特別支援学級で行っているのか、このへんを質問したいと思います。

○教育長

それではまず町内の発達支援の、発達障がいの子どもを中心としたその特別支援学級に在籍のする児童生徒の数についてはちょっと次長の方から報告させます。

○教育次長

それでは現在の特別支援学級に在籍する児童生徒の人数、パーセントを辰野町の分を公表したいというふうに思います。これは11月1日現在ということですが、小中学校で知的障がい者の関係が32名、全体の1.92%です。自閉症、情緒障がい児学級の関係でいきますと、小中学校合わせて72名であります。率にして4.32%ということ、先ほど議員言われました県の平均が3.26%ということでありましたが、辰野町では情緒障がい児の関係でいきますと4.32%ということになります。以上であります。

○教育長

発達障がいとはどういうものを指すんだということですが、これ医療が非常に発達をしてまいりましてさまざまな児童生徒の動向等で分析をされてきている部分がございます。確かに今、次長の報告のように年々発達障がいの児童生徒っていうのは増加傾向にありますけれど、ただまだこれが医学的にさまざまなこと言う人はおりますけれど、医学的に原因はこうだということを解明されていないという部分がございます。ですので社会構造の変化だとか、環境の変化などからくるのではないかっていう人もおれば、あるいは薬物だとか何と言うか環境ホルモンだとかね、そういうふうに言っている人もおります。食生活がだとかいろいろこう言っている方おるわけですが、総論としましては医学的には究明されていないということになります。それでその中の発達障がい、じゃあどんな障がいなのかってことですが、1つはいくつか分類があるわけなんです、大きな自閉症という括りの中に自閉症、アスペルガー症候群、それから広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性、脳機能障害などを称しております。主にこれらの子どもたちは集団生活が馴染めないだとか、特別に拘りがあって柔軟性に欠けるとかいうような部分になってきてございます。ですがこのような障がいを持っている子どもたちも成長とともに多くの方は自分でこれ理性で抑えるようになってたりなんかして、大人に

なりますと殆どのが普通の生活を送ることができるというふうになっているかと思いません。ですので保育園、小学校、中学校、高校くらい、10代くらいまでなのかな、っていうふうにかこう考えております。

○岩田（5番）

教育現場も大変苦勞されているようですけれども、そうするとやっぱり支援学級ということでございますけれども、私は法律の方をすぐ調べるんですけれども、そうしますと今までのですね学校教育法の中では81条の第2項で先ほども次長が言われた1番の知的障がい者、2番、肢体不自由者、3番、身体虚弱者、4番、弱視者、5番、難聴者、そのいずれにも入らなくて6番にですね「その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの」これに入ると思うんですけれどもいずれにしましてもですね、非常に人数が増えているという形の中で原因究明と言っても難しいでしょうけれども、さまざまですね対応、対策をですね立っていつていただきたいということを要望してこの項を終わりたいと思います。それではですね教育の最後になりまして時間もありませんけれども、学力テストの結果についてですね古村前教育長は各学校の学力向上のための今後の教育指導の参考にすれば良いということで、以前の議会で発表はしないと。ところがですねここに新聞記事にもございますけれども11月4日の県分析委員会、これも私初めて耳にする言葉ですけれども、成績が良い5校をですね実名で公表しました。ちょっとですね、古村教育長が私に説明されたことと違うんですけれども、このへんどうなっているんでしょうか。質問します。

○教育長

県教委としましてもその部分につきましては非常に苦しい答弁をされていたかと思えます。本来ならば、公表をしないと、順位は公表しないということだったわけですがけれども、最終的には県全体のレベルをアップを図るために、先進的な取り組みをしている、あるいはそれによって成果が出ている学校についてはその事例に学びましょうという、そんな方向で県教委は説明されたのではないかなと思っております。ですが私個人としますと、やはり昭和31年から10年間続きました全国学力テスト、あれと二の舞に今なってしまうのはまずいだらうと思えます。結局あれも、最終的には順位がね、競争激化ということになって弊害大きいからと止めになったわけですがけれども、全国学力学習状況調査というのはこれテストでなくて、今調査という言葉が付いているとおり、調査でございます。子どもたちの実態がどうなのか、学校の取り組みはどうなのか、そこから

出てきたデータを基にして教育行政をどうするかという部分が大きなテーマだったわけですね。それがここ数年、順位がもう一人歩きをしてしまったような状態になってきてしまっていると。これはやっぱり私としても非常に残念だなあと感じております。出発点に戻っていただくとありがたいなと思えば、たぶん古村前教育長と私の感は同じだと思っております。

○岩田（5番）

あのですね、結局、県教委の方は現場のことが分かってないんじゃないかと思えます。で結局ですね学力向上に成果をあげた地域や学校の情報を広く共有すべきと言って、この近くでは富士見ですか、とかそういうような所があがっているわけですがけれども、これがですね結局、公教育の序列化ですか、そういうものにね結びつかないようにですね現場の教育委員会の方からですねぜひですね、県教委の方に声をあげてこういうことはですね好ましくないよと、現場で考えれば、現場で対応してそれを1つの参考としていくんだと、ということですね、ぜひあげていただきたいと思えます。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

進行いたします。質問順位7番、議席3番、根橋俊夫議員。

【質問順位7番 議席3番 根橋 俊夫 議員】

○根橋（3番）

それでは通告に従いまして、2点にわたって質問をしてまいりたいと思えます。最初に土地開発公社の経営についてということでありまして。この土地開発公社につきましては25年度決算状況というものは6月議会で報告をされておりました、それを見ますといわゆる単年度収支、損益計算の中では232万9,000円の黒字ということになっておりますけれども、実態は町の一般会計から借入金、短期借入金の10億4,500万円に対する支払い利息1,051万円に対する補助金として600万円の補助金が交付されておりました、実質これらを差し引くと367万1,000円の赤字ということになっております。更に貸借対照表によれば、資産約億4,800万円に対しまして、負債は約10億4,500万円でありまして、この資本金300万円を差し引きますと約9,480万円の繰越欠損ということになっているわけでありまして。更にこの5年間、過去の5年間、21年度から25年度のこの5年間の過去の経営状況についていうのを分析をしてみました。そうしますと単年度損益計算における、今申し上げましたような実質赤字体質についていうのは一貫して変わっておりませ

んが、一方その貸借対照表で見ていきますと繰越準備金ていうのを20年度は実はあったわけですが、21年度においては評価損として約1億5,000万円の特別損失を計上し、それ以後は繰越欠損金をずっと引きずってきており、更に23年度には更に上乘せの評価損として5,200万円の特別損失を計上いたしまして25年度では先ほど申し上げましたような債務超過になっているわけでありまして、この5年間で町は短期借入金の利子分ということで補助金をずっと交付してございまして、5年間だけ合計いたしましても3,287万1,000円に達してございまして、こうした状況を改善するために、町は平成18年度から平成22年度までの5年間の経営健全化計画というものを策定して、その間、毎年、新町の後山いわゆる新町工業団地の道路等の共益部分を公社から購入するという形で財政支援を行い、経営の健全化を図ってまいりました。しかし、その後これを調べてみますと、この第一次の計画というのはここにありますが、これは見ますと予定どおりに進まずにですね、大きくいわゆる売れ残りの土地を残したまま先ほどの財政状況に至ってしまったというのが実態ではないかと思うわけでありまして、さて、そもそも町と開発公社との関係というものをどのように理解していったらいいか、これは非常に大きな問題であります。公社は独立した法人であるからその理事、責任を負っている理事がですね運営責任を取ってもらえば良いのではないかということが一般論としてはありえますけれども、この考えだと破産した場合は法人として破産手続きを取ることになります。他方、その実態を見ますと土地開発公社というのは、もう設立主体は町に限られて、設立時の定款というのは議会の承認が必要で議会で承認しているわけでありまして、役員である理事は、町理事者、議員、職員が主な構成となっておりまして、また町が債務保証を行っていること。最終的に解散するには議会の議決が必要であるということが特徴で、いわゆる社団的な法人にある総会というものは一切なく、そういう意味ではいわゆる第3セクターとは異なってきておられます。私思うにはつまりこの法人という形をとっておりますけれども、これはもう紛れもなく町行政の一部であるというのが実態ではないでしょうか。こういった問題というのは、その実態が町行政の一部ということでありながら事業計画だとか、予算は議会の議決は必要ではなくて、理事会の決議によって土地取得や必要な資金の借り入れが自由にできることになってございまして、ここに今日の土地開発公社の問題点が凝縮をされているというふうに考えるものであります。すなわち、議会のチェックを経ないがゆえに利用される見込みの少ない土地を無制限に高額で買うなどの乱脈な経営が全国的にも問題となり、その結末は、結局塩漬土地

と借金だけが残し、最後は、一般財源や地方債を投入して後始末をして解散したというこの事例が全国に多数発生しております。例えばこの巨額なものでは横浜市の土地開発公社がまさにそうでありまして、最近の情報では市は約 1,569 億円の負債に対して

1,300 億円の地方債で穴埋めをして解散ということが報道されておりますけれども、そのようなふうなことがこれは横浜市に限らず全国多数発生しているわけでありまして。当町の実態もまさにそうした事例と類似の状況ではないかというふうに思っているわけですので、まずお伺いしますが、現在のこのような土地開発公社の経営に至った真の原因と経営責任、これは今までの町政のことに関わってくるわけですが、そういった問題については町長はどこにこの原因と、真の原因と責任というのはどこにあるのか、考えておられるのかお伺いをしたいと思います。

○町 長

根橋議員の質問にお答えをしたいと思います。議員ご指摘のとおり土地開発公社、全国的に非常に厳しい状況でありまして、土地開発公社のない所もあるわけでありましてけれども、そういうような形で解散が進んでおる所も多数あります。長年の、元は公有地の拡大の公拡法って言うんですか、土地を先行取得するというような形の中で始まったことでありました。それがその時期だとか、地域だとか、いろいろの要望によって宅地造成からいろいろのものに進んでいって現在がある、こんなふうに思います。設立の経過はいろいろそんなようなことだと思いますけれども、土地がずっとこう上がり調子であれば、そういったものもあんまり表面化していかないわけでありましてけれども、土地の価格が急激に下落するとか、そういったことが続きますと簿価とか、評価額、そういったものに差異を生じるようになってきた。そこらへんのところで大きく変わって来たんだらう、こんなふうに思います。評価額が下がって、ある程度のこの欠損で言うんですか、評価損が出ますとそれを当然埋め合わせをしていかなければいけないわけでありましてけれども、それを怠ってきたっていうのも 1 つの原因だろうと、こんなふうに思います。そういったことで原因がって言うか責任がどこにあるかっていう話でありますけれども、現実の中では町がその起こったことに対して債務保証するなり、なんなりしてお金を借りたりそういうふうにしてきたわけでありまして、当然、全体としては町が負うべきものだと、こんなふうに思うわけでありましてけれども個人がどうかというふうになりますと、それはちょっと私には分かりませんが、そういったそれぞれ携わった人たちが当時は良かれと思って当然やったものが、現在こういうふうになってき

ているのではないかと。こんなふうに思っています。今回一連の中でその起債、3セク債って言うんですか、そういったものを借りてそこで解散をする。先ほど言いました横浜市みたいに1,300億円ですか、そういったものを借りて解散するというような立場では辰野も選択肢はあったわけでありませけれども、そういうことでなくてお金は直にそのお金を借りるのではなくて何とか自努力の中で町の力を借りながら解消して解散にもっていきたい。そういうことで来たわけでありまして、そういった結果が今回の補填だとかそういったことに結びついているのではないかと、こんなふうに思います。明確な答弁ができたかどうか分かりませけれども、現状の中と今までの経過はそんなところではないかと、こんなふうに思います。

○根橋（5番）

土地開発公社の経営問題っていうのは非常にこれは今町長言われたようにですね、長年にわたっております。48年からってことですからもう既に40年の経過の中でその時、その時の理事者の判断でいろんな運営をしてきたわけですがけれども、とにかくそういう形の中で今、町長言われたようにこれはいろいろ調べてみても、いわゆる法人の単なる単純な破産というような手続きでは到底済まない。町が最終的には全責任を負わざるを得ない構造になっていることはもう明白になってきておりまして、そういう意味ではこの問題をどのように整理をしていくのかと。任意整理っていうことだと思いますけれどもこれは、先ほどまちづくり政策課長の方もチラチラ出ておりましたけれども、今後の町の財政運営にとっては極めて大きな問題に浮上してきているというふうに考えるところであります。町はそういっても受けて、今年の4月に平成25年度から34年度までの10年間にわたる「土地開発公社経営健全化計画（第2次）」というものを策定して公表しております。それによりますと今後新たな先行用地ということは財源の目処のないものは取得しないし、それから現在保有している土地は10年をかけて売却をします。それから簿価との売買差損が出たときは町が補填をし、それから現在貸している賃貸でしている土地についても買収に応じてもらうように交渉を進めるなどの方針が書かれております。更に町のこれに対する対応としては、従来からある土地開発基金による公共用地の取得、それから借入金の元金及び利子に対する補助金の交付を行う、これ借入金の補助について今までは利子でしたけど今回は元金も含めて補助を行うというような方針が明示されておりますけれども、解散については一応何も記載はされていないというのが今回の計画になっております。これはよく見てみますと、実は深刻なのは第1次の先ほど

の計画では5年間でほぼ売りつくすと言いますかね、やっていくっていうことだったんだけどうまくいかない。それで今回、この第2次計画、この2次計画ではおおむねは処分するってことにはなっているんですけども、だけれども8地区についてはね、10年の中でも厳しいということでお、残ってしまうというような苦しいような計画になっているのが現実、この計画になっているわけですね。それを足しますとその10年経っても処分できない見込みの8地区の現在の簿価総額を足し算しますと3億6,800万円ということになっております。そこでですね、伺いたいわけなんですけど、まず、今のですね申し上げましたその方針では大半は売るんだけど8地区は残ってしまう。そういう中で今の簿価、資産の全体を含めた現時点の簿価総額は約9億2,700万円ということになっているんですけども、これは実勢とはちょっとかけ離れているのではないかと、いうふうに思っているわけですね。この現時点でおよそで結構なんですけれども、実勢価格ではこの9億2,700万円というものはどのくらいの評価になっているんでしょうか。

○まちづくり政策課長

それでは実勢価格について私の方から報告させていただきます。簿価総額につきましては平成25年末で9億2,772万3,483円の土地を所有しております。この土地につきましては15箇所の土地で面積が3万6,265平米であります。これを今、土地価格の下落が進んでおりまして現在の土地の評価額に換算いたしますと6億2,636万7,848円。ここに簿価との差が3億135万5,635円の差がございます。先ほど議員ご指摘のとおり平成21年23年度に簿価と評価額があまりにもかけ離れているものについては、特別損失という形で評価損とさせていただきました。この時には総務省から実勢価格との差が50%以上に開くものについてはこういった特別損失扱いしなさいよということで指導がありまして、この年度についてはさせていただきました。実際にはその年度には21、23年度に2億371万5,513円の評価損があったわけなんですけど、それに対しては土地の価格を下げただけで、町からの補填も何もしなかったものですからそれがちょっとまた現在にわたって影響をしているものであります。また、第1次計画期間でありますけど平成17年から22年度までの5年間ということで行ってきました。平成17年にはこの額が簿価残がですね27億6,404万3,429円ございましたが、これが23年度には9億5,758万1,000円までに縮小してきたわけでありまして、額としては大きく減っているわけなんですけど9億残った、9億5,000万円近くの土地につきましてはいわゆる課題を抱えた本当に塩漬けが塩漬けされた土地でありまして、なかなか今後売っていくのに何かの条件等を付け

ないと売れていかないというような事情もございまして今回計画の方、第2次ということで策定をしております。ただし、策定の中では確かに全部10年間で売っても3億円というような簿価残が残るわけなんですありますが、そういったなかなか売れないということも含めて、計画の方は現実性を見込んで足させていただいたものであります。以上であります。

○根橋（3番）

言われたことはよく分かりました。私がここで一般質問をさせていただいて言いたいということはですね、今の状態でいくとですね、たとえば10年間やっても3億数千万円残るような格好の中でみていきますと、今の実態は約買取が単年度見た場合一般会計との関係でいきますと、約4,000万円ぐらいので土地購入費と利子補給が600万円から1,000万円の間をしていくってということで5,000万円弱をね、これまたずーっと引きずっていかなくちゃいけない財政負担が生じていると。そういう中で町から見ればこの一般会計の中でこの5,000万円近い負担をどうしていくのかっていうことと、それからまさに塩漬けでもうとても普通じゃいただけないような、もうどうにもならないと見えるような土地をこれを現物があるわけですので、これをどうするのかっていう、そういう中で簿価だけ今の差額、3億ちょっと残っているってというようなね、これをどうするのかって大きな2つ、この問題に習練されてくるというふうに思うわけですね。それで今回の第2次計画では一応土地開発公社は10年間は存続するという前提になっていると思うんですが、そういう中では例えばさっき横浜市の例がありましたけれども、これ以上、どこも同じでしょうけど、ずるずる10年が10年引きずっていくメリットというのはあまりないというふうに私はみているんですね。それよりもそのちょっとここでは制度的に分からない人が一般的に言えるのは、というか今だからとにかく毎年毎年10億近い金をね、市中から短期で借りてまさに自転車操業、ころころ転がして利息だけ払っているという現状ですけれども、そういったことはもう止めてですね、町のもう全部土地開発公社は解散をしてその資金手当は地方債に切り替えて、町が責任をもってバーゲンセールをやってでも現物は処分していくと。そういう中で、毎年毎年の財政負担を軽くしながら最終的にはできるだけ短期にこの問題を解決をし、解散をしていくという大筋が私は正しいのではないかとというふうに考えているわけですが、そのへんについて町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○町 長

根橋町議さんの言われるとおりと、そういうふうになればいいだろう、こんなふうに思っていますけれども、残念なことがございましてその横浜市で借り入れたその出すお金、起債に振り返る分ですけれども、この今年の3月末で期限切れでございまして、そのお金は起債としては手当てができない。そういうことであります。それで町ではいろいろの方策で手当てをして、それで町がそれを買取るって言うか、残った土地は買い取って解散というのが最後の目的地にせざるを得ない。そうでないといつまでも残ってってしまう。こういうことでありますので、直接その部分が借りられる部分があれば起債に振り替えていくということは当然やっていかなきゃいけないわけでもありますけれども、そういったことをしながら一般会計の中から今回のお金みたいにして、とりあえずその3億円余の評価損がありますのでそれは早急に埋めていきたい、こんなふうに思います。そういうことで私のこの去年からそういうふうな形でもってこれを土地開発公社の内容をよく明らかにして、それに対してできるだけ早くそれを清算できるような態勢にもっていこうと、そういったことが私の考えでありまして、先ほど議員さんのさっきの一般質問にもあったように将来にわたって足腰を強くするっていう1つがそのことでありましてそういったしがらみの中から抜け出す態勢を早く作りたいと、こういうことでありますのでそれに向かって今回は1歩、2歩踏み出したと、そういう状況、以上です。

○根橋（3番）

今、町長言われたようにこの問題をこのつまびらかにね、明らかにしてきたっていうことは非常に私は良かったかと思うんですが、ただ今言うように町民の目線と言いますかレベルから見た時にね、いったいこれはどういうことなのかと。初めて聞く方もいらっしゃるのではないかと思うぐらいの巨額な債務超過状態ということでありまして、じゃこれをどういうふうに解決していくのかっていうことは、非常に大きな注目を浴びている問題の1つであろうというふうに思っているわけです。そういう意味では今のちょっと非常にちょっと私も勉強不足だったんですが、その地方債の切り替えがね、この問題に充当できる起債がもう期限切れということは非常に残念なわけなんです、それに替わると言いますかね、そういった何ていうか長期低利の資金というものの手当てっていうものについてはもうその何て言うか今の段階ではもう何もないということなんでしょうか。

○町 長

議員おっしゃるとおりでありまして、今のところはそれに替わるものはない、そういうことであります。それからちょっと言い方あれなんで失礼かと思うんですけども、今まで明らかにしてこなかったっていうことを隠し通してきたってことではありませんで、例えば後山の土地をですね処分をする、そういった時にもですねいろいろの面で議会の皆さん方にお計らいをして、それでどうしようって言った時に、じゃあ安く安くしても良いから皆さんの声を聞いて安く売rinaさいとこういうことでもってご相談をした時にはそういう答えが返ってきました。その時には必ず将来にわたってはこの差額分はどこかで必ず最後は清算しなきゃいけないことですよっていうこういう話を私もかつて議会の中で担当のって言うか、土地開の担当じゃなくてあれした時にも理事になった時にもそういう話をしてまいりましたので、そういったことは新聞紙上でもたぶん、公開の中ですので報道されてきたことだろうと思うし、議員の皆さんにもその都度、そういった時にはお知らせをしてきたつもりですので、決して隠し通してきたっていうことではないので、そこらへんのところをご確認をいただければと思います。以上です。

○根橋（3番）

今のお話私も当事者でしたので、その当時議論がありました。やっぱり議会もその時は全く同じ趣旨でいつまでも簿価に拘っている意味が全くないということで、一刻も早くむしろ処分をし、身軽になるべきだということでは全体の合意ができたというふうに思っております。そういう意味ではずっと隠し通したっていうことではなくて、むしろ何て言いますか、メリハリつけて今回こういうことで改めてきちっと提案してきたっていう点では問題を進めている上では良かったかなと思うわけですけども、いずれにしても、今のお話のとおりこれ有利と言うか、一般的、とういのは有利でなくてもその起債充当がね、困難ということになりますと非常にこれ今後この問題っていうのは単にその事情はいろいろ各自治体で違うんでしょうけど、抱えている問題の結論は同じで、どうするかっていうことがね、やっぱりなんで、そういう意味では今後の課題としてやっぱり国に対してもですね、要望していきなりしてこの土地開制度の延長と言いますか、ですかねそういうような形でのやっぱり切り替えについてのやっぱり要望をしていくべきではないかっていうことと、あとやっぱりいずれにしてもかなり利用の見通しが暗いと言うか厳しい土地については業界と言いますかね不動産関連の業界の皆さんとも早急に話をさせていただいてとにかく現物を処分していくっていう、処分できる方策をね、

やっぱり見つける努力をしていって、町としてもやっていかざるを得ないじゃないかと思うわけですが、そのへんの今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

○町 長

そういう方向で努力をしてまいりたい、こんなふうに思います。先ほど起債の話のちょっとあれですが、起債を借りるということは形を変えた借金を増やすということでもありますので、町の基金等をそれに充当することによって総額では基金が減るけれども借入金が減ると、こういうことでもありますので、そこらへんのバランスも見ながらやっていきたいな、こんなふうに思っています。努力を引き続いてしてまいりたい、こんなふうに思います。以上です。

○根橋（3番）

ぜひ、そんなことで土地開発公社の問題につきましては、町民の皆さんに情報を明らかにする中で誠意取り組んでいただきたいと思えます。

次に2番目の行政事務を適正かつ効率的に執行する体制の確立という問題について質問をしてまいりたいと思えます。この間、町税における還付加算金の支払い不足や下水道使用料の誤請求、あるいは源泉所得税の徴収漏れなど事務処理の不手際が明らかとなりまして、その都度新聞報道もされてきております。町長はこれに対して、研修の実施、事務引き継ぎの徹底、職員教育の強化などを打ち出し再発防止を図るというふうの方針を出しております。今回の事態に至った原因には、この職員の知識だとか経験不足等があることは明らかでしょうけれども、この状態を改善して再発を防止していくためには、個人に能力アップの努力だけを求めてもおのずと限界があつて役場組織としての全体として体系だった取り組みが必要なのではないかというふうに考えております。そういう意味で、今後ですねこれだけいろんなものが残念ながら続いていくという中で今後そういった町長が示している再発防止策に向かって具体的にはどのような取り組みを考えているのか、お伺いしたいと思います。

○町 長

今日も新聞にやっぱ載っているようにですね全国じゃなくて、長野県の中でもそれぞれの自治体でこういったことが起こってきているっていうことはやっぱし、昔からって言うんですか、そういうふうな状況がどちらかと言えば良しとされているって言うんですか、そういうふうに行われてきても例えば税務署だとか、そういった所からそれに対して当然指導も相談もしているわけですので、表立ったあれがアクションがなかったっ

ていうそういうことの流れの中の一環ではないかとそんなふうに思うところもあります。ただ、それが良いかっていうことになると思うので、今回いろいろの面でそういったものが出て来たってことであります。そういった中であってですね、仕事がドンドン、人が変わるわけでありますので経過の中ですぐに一線級で働いていかなきゃいけないってこういう状況でありますので、それらについて当然前の人の流れだとかそういったものを参考にしながら、進んでいく。今、コンピューターで処理する時代でありますので、コンピューターの中でどちらかという数字を入力したり、いろいろすればなから完成品が出てくるってこういうふうな状況でありますので、そういったことに着くときにはですね、もう1回原点に振り返ってそれを手計算を試みるとか、状況を読んでみるとかいろいろそういったことが必要になってくる、こんなふうに思います。その上に立ってきちんとした引継ぎをすることとかそういった指導をすることとかそういうことが重要なことだと、こんなふうに思いますのでいろいろの方策があるわけでありますけれども、研修だとかそういったもののほかにですね、仕事によってはそういうベテランの職員を作っていく、こういったことも1つの方策ではないかとこんなふうに思います。いろいろ進める中で、ずっと同じ仕事になかなか就いていけるかどうかという問題もあるわけでありますけれども極力そういったところも加味しながら、再発防止策っていうものを多方面から考えていかなきゃいけない状況だとこんなふうに思います。以上です。

○代表監査委員

すみません。ただ今の問題につきまして、監査委員としましてですね一言ちょっと意見を申し上げたいと思います。今回のですね一連のミスと言いますか誤謬（ごびゆう）でございます。今回発見された事務処理の相違につきましてはですね監査の中でも長年発見できなかったとこういうことで、きております。これにつきましてはですね私の方から一言お詫びを申し上げます。1つにはですね、法解釈、法解釈の相違だとかチェックミスとこういうことも、という原因もですね去ることながら外部からのですね指摘で今回分かったわけです。それが税務署であり、県からの通知ということでございます。今の町長の話もありましたけれども、自分たちの所ですね発見できなかったことが1つには今回は残念だなどというふうに感じております。対策につきましてはですね、現在ただ今町長がお話されたとおりでございますけれども、監査の立場から申し上げますとですね、今後リスク管理のポイント、こういったところを中心にしましてですね、

昨年定期監査でも指摘はしてきておりますけれども、内部統制の体制の早期充実と、それからもう1つは重点的・的を絞った監査の実施ということでですね、これからは監査の視点も更に増やしましてですね、定期監査の中でチェックしていきたいと、こんなふうに考えております。以上です。

○根橋（3番）

今、代表監査委員からも答弁をいただいたわけですが、やはり今監査、いろんな法人におきましても監査業務っていうのは非常に今、重要視をされてきておりまして、これは国際標準ISOと言いますか国際標準からも、国際取引、グローバル取引の中では会社のあり方、監査のあり方等が国際標準でやられないと信用できないというところまで今来ているわけなんです、そういう中で製造業等ではその今言われたリスク管理いわゆる内部統制とかはじまりましてですねリスク管理の体制っていうのはかなり整ってきているわけなんですけれども、また後でも出てきますがそういう関連してISO9001などの取得もほぼ常識的な今ことになってきているわけですが、実はこのことについてはこの前のいくつか、これは誤謬（ごびゆう）じゃなくて不正事件があった時に非常に議論になってですね、やってきたんですが当時の、とは町長ともなかなか議論がかみ合わなかったわけですが、今まさに監査委員さん言われたやっぱりリスク管理、内部統制等の問題、あるいは的を絞った監査、あるいはそういう意味では業務監査ですかね、こういったものをやったり従来どうしても行政監査っていうのは数字の監査に目が行きがちだったと思いますけれども、やっぱり業務監査等も全部っていうことでいいかと思っておりますけれども、ポイントを絞ってやっていくとかですね、あるいは受ける側も内部統制の一環であるところの、いわゆる内部監査っていう今、ことが製造業では一般的に行われてきております。これはISO9001とも連携しておりますけれども、これもだから内部監査っていうのは1から10まで全部見るというようなイメージではなく、やっぱり執行側が自分自身のやっぱり足元をチェックしていくっていう意味でポイントを絞って見ていくっていうようなイメージなんですけれども、そういった体制が極めて取り組みが大事ではないかっていうふうに私も考えているところです。そういった点ではですねこの今の監査委員さんが言われた、内部統制への特に取り組みですかね、こういったものについて町長はどのようにお考えでしょうか。

○町長

監査委員さんからご指摘もいただくようなことにつきましては、これからも部局とし

でもそれに沿っていきなきゃいけないことだと思います。ただ、人的って言うんですか、マンパワー部分についてはですね、なかなか厳しいところがございますので、そういった面で専任のものを置いてやるとか、かなり無理があるかと思いますがそういったことに少しでも近づけるような体制はやっていきなきゃいけない。こんなふうに思います。

○根橋（3番）

それでちょっと次の視点から言って問題、2番目の問題、質問に移りますけれども、その行政事務っていうのは年々複雑となってしかも、担当範囲も拡大をしております。異動をされた職員がその担当事務に精通するにはそういった複雑な業務の場合は数年もかかる部門もあるかと思われまます。例えばですね例示しますと税務関係の事務、福祉医療関係の事務や土木水道や農業等の技術関係の事務、あるいはコンピューター関係のハードのメンテナンスなど、これ相当の専門的知識がないと通常な業務ができないというふうに思われるわけでありまます。ところが一方ではこの間、一貫して職員は減らしてまいりまして、そういった点ではこの専門的知識を持つ職員をね、その当該部門に温存していくっていう余裕がなくてかなりそういうことは分かっている、やむを得ないということで、例えば新しい人がガラッと変わってしまうようなね、そういった人事も往々にしてあったのではないかというふうに思っております。そういう意味では今回のいわゆる誤謬（ごびゆう）って言いますか説明を聞いていても、相当これは何て言うんですか、高度の知識がないと分からないような部分があったりしておりますので、要は言いたいことはですね、そういった点ではこれからの職員人事政策においてそういう必要な部分については一定程度この専門知識を持つ人材を育成するという意味で比較的長期にわたってですね、その部分に対処していただいて、どうしてもそれは当然年齢とともに変わっていかざる場面が出てきますので、その間は多少ダブった形でも次のそれを後継者を育てていく中でまた継ないでいくというようなイメージで人事政策をやっていくことが非常に大事になってきているじゃないかと思うんですが、そのへんについてどのように考えておられるか、伺いたいと思います。

○町 長

議員さん、おっしゃられるとおりだと思います。

○根橋（3番）

そういう意味ではですね、特に最近どうも聞いたところによりますと土木専門職員がなかなか募集しても来ないっていうようなことも聞いておりますけれども、土木につい

でも土木、あるいは農業等についても特に土木では最近では橋梁等のメンテナンスも町でやれというような、非常に国の方も言ってきている中では大変かと思えますけれども、やっぱりぜひ必要な人材を確保していくということで引き続き努力をお願いしたいと思えます。代表監査委員にちょっとお伺いしたいんですが、先ほどもご答弁いただいているわけですが、ちょっと1点だけこれも費用の面がかかるわけですが、いわゆる業務監査等を充実させていくためには今実質、監査員事務局というのは議会事務局との併任といいますかね、形でなっているわけですが、実質お聞きすると大体0.5ぐらいの専任というようなことのように思いますが、やっぱり今後の監査業務を充実させていく点では1.0と言いますか専従の1人ぐらいは配置していくことが大事だと思いますけれども、そのへんはいかがでしょうか。

○代表監査委員

ただ今、大変ありがたいお話をいただきました。現状はちょっと申し上げますとですね、今おっしゃるとおりですが人員的にはですね事務局長が監査の仕事は0.5人。それから係長が0.5人。計1人ということでですね監査の方に携わっていただいております。この間ですね、年間の実施計画によりましてですね計画的にいろんな監査を実施しております。実質議会事務局と兼務でございますので事務業務規定等によりましてですね、事務分掌も明確にしておりますし、現状の中ではですね特段問題はないという状況ではございます。ただ、人員の増強を図るといえることがですね、先ほどのお話のとおり監査機能のより一層の充実強化になりますので、人を増やしていただけるなら結構でございます。ただですね、人的資源の不足もありますので、むしろですね私の考え方では、町部局のそれぞれの必要部署へ適正な人員の再配置、これもですねぜひまた考えていただくということ。それからですね、先ほどのチェックですが課の中の事故チェック体制、要するにその1つの課の中でお互いに専門的な能力、知識を持った方同士がですね目を変えて見るというような体制、こういうことによりましてですね、まさにこれは内部統制の充実ということになるんですけれども、こういった形をむしろ先にですね進めていただきたいとこんなふうに考えております。以上です。

○根橋（3番）

分かりました。いずれにしても私のイメージとしてはなかなか正規職員の方を1名配置するっていうのは困難ということは分かっておりますので、そういう意味では長らく金融機関、まさに代表監査委員さん、そういうことではプロでありますけれども、

そういう経理等に明るい方をですね、囑託でも良いので例えばそういう形で、町長部局の方でお願いして内部的な、さっき言った内部統制の一環として相談に応じてもらえるような形ですかね、ようなことで順次研究していただければというふうに考えるわけです。最後にそれに関連しまして先ほど申し上げましたが I S O 9001 という問題ですけれども、これは主としてそういうわけで日本のみならず世界中の製造業等はこのことによって自社の管理体制というものを世界にアピールしているわけですけれども、最近こうした中では自治体でも I S O 9001 を取り組む所が増えてきております。ただ、今日今回ここで言いたいのはそのいきなりこれ、正式に I S O 9001 を何のために取るかというたまさに言われた、その内部統制、これ 9001 につきましては非常に中身が非常に大きな内容になっているんですけれども、それ全部やるというイメージよりもむしろ危機管理だとか、我々行政ですので町民の皆さんの満足度を向上していく上で何が障害になっているかとか、そういうようなことをテーマとした取り組みになろうかと思えますけれども、ただここでいきなり取るということは確かにこれ費用もかかったり手間もかかったりする中で今後の研究課題なんですけれども、要は言いたいことは今まさに監査委員さんも言われたようにこれ総合チェックしていくようなシステムですかね、そういったものについてはまさにこれ I S O 9001 の大きな柱の 1 つなんです。こういうことをある意味では研修か何かで学んでもらったりして、良い所取りみたいになりますけれども、そういったところを少しずつやはり取り入れて、実は P C D A サイクルっていうのは実際はやっておられると思えますけれども、そういったもの、良い所取りながら、要はやっぱり一番言いたいのはやっぱり内部統制、いわゆる危機管理に関する部門の町長先頭に意識を持っていただくと同時にできることから少しずつ始めていくような取り組み。要はこの I S O 9001 の良い所を研究していただいてですね、あんまり費用かけなんでもできるところは導入していくような体系の確立と研修ですかね、そういったことをやったら、1 つの方策としては具体的な方策としてはいいんじゃないかと思うんですけれども、そのへんについてどんなふうに考えるか町長の見解を伺いたいと思います。

○町 長

先ほど来、言っておりますように仕事量が極端に言うんじゃないですけれども、かなり膨大に増えてきています。また最近は特にこの人口プロジェクトだとか、いろいろのプロジェクトでもって多くの共通課題に対処する職員も時間をかなり取られるというところで、非常に厳しい仕事をこなしていることが現状だろうと思います。そういう中

にあって専門的にそういったものやっけていく、整えていくってことはかなり厳しいことだと思いますので、なかなか難しいかと思いますが、今言われたようないろいろの研修だとか、そういったものをうまく取り入れて管理の一環として取り入れるもの、そういったものも含めてやっけていかなきゃいけないな、こんなふうに思います。さりとして、研修だとかそういったことでもってあちこちの状況を聞いたり見たり体験したりということで、職員の派遣等も行いながら研修をしますけれどもそういったことも引き続きやりながらよその状況を見ながら自分の状況を振り返ると、こういうことをやっけていかなきゃいけないと思いますので、いろいろ総合的にご意見をお聞きしながらできる所からやっけていく。こういうことだと思います。以上です。

○根橋（3番）

いずれにいたしましても、複雑化し、人も減らされている中でやっぱり職員の皆さんが本当に働きやすい環境っていうのを作っていくのがトップの責任だと思いますし、そういう意味ではぜひですね、この先ほど監査委員も言われたようにいろんなことを共有できる職場って言うんですかね、縦割りで責任を持っているっていうことは大事なことですけれども分担と責任は大事ですが同時に共有もしながらやっぱり全体で向かっていけるというような役場の気風と言いますかね、そういうことのために今後も努力していただくことを望んで質問を終わりたいと思います。

○議長

お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会といたします。長時間、大変ご苦労さまでした。

9. 延会の時期

12月9日 午後4時50分 延会

平成26年第6回辰野町議会定例会会議録（9日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開催日時 平成26年12月10日 午前10時
3. 議員総数 14名
4. 出席議員数 14名

1番	宇治徳庚	2番	成瀬恵津子
3番	根橋俊夫	4番	三堀善業
5番	岩田清	6番	矢ヶ崎紀男
7番	熊谷久司	8番	永原良子
9番	堀内武男	10番	船木善司
11番	中谷道文	12番	垣内彰
13番	宮下敏夫	14番	篠平良平

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	加島範久	副町長	武居保男
教育長	宮沢和徳	代表監査委員	三澤基孝
総務課長	中村良治	まちづくり政策課長	山田勝己
産業振興課長	飯澤誠	建設課長	漆戸芳樹
住民税務課長	向山光	保健福祉課長	一ノ瀬元広
水道課長	小野耕一	会計管理者	宮原修二
教育次長	百瀬辰夫	辰野病院事務長	赤羽博
消防署長	林国久	社会福祉協議会事務局長	守屋英彦
保健福祉課福祉専門課長	河手潤子		

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	武井庄治
議会事務局庶務係長	菅沼由紀

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第10番	船木善司
議席 第11番	中谷道文

8. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

おはようございます。傍聴の皆さん、早朝から大変ご苦労さまでございます。定足数に達しておりますので、第6回定例会第9日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。9日に引き続き一般質問を許可してまいります。質問順位8番、議席2番、成瀬恵津子議員。

【質問順位8番 議席2番 成瀬 恵津子 議員】

○成瀬（2番）

それでは通告に従いまして大きく3項目について質問いたします。まず初めに辰野町第五次総合計画後期基本計画について質問いたします。辰野町は第五次総合計画後期基本計画を進めるにあたり初めての取り組みとして17区が3回にわたりよりあい会議を開催し、12月5日で全区が終了しています。参加者がそれぞれ地区の課題、魅力、また誇れるもの、将来像など日ごろ感じている思いをワークショップ方式で自由に発言することができました。よりあい会議で出された意見などは区の地域計画としてまとめ、町の総合計画に反映させていくということでもあります。今までの総合計画は町民の代表が審議会やアンケート調査などで決めておりましたが、今回初めてよりあい会議というやり方を実施いたしました。まさに1年前の加島町長の公約の中にありました新たな風、これまでとは違った民意の汲み上げ方であり「民意をより町制に」のとおりであります。昨日も加島町長が言われておりました「聞き取れる行政」でありました。私の地元北大出区でも皆さんがお互いに思いのまま意見を出し合い、お互いの意見を尊重し合いながらのよりあい会議は一人ひとりが住んでいる地域をよくしていこうという強い思いがあり、本当に良かったと感じております。そこで質問に入ります。17区の区民から出されましたそれぞれの意見等は、今後どのよな形で集約していくのかお聞きいたします。○町 長

成瀬議員のご質問にお答えをしたいと思います。また傍聴においでいただいた皆さん方おはようございます。またよろしく申し上げます。第五次総合計画の中の後期基本計画ということでご質問をいただきました。おかげさまでよりあい会議も順調に進みまして予定の回数を経過することができました。地域の皆さん方どんなことがあるんだろう

かな、そういう思いの中からいろいろの意見を出していただいて大変ありがたいことだと思っております。おかげさまで町議さん言っていただくように1年前のことが形になったわけでありましてけれども、1つとして新しい方式をとということでそれができたということ。また多くの皆さん方が参加していただいたことが、また大変ありがたいことでもあります。いかに今度はそれをまとめてそれを計画の中に盛り込むか、また地域の皆さん方が新しいそういった取り組みをこれからのそれぞれの地区の運営の中で生かしていけるかっていうのが、これからのことだろうと思っております、とりあえず緒に就いたところだろうな、こんなふうにも思うところもあります。内容等につきましてはまちづくり政策課長の方で大体まとめてございますので、それらについて報告をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○まちづくり政策課長

7月の17日から12月5日まで各町内17区全てにおきまして3回のワークショップの方を行いました。よりあい会議の方を行いました。この間、町民の皆さまには多くの皆さまご出席いただきましてまことにありがとうございます。第1回目のよりあい会議には641名の方が参加しております。2回目になりますと481名、3回目が397名と人数の方は減ってはきてはおりますが議論される、いろいろ出される意見等はより活発になって、なかなか良い会議ができたんじゃないかなと思っております。また反省については今後取りまとめていきたいと思っております。よりあい会議で出されました意見についてはその都度、各区へかわら版として情報提供して多くの区民に知っていただけるように努めてきたわけでありまして、この会議のそういった手法を含めまして、また今後検証していかなければいけないかなと思っております。意見の集約方法については各区で出された意見につきましては地域計画の中に掲載していくことはもちろんとしまして17区全体として集計しまして、町全体のデータとして後期基本計画に反映していきたいと思っております。よりあい会議の方で各地区で課題として出されたものにつきましては多い順に申しますと、道路問題、少子化、高齢化、災害、人口減少問題、コミュニティー地域の繋がり、遊休農地、山林整備、店、飲食店が少ない、被害鳥獣等の順でもって出されております。また各区から出されました魅力につきましては、その区によって違いますけれども、自然だとか、人間関係、人柄、歴史、伝統、また行事やお祭り、観光資源、ホテルだとかカタクリだとかいったような生物だとか植物みたいなものですね、そういったもの等が出されております。また、アイデアの方につきましてはちょっと12月5

日でもって終わったものですから現在、まとめ中なんですけど、ちょっとまとまった中でいくつかにつきましては例えば、空き家を利用して地区で生産されたものを調理しましてワンコインのランチを提供したら良いねだとか、間伐材を利用して遊具を造って子どもの遊び場を造ろうよだとか、みんなで除雪だとか環境整備、花を植えたりというようなことをしようだとか、区内の道路を整備改修してより歩きやすくしまして区民が毎日歩いて足腰を鍛えて健康になろうだとか、あと区のホームページを立ち上げよう、また区営住宅ですね、町営住宅じゃなく、区営住宅を造って人を呼ぼうだとか、そのようなアイデアも出てきております。こういったことの中を地域計画に反映する中で作っていきたくかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上であります。

○成瀬（2番）

これをどのように、まちづくり課で集約するわけじゃないんですよね。どこか、違う所へ集約をお願いしていくんでしょうか。

○まちづくり政策課長

今、まちづくり政策課の方で集約の方を行っています。総合計画につきましてはコンサルタントの事業所も1社お願いしてありますので、それと後、今回のよりあい会議を進行していただいた事業所ですね、その3つの所でもってこの地域計画の案を作りたいと思います。

○成瀬（2番）

せっかく各区から出されました意見の集約をされたものは1度、区に公表するとかそんなような形も今後取るようなことはあるんでしょうか。

○まちづくり政策課長

地域計画の原案としてできあがったものについては、区民の皆さんにお見せいたすように今作っているところであります。また、地域計画を作る過程で出されました意見ですね、ワークショップでそれぞれポストイットに書かれた意見等についても今、集約しておりますので、そちらの方も参考資料としてお見せするような形をしていきたいと思っております。以上です。

○成瀬（2番）

次にこの17区のよりあい会議で出された各区の課題、将来像等はその区によって地域性、また区の種類、区民の人口の多い少ない、また商業地域の区もあれば農業地域の区などによって考え、意見、また将来像がそれぞれ異なってくると思いますが、各区から

出されたこの貴重な意見や将来像などは皆さん自分の地域のことを本当に真剣に考えておりますが、これらの各地区の集約したものを、この第五次総合計画後期基本計画にどのような形に盛り込み反映させていくのかお聞きいたします。

○まちづくり政策課長

まず、各地区で出された意見を基にした地域計画であります。今作っている最中でありまして、それぞれのやっぱ地区の特色が出て、同じものが2つとないようなものができてくるんじゃないかと思っております。ただ、大きな課題とかはですねやはり似通ったものもやっぱございます。その中で各地区から出されました課題やアイデアについては集計しまして、町全体のデータとして後期基本計画の中に反映をしていきたいと思っております。その中にはソフト事業に限らずハード事業等も盛り込まれるんですけど、行政に期待したい所、また行政にしかできないと示されたようなものについては総合計画後期基本計画の主な施策、具体的な取り組みとしてもっていければと思っております。以上です。

○成瀬（2番）

できる限りまたしっかり反映させていただけたらと思います。今回のよりあい会議で各区から出された本当に貴重な意見でありますので、今後この各区の発展、住み良い地域づくりのためにきちんとこれを反映させて盛り込んでいくことを要望します。次に今回のこの3回にわたって実施されましたよりあい会議は地域がどのようにしたら良くなっていくかの住民の皆さんの考えを汲み上げる非常に前進的な今までにはなかった会議であったと思います。今後も行政のいろいろな計画を決めていくに当たりまして、多くの町民の意見を聞いていく。こういったよりあい会議のような進め方は非常に大事なことだと思います。今後の何かを進めるにあたってはぜひこのような取り組みは画期的であり、町民と一体の行政であると思っておりますが今後もこのような取り組みを進めていくのか町長のお考えをお聞きいたします。

○町 長

こういうふうこれからもずっとやっていかなきゃいけない、そういうことでもなくてですね、一応ここでこういう機会でしたので、そういうふうな提起をさせていただきまして、進めてまいりました。これが次ぎに繋がっていけば非常に良いことでありましてそういった意見が多くもっともっと定着すれば多くの人たちが、関わってこれるんじゃないかと、こんなふう思います。必ずしもその人たちの出た答えって言うんですか、

答えじゃなくて、意見が区を全て代表しているものっていうことにはなりませんけれども、多くの人たちが思っているということでもありますので、方向性はある程度出てくるかと思うんですけども、これからも機会を捉えてこういうようなことができれば良いと思いますのけれども、それぞれの地区の中で自主的にこういうものが行われる、そういうふうな状況であればしっかり、そこの所やお手伝いをしながら協力をしていきたい、こんなふうに思っています。

○成瀬（2番）

これからも辰野町の発展のためには行政と町民が一体となって考え、アイデアを出し合いながら進めていくことを願い、この質問を終わります。

次に2項目めの質問に入ります。荒神山公園プール跡地、また旧福寿苑跡地の利用方法について質問いたします。町民の皆さまから荒神山公園プールの跡地、また旧福寿苑跡地の今後の活用についてよく質問されます。荒神山公園プールは平成16年に営業中止となり平成18年に前町長が再開を断念したという経緯があります。その後、平成24年ごろから荒神山公園に関する庁舎内検討委員会が役場の職員を中心に行われております。また、町民によるワークショップで荒神山公園懇談会を開催しております。荒神山公園は皆さんご存知のとおり、トイレの改修、湖の周辺等、改修が本当に整備が進んでおりますが、プールは営業が中止になって10年経過してはいますがいまだ、当時のままになっており、活用方法も見出しておりません。プールを解体するには多額の費用はかかることは当然であります。町民からは本当にプールは景観が悪い、あれだけの広い土地の活用方法を何とか検討できないものかというご意見もいただいておりますが、本当に厳しい意見であります。そこで質問いたします。役場職員による庁舎内検討会の中で荒神山プールの方向性についてはどのような意見が出されているのかお聞きいたします。

○町長

プール、荒神山プールでございますけれども、ご承知のとおり議員さんおっしゃられたようにこのところずっと長い間、あのままの状態になっております。1年前からそのことをどういうふうについていうことで早期に解決したいなとこんな思いもあったわけですけれども、なかなか思ったようには進まないということが段々分かってきたというんですか、ありましてなかなか厳しい状況である。こんな状況であります。先立つものがあればドンドン進めていきたいわけですけれども、そういったことも含めてですね、どういうふうになればそれがあんまり町の負担がなくして次のものに

展開できるかってこういったことも踏まえながら、やっていかなきゃいけない、こんなふうに思います。たまたま昨年、総合管理計画の策定というようなことも出てきたわけでありまして、そういった中で活路を見出していければ良いなど、こんなこともあります。そのプールの今までの経過等については建設課長の方から申し上げたいと思います。

○建設課長

私の方から経過についてご説明させていただきます。前回の6月の議会でも申し上げてありますので、それ以前のものについてはちょっと省かさせていただきます。それと6月の議会で申し上げたこととダブルこともあるかと思いますが、そのへんからご説明をさせていただきたいと思います。ご存知のようにこの問題につきまして専門の業者を入れまして検討をさせていただきました。検討結果、建物、そしてまた敷地等についてそれぞれの項目に分かれまして検討をしたものでございます。この上に立ちまして、今後のプールの再開について、という形を検討してきました。先ほど町長の申し上げましたように町財政に大きく影響を及ぼすことも必携され、プール施設の再開にするためにかかる経費、修繕費、今後の維持管理費の費用を加えて、また人口的な問題もございまして辰野町の15歳未満の人口の推移から基づいてプール利用者の増加が見込めない、そのような形の中において再開についてはと、プール全体に及ぶ大規模な点検、また修繕を行うことは多額な費用及び、そういうことによってプールの再開は妥当ではないという結論的になってきております。また、この景観的な問題につきまして、今後の有効利用という問題もございまして、それにつきまして前回6月に申し上げましたように、4考案をもちまして皆様方と一緒に考えていかなければいけないということで、5月ですか庁内検討会を行い、その時に若干次ぎの事項にもかかってくると思いますが、除却費という形で起債事業が総務省の方から示されておりますので、このへんとの対応をしていかなきゃいけないということで、それにつきましては次の事項でご説明させていただきたいと思います。以上でございます。

○成瀬（2番）

まだ、じゃあここでは発表できないっていうことでありますかね、その内容はまだこれから総務省からの・・・

すみませんでした。次の質問に入ります。荒神山プールにつきましては、再開しないという結論は出ておりますが、一時も早い解体整備の計画を立てていくべきではないかと考えております。そして、ワークショップ等で跡地利用を考え辰野町にとって何が一

番良い方向か早期に結論づけていく時期がここに来ているのではないかと思います。解体等も含めて町長の考えをお聞きいたします。

○建設課長

跡地利用につきましては、4 考査ということで先ほど申し上げました。これにつきましては、施工性、維持管理、景観性、機能性、補助制度、安全性、経済性、そういうものを加味しまして検討したところでございます。4 考査につきましては更地にし、跡地利用をしない。施設の一部ウォータースライダーを解体し、跡地利用はしなくその部分だけを行うという考え方。更地にし、跡地利用、オープンスペースを造るという考え方、4 といたしまして、更地、跡地利用、他の目的の利用という形をこの4 考査により検討させていただきました。やはり先ほど申し上げました、町の財政的な判断をする中において経済性を考慮していく中においては、やはりオープンスペースで考えた方が良いのではないかと検討委員会では進めております。その中の席上でも話がありました。先ほど申し上げました、現在進めておりますまちづくり政策課の方で進めております。総務省で定める総合管理計画の策定を行い本年度、固定資産を調査、それで27年度に財政措置をとり方向を示すということで除却費という形のご説明があったと思いますが、そういう事業もございます。このへんを加味する中によって方向性を定めていかなければいけないものと考えている次第でございます。ですからやはりいろんな事業を単費のわけにいきませんので補助事業を使って町の軽減策を考え、これを早めに除却及び景観に配慮した荒神山にふさわしい地区にしていきたいという考え方をしていただいております。ですから今申し上げましたようにこの除却債についての物事がはっきりしてくればその段階で町内検討会を行い方向が示されるのではないかなということ考えている次第でございます。以上でございます。

○成瀬（2 番）

今、本当に細かく答弁をいただきまして今後の方向性も分かりましたのでまたよろしくお願いたします。荒神山公園は本当に温泉があり、また湖があり、美術館があり、見晴らしも非常によく、特にこの桜の咲く頃は本当に素晴らしく、地元はもとより他の地域にも本当に誇れる魅力があり、辰野町にとっては最高の観光地であります。本当に1 日も早い段階でこの荒神山プールの跡地が素晴らしい景観になりますことを望みましてこの質問を終わります。

次に3 番目の質問であります荒神山スポーツ公園はいくつかのジャンルに別れ、ま

た産業振興課、建設水道課、教育委員会がそれぞれ担当していますが、今後荒神山公園の将来像を考えていく上でもこの部分はこの課、ここは違う課、というのではなく1つの課の中で荒神山スポーツ公園を担当していくというような分かりやすいやり方、一体化にするというやり方はできないものかお聞きいたします。

○町 長

荒神山公園一帯でありますけれども、あそこも管理の方法を前から形態を変えながらやってまいりました。それぞれ利用者の皆さん方からご意見を伺い、利用者の人たちがやりやすいのはどういうふうか、そういうふうなことを考えながらやってきたわけでありまして。管理上はそれぞれ補助事業を使ったりとか、専門性がございましてそれぞれに担当しないと1つの所へまとめるということになりますと、それぞれの所から専門的な人たちが移って来なきゃいけないってこういうことあります。どこかで代表してやるとその都度、お聞きしながらやっていかなきゃいけないってこういうふうな形になるわけでありまして、元の所を1つにするということは多少無理があることかな、こんなふうに思っています。そんな形の中でご利用いただく、施設としてご利用いただくにはパークセンターの中で教育委員会の管理室がその所の申し込み等を一体的に受け付けるというような形で、とってまいりましたので質問しましたので、今のところ利用者の皆さん方からは、どちらかというとやりやすくなったのではないかと、こんなふうに考えています。かつては町の役場の方と向こうの方と両方を申し込みにしたりとかいろいろの方法を考えたんですけれども、やっぱりそれが今の時点では特に問題がないのではないかと、こんなふうに考えています。

○成瀬（2番）

本当に、今町長も言われておりますが、町民の皆さんはあそこ全体が3つの課に分かれているっていう、担当しているっていうことが分からない町民もいます。そういう面におきまして本当にできるものでしたら、今後この1つの課でやっていくっていうような今すぐではないですけど、その方向もまた検討課題にして何とか分かりやすい方法で運営していくことを願います。

次に3項目めについて質問いたします。旧福寿苑の利用方法についてお聞きいたします。町のホームページ等で旧福寿苑の利用についてアイデアを募集し、その後、利用者の応募をするということですが、現在何件ぐらいのアイデアが応募に入っておりますか、お聞きいたします。

○保健福祉課長

現在ですね、ホームページ上でアイデアを募集をかけております。昨日までにですね4件の提案がございました。中身につきましてはですね1つとしてですね障がい者の就労施設、それから2つとしてですね、スポーツジム等ですね、健康づくりの施設、それからあの施設が広いもんですからイベントに活用できないかというご提案、それからもう1つがですね高齢者向け住宅、並びにですねデイサービスに使ったらどうかというご提案がございました。以上です。

○成瀬（2番）

このアイデア、今4件出て応募があったということではありますが、このアイデア4件の中、まだ更にこのアイデアは募集していくんでしょうか。

○保健福祉課長

今、申し上げたとおりですが今月の19日までが締め切りとなっておりますので、それを過ぎた時点でですね、このアイデアを踏まえましてですね検討に入っております。以上です。

○成瀬（2番）

アイデアを決めてその後、応募者を決めていくっていうあの形をとっていくっていうことをお聞きしておりますが、このアイデアを決めた後、応募者が決まらなかった場合町として、今度町として何か利用方法を検討していくのか、それともあくまで応募者が決まるまで利用方法を考えていくのかお聞きいたします。

○保健福祉課長

町としてですね、これからのちょっと考えといいますか方針をお話をしたいと思えます。当初この施設につきましてはですね引き続き福祉施設としてですね、やっていこうという考えでございましたけれども、福祉施設以外の提案、意見等もありましたので間口を広げると言いますかジャンルを問わず方針を出すかについてもですね、検討を加えスケジュール的にはですね年度末にはですね方針を出したいというふうに考えております。また、福寿苑の運営委員会ですとか、あるいは議会の皆さん方にもですね相談をしながらですね方針を決めたいというふうに考えております。それから方針を打ち出した後になりますけれども、ここでですね募集要項ですとか基準等を設けてましてですね企画と提案をしていただけるプロポーザル方式でですね、事業者を決定したいというふうに今の段階では考えております。その後ですね、応募者がなかったということについては

ですね今の段階ではまだ考えておりませんので、応募者のなかった時点でまた考えていきたいと思っています。それから少し先の話になるかもしれませんが、この施設をですね、委託管理あるいはですね譲渡する場合にあってもですねこの施設自体がですね建築後26年以上経過しております。したがってですね大幅な改修等が必要となつてまいります。その経費もですねかなりなるというふうに予想されまして、財政面からですね検討を加えていかなければいけないかなというふうに考えております。

○成瀬（2番）

今の答弁で年度末には方針を決めていきたいということになりますので、また本当に町民の納得いく方向の利用が進むことを願ひましてこの質問を終わります。

次の3項目めでありますが、大雪災害に備え、対応策について質問いたします。近年予想を超える大雪となるケースが増えております。12月に入り既に大雪による災害や死者も出ているというニュースが報道されている中、住民の皆さまは大雪対策を考えていることと思います。今年の2月2回にわたる大雪による記録的災害は住民の生活に大きな影響を受け、5月に行われました議会報告会ではご参加くださった方々から雪害、除雪対策について貴重なご意見、要望が出されました。近年は予想を超える大雪となるケースが増えてきていますが、今年は大雪にならないことを願ひながら大雪災害に備えての町としての対応策について何点か質問いたします。先ず初めに大雪が降った場合、先ず多大な影響を及ぼすのが道路の渋滞であります。大雪が降るとすぐに高速道路は通行止めになり、大型車両を含む多量の車両が伊北インターに下ろされる傾向があり、このことにより国道153号線初め、幹線道路等が長時間にわたり大変な渋滞となります。そのため除雪作業に大きな遅れが生じてまいります。県は今年2月の大雪災害で浮かび上がってきたさまざまな課題について細かく対応策をまとめております。その中で県の各建設事務所に県、市町村、警察などで構成する除雪連絡会議を新たに設置し、地域ごとの除雪体制の連携を強化すると言われております。町からもこの県の会合に参加されているようですが、渋滞により除雪の遅れが生じた場合、辰野町として県と連携を取らなければならない緊急時の場合の対応策の考えをお聞きいたします。

○町長

今年2月の大雪は非常に記録的って言うんですか、大変な被害をもたらしたわけがありますけれども、そういった町でもそうでしたけれども多くの反省点が出され、それが多くの自治体からそういうふうになったわけでありまして、非常にそういった意味か

ら見れば今後の除雪体系、そういったものに対して非常に後の何て言うんですか、検討して言うんですか、そういったものが非常に進んだ機会であったとこんなふうに思っています。いろいろの協力態勢だとか協定だとか今議員さん言われたような多くの対策がお互いに話し合われて県が中心となっていていろいろのことができたわけでありまして、そういった面ではかなり前進したのではないかと、こんなふうに思います。また辰野特有でありました伊北インターで車がみんな下ろされるというような話もそれぞれネクスコですとか、このところがちょうど境目でしたので上りは松本、下りは飯田っていうような管轄、そういったことも含めて検討されて伊北インターじゃなくて伊那の方で下ろす。そんなような形になりました。先だっても伊北インターからはチェーン規制になって諏訪と諏訪南の間が通行止め、こんなような形になったわけでありましてけれども、そういった面も含めまして建設課長の方からどういった状況か、そんなことをお知らせをしたい、こんなように思います。よろしくお願いします。

○建設課長

それでは11月にありました除雪連絡会議、伊那建設事務所の方でございました。それにつきましての内容についてご説明させていただきます。やはり議員がおっしゃるように2月の豪雪による初動態勢の遅れが生じたことを検証いたしまして取り組みを行うこととございます。やはり1つには渋滞が起こらないようにするという前提が1つあると思います。そういうことについてただ今、町長の方からお話がありましたように高速道路については伊北インターではなく、伊那インターを中心として開放し、辰野の伊北インター周辺の渋滞を解消すると。これによって除雪も早期にできるではないかという取り組みを進めるところでございます。それでは今度は渋滞になってしまった場合でございます。やはり渋滞になった場合につきましては、その道路にある車を動かさなければ除雪が進みません。そのために迂回路というものを儲けました。それについては153号線高畑から新町の新町交差点そこにかかわる町中の道路、宮木地区にある道路でございます。そちらの方に迂回をして坂道を避けて通行を考えると。それにつきましては相互除雪という形の中においてお互いに早めに除雪をする考え方をとります。そうすることによって、交通の渋滞を解消していきたいと。また各優先路線というものをまた確認をさせていただきました。辰野町においてはやはり153号線、それから東の伊那辰、諏訪辰、下諏訪辰野線という県道、そしてそれを繋ぐ各県道、1級町道の及び幹線的な道路を示しています城前線、そして東西線、こういう路線を優先的に除雪をしなければいけ

ない。それについては以前もそうでしたがそれにプラス、今度はやはり病院、そういう問題についても考えなきゃいけないということで、病院に繋がる道路、これも優先路線という形において除雪を行うという形になりました。それについてお互いに協力し合っ
て行うということで相互除雪という対応を考えています。これにつきましては町と県と
で協定をいたしまして費用負担とかそういうものについて考えていくところでございま
す。それから、もう1つそれでは辰野町は塩尻市、岡谷市、諏訪市という形で他の建設
事務所との連絡道路がございす。やはりこの連絡道路についてお互いに今までは区域
会、区切られていたんですが、相互除雪という形の中においてやはり先に行ったもの
がある程度の一定区間を先に掻くと。ですから辰野の業者が塩尻地籍まで除雪を行うとか、
塩尻の業者が受けている業者が辰野地籍の方まで除雪を行うとそのような形を取れるよ
うに柔軟的な除雪体制を県は構築しているところでございす。これにあわせて町も同
じような考え方をすすめていきたいということで、考えております。それから町独自の
方向性なんです、2月の反省に立ちまして幹線生活路線ということで19.6キロメー
トル昨年掻きました、町の方で。30区間でございすが、これにつきましては早期にも掻か
なきゃいけない路線でございすが、町の必要とした時には発令し、業者を先に各業者
を決めておきまして早期、早く対応できるような考え方をしております。なお、一時路
線の49区地区の48.3キロメートルと2次路線の8区間の4.7キロメートルにつきましては
以前と変わらず昨年度、約5キロメートルほど延ばしてありますのでそういうことで
住民の安全を図ってまいりたいと思っております。それから排雪という問題がございま
す。いわゆる狭隘な道路について県道もそうですが、町道もそうなんです、雪をどっか
の場所へ持ってって捨てなければいけない。その排雪という問題がございす。これに
つきましてもこの県との会議の中にも話がされまして辰野町においてはこの役場の南側
にあります昨年も捨てました横川川の所に排雪を行う。また唐木沢区のグラウンドの横川
川の付近に排雪をするという形で位置を決定させていただいております。それから、そ
こへもって行く考え方でございすが今まで排雪というものに対してはあんまり町も考
えておりませんでした。2月の段階においてトラックを使っての排雪を行いました。や
はりその利用者がなければいけないということで本年度、業者からできるかどうかの
アンケートを取らせていただきまして、小さな業者でございす2トンドンプを利用
できる、ということは町道については基本的には狭い道路ですので、排雪ができる業者を、
ついて、協力依頼をいたしまして協力可能な業者につきましてできるような形で本年度

から考えていく形で進めていくところでございます。以上でございます。

○成瀬（2番）

今、本当に細かく答弁をいただきましてこの次の2番目と3番目に質問する内容についても本当に迂回路のこととかいろいろ今、答弁いただきましたので2番目と3番目の質問はとばさせていただきます、時間の都合上、4番目の質問をさせていただきます。国県道、町道の除雪、路線箇所と凍結防止剤散布路線箇所をそれぞれの業者を決めて対応するということではありますが、国県道、また急な坂道など車でスリップし立ち往生すると他の車の通行車両に影響が起きます。この除雪の後でも道に残った雪がアイスバーンになったり、また降った雪が圧雪状態になってしまうことがあり、それが原因でスリップしてしまう場合があります。また、こういうスリップしやすい道路や急な坂道等への凍結防止剤散布を早めに、また多めにぜひ散布してもらいたいと思いますが、町の考えをお聞きいたします。

○建設課長

議員、おっしゃいますように努めてまいりたいと思います。考え方につきましては、先ず最初、降雪した雪を除雪をします。その後を引き続いて塩カル散布を行うということで融雪剤を撒くという形で業者間によって除雪業者と塩カル散布の業者が違います。ですから、業者間で連絡を取り合うような形を取ということで、指導をいたしましてそういう問題について対応していきたいと思います。またやはり部分的に凍結した道路につきましては町民の皆さんや区長さん及び地域の皆さんから通報等、また町もパトロールを強化いたしまして融雪剤散布に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

○成瀬（2番）

県では大雪が降った場合、地域住民による歩道除雪、狭い道路の除雪を支援するため貸し出し用の歩道除雪機を各建設事務所に配備する予定とのことですが、これは2台しかないということではなかなか借りれないということをお聞きいたしました。また、辰野町で7台、また新たに除雪機を用意してそれを地域住民に何かの場合貸せるっていうことを今年の冬されるようではありますが、これは昨日も高齢者の方が2月に降って、今年の2月に降った雪で腰を痛めていまだに痛いつていうことで、何とか雪掻きをしてもらえないかっていうことがありましたが、この町に用意されました7台については、どのようにお借りできるのかお聞きいたします。

○建設課長

このコミュニティー助成事業で購入しました7台につきましては、各区、小野、宮木、新町、羽場、平出、赤羽、樋口区に貸与しました。これにつきまして町としましては通学道路や交通弱者の子どもや老人が行き交う道路や多目的という形になっております。今までの補助に対する除雪機械は道路を掻いていただきたいということでお願いをしたところでございますが、この機械につきましては多目的に利用という形ですので、家の方で示させていただきました各区にその路線について除雪が間に合えば、そういう形で高齢者の住宅とか、そういう所の除雪を各区で考えてやるというふうになれば、それは使っていただいても結構でございます。以上でございます。

○成瀬（2番）

その場合は、町に先ず貸し出しを言うことなんですか。それともその持っている区の方に例えば、それを区で緊急の場合、例えば私の住んでいる北大出区でそれを借りたいていう時はそれは駄目なんですか、それをお借りしたいっていうことは。それは無理なことなんでしょうか。

○建設課長

その、先ほど言いました7区に貸与してありますので区の考え方で動くものであります。このほかの区につきましてはまた次年度以降、このコミュニティー助成事業で購入をし、そういう形で配置をしていきたいという考え方をっております。ですから各区の考え方で、またそれを使うオペレーターそういうものについても区の考え方で進めさせていただいております。以上でございます。

○成瀬（2番）

ありがとうございました。以上で質問を終わります。

○議長

進行いたします。質問順位9番、議席9番、堀内武男議員。

【質問順位9番 議席9番 堀内 武男 議員】

○堀内（9番）

それでは先に通告いたしました2件について質問させていただきます。1件目は学校教育行政の質問をいたします。宮澤教育長が誕生、就任されて、早いものでもう2箇月が経過いたしました。教育長の職務は町行政職から始まり、子どものための幼児及び学校教育、大人の社会教育と多岐にわたり全ての層を包括した大変な職務となります。非

常に重要な要素を担っており、就任にあたり教育長に質問いたします。教育行政に関する指針と抱負につきましては、前日の矢ヶ崎議員の答弁の中で述べられておりました。今回初めてお聞きする傍聴の方もおりますので簡単に述べていただいて、特に学校教育の目指す所は何か、についてお答えをいただきたいと思います。

○教育長

議員の質問に答弁をしたいと思います。昨日も触れさせていただきましたので、今日は簡潔に更に、学校教育に寄せてということですので昨日の話をさせていただきます、あの3つの点を中心にお答えをしたいと思います。私が大事にしたいことということで3つ昨日も話をさせていただきます。自分を大事にし、自分に自信を持つこと。自分と同じように友人や親、更に周囲の人たちも大切にできるバランス感覚を持った心の育成という話をさせていただいたわけですが、これは要するに自己肯定感の育成だとか、あるいは人権意識の醸成、更には自尊心の育成ということ、これを狙ったものでございます。2つ目、最後まで諦めない強い心の育成と。これにつきましてはまさに学力向上だとか、体力の向上、及び特別支援教育の推進ということになります。3つ目ですけれど、町や学校を正しく理解してほしいという、ここの部分ですけど、これは直接キャリア教育に繋がるもので、昨日も述べさせていただきましたが、私たち町民が私たちの後に続くだろう次の世代の町民に確実にバトンをこう渡したいと。大事な文化の担い手を育成したいと。また仮に辰野町に戻らなくても、この辰野町に生まれ育ったということ、これを誇りに堂々と一人で、独り立ちできる大人になっていきたいと思います。立派に歩んでももらいたいと。そんなこととございます。辰野町の財産であります、ボランティア、地域の教育力を学校、あるいは保育園に積極的に取り入れて地域とともに歩む学校、保育園もですけれど、これを一層推進していきたいと。つまり町全体で町の宝であります、地域の宝であります子どもたちを育ててまいりたいということとございます。以上です。

○堀内（9番）

ただ今、3点の育成を含め将来の辰野町をどう担う子どもたちを育てるかという状況をお聞きいたしました。非常に重要な施策だと思いますので、どうか今後、学校教育以外も含めてですね、宮澤カラーという形のを駆使していただいて、活躍していただくことを祈念いたしたいと思います。続きまして平成26年度学力・学習調査結果の評価と課題について質問いたします。町教育委員会は6月の一般質問の折に、結果について

は学校ごとの公表はしないという答弁を受けました。ここで新任教育長という形で代わりましたので、この学力調査の公表に対する辰野町としての考え方、この方針と見解があればお知らせいただきたいと思います。

○教育長

はい。先ずもって堀内議員さんが正確に調査という言葉を使用していただきました。これに対しては感謝を申し上げたいと思います。よく全国学テ、新聞なんかにも全国学テという言葉が踊るわけですが、これは昨日も述べさせていただきましたけれど、テストではないと、調査であるということをここを先ず押さえたいと思います。ですが、現実の問題として最近ではこの順位のみが関心事になってしまっております。これ私にとっても大変残念なことでございます。この全国学力学習状況調査、いわゆる全国学調というものは児童、生徒の学力を調査をし、義務教育の機会均等とその水準の維持、向上のために教育行政のあり方を検討したり、教員自身が自分の指導方法の改善に生かしたり、児童生徒自らが自分の結果を見て、自分の学習の改善を図る、更には児童生徒の日常生活の質につきましても説いているわけですので、両者の相関関係も見て、児童生徒の指導に生かすということが狙いであると。やはりこのスタートのこの狙いに戻りたいなあと考えております。ここへ戻ることがより良い学校教育を推進する基本であると私は考えているところでございます。町内の取り組みですが、町内の各小中学校では既に結果の分析を終えております。教師側の指導のあり方を再点検し、自分の指導の方向を決めだし、事業改善に生かすとともに児童生徒の日常生活の状況との相関関係を見て、更に児童生徒の生活面も含めた指導に生かそうとしております。各学校では、各学校の傾向とともに、今後の指導の方向も示しながら児童生徒一人ひとりの結果を本人や家庭に返すことで結果の公表としております。町の校長会でも最終的には今月中に全ての学校で公表を行うようにということを確認し合っておりますし、その報告は教育委員会の方にもいただけることになっております。以上です。

○堀内（9番）

ただ今、見解等をお聞きしました。しかしながら先般、昨日もちょっと話がありましたが平成26年度学力調査結果が公表されて、学習面の改善策などをまとめた報告書が分析委員会より提出されました。これは好成績の学校や市町村の教育委員会の名前を挙げその取り組みを紹介しているということで、これは善意に取ればいいのかになってというような気がいたしますけれども、その中でやっぱり生活面における睡眠時間、正答

率っていう関係があるよという形の中で7、8時間くらいの時間、睡眠時間を取った人が成績が良かったってというような状況も取られております。ここで再度、教育長に質問いたしますが、平成26年度学力調査結果を総括してどうであったか。その評価及び、課題をどのように捉えているか、お答え願いたいと思います。

○教育長

先ほどとダブる部分がございますけれど、昨年度あたりから全国的にこの順位がクローズアップされている状況がございます。このままでは昨日もちょっと話をさせていただきましたが、前回の昭和31年から始まった全国学テの二の舞になるのではないかなというふうに危惧しているわけですが、これは私だけでないかと思えます。辰野町では前古村教育長の下で早い段階から学校ごとの公表をしないということでもございました。やはり先ほども触れましたけれども、今回の結果を児童生徒、それから学校の担任も冷静に、冷静にやっぱり分析をして子どものどこが苦手なのか、どこを改善しなければいけないのか、また学校側って言いますかね、先生側は自分の指導のどこがまだ不十分なのかっていうことをしっかりと分析する必要があるんだろうなと思えます。今、議員ご指摘のように生活状況から見ていきますと、やはり睡眠時間について課題も辰野町ではあるんだろうなというふうに感じておりますし、そしてまた最近注目を浴びております、いわゆる情報機器ですか、スマホというようなもの。あの使用の時間と学力の関係どうなのかっていうことも、実は町内では分析をいたしました。30分以内の、1日にスマホを30分以内のものと2時間、3時間、4時間とこうそれぞれ分けた段階におきますとやはり国語も数学も30分以内というほうが遥かに高いという結果が出ておりますし、新聞を読んでいるかどうかという、このことにつきましても毎日読んでいる、あるいは週に1、2回読んでいるというもの、やはりこれは国語よりも実は数学の方が高いという傾向が出てきております。ほとんど読まないという生徒と比べますと10ポイントくらいの開きがあるということが出ております。そしてまた家庭学習においても30分以内、あるいは全くやらないというものに対して、1時間やるだけでもかなり違うという、そんな結果も町内のデータからは読み取ることはできております。これらはまた生かしてまいりたいと思います。

○堀内（9番）

いずれにしても、内容を分析していただいてそれを生かしていただくということだと思いますが、昨年度、辰野中学におきまして「家庭学習モデル創出事業」という形の状

況を取り入れ指定されてですね、これは非常にボランティアの皆さん方の協力を得て、成果を上げているという中で宿題プリントの活用があるんじゃないかと思いますが、これの実態と今後これを拡大する考えがあるかどうかお答え願いたいと思います。

○教育長

宿題のプリントの件ですけれど、辰野中学校のいわゆる「貫練」と呼ばれているものですけれど、広く県下に注目をされている。ですから視察もかなり参っております。私自身も非常に素晴らしい活動だと、こう思っているわけですが、ここには先ほど地域が支えるという話をさせていただきましたけど、地域ボランティアの方々の献身的な支え、これに先ず感謝をしたいと思います。まさに地域の方々が学校を支えておられるそんな証だろうと思っております。平均しますと毎日6人前後の方が関わっているということでございます。これは非常に脅威的なことだと思います。なかなか同じことを他の市町村でやろうと思っても、果たしてやりたいんだけどボランティアが集まるだろうかという、そんな危惧されている市町村は結構ありますので、大変素晴らしいことだと思います。それだけ町民が学校を支えるという意識が高いんだろうなと思っております。生徒の表情も大変良いものがございます。採点をしていただくのを楽しんでいる、そんな感じもありますし、ボランティアの方も生徒と触れ合えて楽しいと答えております。事業を始めてほぼ1年になりますけれど、この1年間の家庭学習の様子を見ますと3年前と随分変わってきて家庭学習をしようという雰囲気が出て来ているなど、そんな感じがします。ちょっとお聞きをしましたけれど家庭学習を全くやらない、あるいはやっても30分以内というのがこの3年間で15%から約半分の8%に減少している。逆に2時間以上勉強をやると、家庭学習をやるというものが18%から33%と倍以上増加をしているということで、やはり家庭学習時間が確実に増えているということが言えるかと思っております。これは生徒自身も家庭学習の意味というものを自分なりに掴んでいる、そんな姿の現れかなと思っております。他教科に拡大するつもりあるかということですが、現段階では結論から申しますと他教科に拡大することはまだ考えていないということですが、この数学の取り組みが刺激となって、国語、それから英語の家庭学習にも良い影響が出始めているということをお聞きしております。いずれにしても貫練の時の子ども、生徒のその表情ですね、非常に明るい、生徒の表情が全てを物語っているのではないかなと思っております。

○堀内（9番）

教育っていうのは継続性だと思いますんで、どうか良い点を継続的に行ってっていただくという形でぜひお願いしたいと思います。次の質問に入ります。小中一貫化等教育改革の是非についてお尋ねいたします。現在の教育システムについて考えてみたいと思いますが、1947年（昭和22年）戦後の新社会に適した学制に改編したということで、従来の複線型教育から単線型教育という形の学生をひいたという形の状況だと思います。その中で義務教育も9年という機会均等を主目的に行われました。現在まで、70年間ほとんど変わることなく現状の制度を推進しておりますけれども、ここで教育長に質問いたします。現在現行の6・3・3・4制の特に義務教育の6・3制をどのように捉えているのか。その中に課題があるかどうかお伺いいたします。

○教育長

議員さんが言われますように、学校教育におけるこの6・3・3・4制、これは戦後間もなくスタートをした制度でございます。60年以上経っているわけですが、この間に実は子どもの体の成長っていうのはかなり大きなものがございました。体の成長の早期化、それから不登校、いじめ問題など子どもを取り巻く状況っていうのは大きく変わって来ているわけです。そのような中でこの教育課題を解決するための1つの手段として、議論されるようになってきていることも事実でございます。子どもの成長という面で見ますと今日の小学校4年5年生の身長、体重の平均がこの教育制度が作られた60年以上前の当時の中学1年生とほぼ同じであるということが言えるかと思えます。体の成長だけではなく思春期の、もうこれも早期化していることはご承知のことと思えます。教育の今日的な課題のいくつかはこの今の子どもたちに合わない、この学生にあるのではないかという、そういう指摘も一部でされているわけでございます。今日のこの義務教育における6・3制につきましてはまさに賛否両論でございます。教育再生実行会議というのが7月3日に出した第五次提言の中では、子どもの発達に応じたさまざまな調整を可能とする制度の柔軟化、小中一貫教育を制度化し新しい時代に相応しい学生の構築を提案を提言をしております。更にこれを受けて、文科省の中央教育審議会でも具体的な制度設計をこう始めているという部分もございます。これにつきましては賛否両論あるということでございます。

○堀内（9番）

ただ今、子どもの成長、心身ともに大分変わってきているよという形の状況あります。

そんな中でやっぱり「中一ギャップ」っていう形のをよく聞かれます。これは不登校とか暴力行為、なじめない生活指導上の問題という形が中1になるとですね急増しているっていうのが実態だと思いますけれども、この「中一ギャップ」を防止するためにですね、現在実施していることがあるのか、それはどういうことがあるのかっていうのをお答え願いたいと思います。

○教育長

お答えをします。6・3制のそのメリット、デメリットっていう話をちょっと先に触れさせていただきたいと思いますが、メリットとすれば成長期の子どもの成長というのはこれ6年間という長いこの時間の中で、連続的にこう捉えて指導することはできるということが上げられると思います。そして子どもの側からしますと異年度への子ども同士の交流が6年間できるということ。上級生が下級生に教える、下級生は上級生を見本にして、またこう頑張ろうとする。あるいは上級生に憧れる。こんな部分もあろうかと思います。デメリットの方から言いますと、今話がありましたいわゆる小学校から中学へ上がる時のギャップ、いわゆる「中一ギャップ」により不登校だとか、不適応の生徒が出て校内暴力も起こるということ。あるいは東京辺りでは小学校から中学校へ進学する際のこのいわゆる受験が激化しているという問題もあるわけですが、このような中一ギャップについて辰野町にどうかということでございますけれど、さまざまな連携を図って解消のために取り組んでおります。1例をいくつか挙げますと、小中学校の先生方が集まって6年生の子どもの様子について実態だとか、指導の様子などを情報交換を丁寧に行っている。また、中学の先生が小学校に出向いて中学校生活についての話を直接6年生にしたり、中学校の先生が実際に6年生に対して小学校で授業を行うということも進めております。今年度は4名ほどの中学の先生が小学校に出向いて授業をしている。いわゆる教科担任制の授業をしますか、教科担任制について触れる、そんな体験をしております。中学の先生が小学校6年生の授業の様子を参観するというのもしております。一人ひとりの子どもの様子を見て、学級編成に生かしたり中学へ入学した時、してからの指導に生かしたりとこうしております。更に6年生が今度は中学へ来るということ。来て1日中学校の体験をするということも実際に行っているところでございます。特別支援学級の生徒につきましては更にこれを回数を増やして丁寧に行っているということでございます。これからもそれぞれ小学校、中学校のできる範囲で教科担任制の導入も視野に入れながら、更にこの中一ギャップを解消に努めて

まいりたいと思っております。

○堀内（9番）

今、話がありました小学校6年生、中学1年生の指導、先生も生徒も含めてっていう形の状況で私も川島小学校でちょっとそんな経験をしていたことがありますけれども、小学校6年生が中学校へ行って授業を受けてきた、英語なんかやったんですが、「えっそんなことまでできるんだ」って素晴らしい、やっぱりそのへんの連携は必要だなって感じました。2番目に小野学園の関係の一貫化教育っていう形の状況をちょっと載付けておりますが、今回時間の関係ありますんでこれは割愛させていただきたいと思いますし、後、小中一貫化、あるいは学生の見直しの必要性という形の状況とですね、最後の内容も含めて一括をして質問させていただきたいと思いますが、先ほど子ども成長が早くなったよっていう形の状況ありますし、現在、中教審、あるいは自民党も含めた内容でですね、4・4制、5・4制等、含めた制度の見直しをするという形で一貫化を進める必要があるんじゃないかっていうような形の状況がいろいろの所から答申が出されているという形の状況です。そんな形ですと、小中一貫化の必要性っていう形の状況とそれと今後教育長として小野学園がちょっと形態が違う状況で一貫化やっていますけれども、今後辰野町に一貫化教育をどのように取り入れる考えがあるのか、その2点をお伺いいたします。

○教育長

質問の2点についてまとめて答弁させていただきたいと思います。今、議員言われますように小中一貫教育は1つは中一ギャップに起因する、さまざまな教育課題を解決する1つの方策として検討されて実施されてきておりますけれども最近はこちらに更にもう1つ要素が加わってまいっております。これは少子化に伴う学校再編の一手段として、小中一貫教育が議論されるようになっている。実際にこの長野県内でも信濃町では少子化に伴って学校を統合するということで一貫教育を行っているということでございます。辰野町においてもこの少子化に伴って在籍児童生徒数の減少が続いているわけですが、今後辰野町が小中一貫教育を進める場合は、両小野小を除いて4校ある現状を考慮しますと小中一貫教育ではなく、今、議員さんが言われるように小中一貫化教育ということになるんだろうと思っております。しかし、現実問題としてその町内の4つの小学校は児童数にかなりのバラつきがございますので、一貫化教育、あるいは一貫教育を進めるには9年間というこのスパンでの教育課程を編成しなすななければならないということが

ございます。これには規模の違う小学校が4校あるという中では相当なこれは困難を予想されるんだろうなと思います。学生の見直しですけれど、先ほども触れましたけれど、成長の著しい子どもの成長を6年間でいう長い時間の中で連続的に指導することができるということ。子どもの方からしますと異年齢の子ども同士の交流が6年間できるということ考えますと、私個人的な考えですけれどこの現段階で辰野町において喫緊の課題としてね、この現行の6・3制を改めなければならないという積極的な理由は見当たらないのではないかと考えております。

○堀内（9番）

教育長の今後の統合を含めた内容の一貫化のお話を聞きました。昨日も統廃合の問題という形の状況ありましたんですけれども、非常にこれは難しい内容がありまして、今いった一貫化かどうかという形の状況の中です、やっぱり辰野町の今小学校が4校、中学校が2校という実際には小野も入れると5校という形の状況ありますけれども少子化の影響を受けているので、6年間のシステムって言う内容につきましては生徒の近くに学校があるっていう形で子どもたちがすぐに通えることができると、いう形で統合されますとですね遠くに行かなきゃいけないっていう内容もありますし、逆に言ったら今、小野がやっているような形で学校を隔てた状況で統合っていうのもあるのかなって気がいたしますけれども、いずれにせよ統廃合も含めた今後の少子化を含め、大きな今後の課題であろうという形に私は考えます。ただ、その喫緊な状況でなるような要素っていうのはあると思いますので、これにつきましては、十二分に検討をしていただいて今後に備えていただくという形のものはずひ行っていただきたいと思います。以上をもちまして1件目の質問を終わります。

2件目の質問に入ります。道路保全管理について質問をいたします。先ず国県道、町道に対する保全管理体制と補修基準について質問をいたします。車道、歩道問わず町民が安心して道路を使用するためには常日頃の保全管理活動が欠かせません。道路や施設等使用劣化を経年劣化してどうしてもおきてしまうものもありますし、今回下水道の工事によって切り貼り状態は大幅に改善されているというのが現状ですけれども、その反面、住民の要求も厳しくなっているという形です。経年劣化とともに自動車の大型化による道路の穴、あるいは傷みが散見されますし、それによる騒音の問題もかなりクローズアップされているというのが現状であります。道路保全は町民安全安心な生活を確保するために大きな要素であると考えます。ここで町長に質問いたします。国

県道町道に関する保全点検の現在のシステムはどのようになっているか、すなわちその中で現在の管理者数、保全管理要因の実態とともにどのような状態になったら道路の関係をですね、修復するのかその基準はどうあるのかお答え願いたいと思います。

○町 長

堀内議員さんにお答えをしたいと思います。道路の関係見てみますと各所に非常に傷んでいる箇所が見受けられます。ああ、あそこも、ここもかな、ってこんなふうに思うところであります。先ず、道路が生活していく上では非常に重要な位置づけをされていますので、そういった面を集中的に直さなきゃいけない状況は議員さんおっしゃられるとおりだとこんなふうに思います。前って言うんですかかつて国の予算でも道路予算というのは非常に多かった。何が多かかったかって新設の関係であります。そういった中で現在は、半分以下になっているわけでありましてけれども、町でも新たな道路を造る、そういう要望が非常に多くてそれに費やされる経緯っていうのはかなりのもんだった、こんなふうに思いますけれども現在では、当時盛んに造った道路がですね、一斉に傷み出すって言うんですけ経年劣化、橋もたくさんありますけれども橋等も非常に傷んできてここで高速道路の天井の落下だとかああいうのを受けたりいたしまして5年に1遍は今度は点検をなささい、こういうふうなことが決まってきたわけでありまして、そういったことを考えますとこれからは、道路だとか公共施設の維持管理にほとんどの予算が取られてしまうのではないかと、こんな危惧さえしているところでありましていかにその経費を捻出するかっていう、非常に難しい選択を迫られてきているのではないかとこんなふうに思います。このところずっと医療や福祉だとか、教育だとかそういった所に優先順位が回りましてどうしても道路予算が減ってきたっていうのは、国全体を数字でそうでありましてけれども、そういった中で今度はやむを得ざる措置としてそういったものも一角に上がってきておりますので、そういった面ではほかの部分が思ったほど今度は進展していかない恐れも出てくるのではないかと、こんなふうに思います。お尋ねのどういう基準でっていうことに対しましては建設課長の方から申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

○建設課長

それでは私の方から道路点検におかれまして管理の人数、また要する要員等について実態についてお話を申し上げたいと思います。国県道につきましてはご存知のように長野県伊那建設事務所管内ということで、国県道を管理しております。伊那建設事務所内に

維持管理課という所がありましてその中の維持係で行っております。人員体制でございますが課長1、課長補佐1、担当係長2、係員が3、非常勤職員が2、の7人体制で市町村別に担当者を決めて行っております。それから辰野町の国県道の補修につきましては小規模維持補修工事として民間に委託を行い、辰野箕輪地区建設会社8社の構成する伊北地区特定共同企業体が年間契約を行っております。次に辰野町でございますが、建設水道課内に建設課長1、課長補佐兼建設管理係長1、建設工務係長1、それぞれの係に1の5人体制で道路に努めているところでございます。また現場臨時職員といたしまして2名、今年から非常勤務現場作業員ということで6名を登録いたしまして、やはりそれぞれお忙しい方々がございますので誰でもすぐ対応できる形ということで作業ができる形でそういう登録制にさせていただいてあります。また、どのような状態になったら補修を行うかっていうことでございますが、やはり道路構造物は橋梁からアスファルト舗装、交通安全施設、多所にわたっております。まずは現地に赴きまして現場を把握し、補完できない、ということは使用禁止、通行止めをかけるのか、また補修をして行うのかということでもあります。その補修の基準はございませんが、やはり既の通行に支障のあるものについて補修を行います。言うなればアスファルト舗装では穴陥没や空洞が確認されたもの、水路では給水に支障、道路構造物ではガタツキやクラック等があるものという形でこういうものについて補修を進めております。以上であります。

○堀内（9番）

ただ今、体制についてお話ありました。辰野町の要員、現状で先ほど町長の話があったように今後保全の関係はかなり出てくるのではないかっていう話がありましたが、現状体制でやっていけるのか。そこらへんはどうですか。もっと補強をしなきゃいけないとかそういう考えはあるかどうか。

○町 長

直接、担当する職員ということになりますと、そう多くを割けるわけではありませんので、時と場合によって変わっていきますけれども、減員体制が主ではないかとこんなふうに思います。後は実行部隊としてやっていただく人たちをどういうふうにしていくかって、こういう問題ではないかとこんなふうに思っています。

○堀内（9番）

確かに実行部隊をどうするかっていうのが今後の課題かなっていうような気がいたします。それでは次の質問に移ります。交通物損事故に対する実績と対応についてお伺い

いたします。近年物損事故の関係については年間で4件から8件、金額で30万円から90万円くらいが報告されております。これは保険で処理されておりますので、直接町の出費はありませんけれども、道路管理上では大きな問題だろうと思います。ここでですね質問いたしますけれども、交通物損事故に対する分析の結果の課題をどう見ているのか。また、再発防止策についてどうされているのか。特に平成24年度4件の蓋不全の損害事故が発生しておりますけれども、その原因は何であったのかお答え願いたいと思います。

○建設課長

側溝や水路横断溝、U字溝等の構造物の使用劣化や経年劣化により、クラック等の破損によりグレーチングや蓋の歪みや可動によるものやアスファルト舗装のしみ上がりや、舗装かたの破損、路面の穴によるものが原因と考えております。再発防止につきましては、構造物のクラックに目地等で補修やグレーチングや蓋の連結固定や道路パトロールの強化や職員による常温合材での穴埋め、非常勤務作業員の登録制を採用し、現場作業の充実を図り、補修工事を随時行うことで件数を少なくしていかなければいけないということで考えております。また、事故の原因でございますが、この先ほど24年の4件でございます。1つにつきましては側溝が破損して不安定な状態の鉄ぶたの上に車のタイヤが乗り、脱輪したと。冬季のしみ上がりにより空気下上水道の仕切り弁の蓋にバンパーが接触したと。横断溝が破損して車が通行した際、グレーチングを跳ね上げた。側溝が破損して車が通行した際、グレーチングが跳ね上げた、この4つの原因でございます。以上でございます。

○堀内（9番）

今、原因の関係をお伺いしました。ちょっと今、気になることが1つあります。問題解決において、原因ていうのはやくなぜなぜ問答をすとかですね、問題解決法という形があってなぜ、そうなったかっていうことをずっと5回くらい繰り返してやるっていう話があるんですが、そこらへんの手法を使ってその原因と対策に結びつけているかどうかお伺いいたします。

○建設課長

現地に赴き、やはり状況等をよく把握し、その原因について追求をしなければいけないということで努めております。それに対しましてどういう形のものが最善に事故等が起こらない道路になるかっていうことで努めております。やはり1人の目ではなく、大勢の人により現地へ赴き検討をし、最善な方法を染めるということでよろしいでしょう

か。

○堀内（9番）

多分、よく分かってらっしゃらないのかなってというような気がいたします。私も品質管理をずっと何十年もやりましたんで住所関係に携わった時にはもう本当に死ぬ思いで頑張ったっていきさつがあります。こんな形で今、聞きますとですね対策、処置をしたという形の状況で対策に結びついていない状況が非常にあるのかなっていう私は懸念をしております。今後はそこらへんは皆さんでですね、またその検討していただければありがたいかなってというような気がいたします。次の質問に移りますが、各区の道路補修・改善要望に対する対応状況についてお伺いいたします。道路に対しては改善要望は全区から多くの物件が申請されていると思います。しかしながら予算の関係上ですね、なかなか思うように対応できないというのが現状ではないかと思えますし、現在、協働のまちづくりで資材を提供して皆さんが自分たちでやろうっていう事例もありますけれども、その場合やっぱり地元負担も増えていると思います。そんな形でですね、今、各区道路補修・改善に対する、各区からの要望に対するですね対応状況についてお伺いしたいとおもいます。

○建設課長

各区からの要望でございますが、道路改良、舗装、交通安全施設、建設資材支援の要望につきましては翌年度の予算に、計上、造るために毎年10月に翌年度の要望をいただいているところでございます。この要望の方法につきましては各区において、改良舗装等の優先順位をつけていただき、5箇所以内という形の中において申請をいただいております。また大きな区においては各常会から要望等いただき、その中から優先順位を作り5箇所に絞り要望いただいているということでお聞きしている次第でございます。状況でございますが、25年度においては道路改良が48箇所、全体事業費としてまあ4億円程度、またその内、実際に工事のできたものについては10箇所の2,200万円程度で20%ぐらいでございます。事業費で言いますと5.6%でございます。舗装につきましては51箇所の要望で5,800万円ぐらいの要望額に対しまして17箇所の1,900万円程度の実施でございます。箇所数で33%、事業費で33%ぐらいでございます。それから議員の方からありました資材支援の地元負担金が増えているのではないかというお話をいただきました。これにつきましては、各区からの要望につきまして現地へ赴き、事業内容また工事内容、地元負担の軽減措置という形の中においてどういう形が良いのかどうかを検討いたしま

して、そしてまた地元でできる作業なのか、ということも検討する中において進めております。技術指導という形の中において、町の機械等、作業員もおりますのでそういうものを使ったりして、そういう形の中において軽減策を考えている、主体的にはやはり地元でやっていただいておりますが、そういうこともないわけではありません。また、このところ行われている支援につきましては春の道づくり、各区行われていると思いますが、材料の提供ということで丸太材とか砕石、敷砂利をすとか、コンクリート製品については1、2本が主流でそのような今まで各区で恒例で行われた作業についての材料支援に取り組んでいるところであります。また次の項において、26年度以降についてまたお話ししたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○堀内（9番）

状況は確認いたしました。それでは道路維持改善に対するですね予算執行状況についてお尋ねいたします。年間の事業費見ますと平成12年、この時点でですね道路の維持改良舗装にかかった費用っていうのは大体9,000万円。その次が1億2,000万円くらいありましたんですが、その後、大幅に落ち込んでですね30%くらまで落ち込んでおりました。このところ近年約6,000万円くらいに増加しておりますんで、60%弱に回復されましたが、今の要望に対してなかなか対応できてないっていうのが現状だろうと思います。非常にバブル期の大幅な設備、あるいは道路の経年劣化という状況があって、あるいは異常気象による災害に結び付くということの要素が非常に今現在あるわけですが、ここで質問いたしますけれども、道路維持及び改良による予算の執行状態の推移の見解をお伺いしたいと思います。

○建設課長

先ほど町長が述べましたように、高齢者、少子という形の中においてやはり町の全体的な財源、予算というものがあります。そういうものが必要とされる時代を迎えておりますので、それは一番の考えなければいけない問題ではないかと私は思っております。人がいなければ道も必要ありません。ので、やるには人口対策、そういうものが一番大きく占める問題ではないかと私は考えている次第でございます。しかしながら皆さんの生活道路については、やはり皆さんが間近に行うものでございますので、そしてまたこの第五次総合計画の後期基本計画のよりあい会議にもありますように、道路問題に対して皆さんからご意見をたくさんいただいております。こういうことを踏まえる中において、皆さんの声というものを聞くならば、予算化というものもプラスアルファの増え

なければいけない問題ではないかということで、私一個人としては考えておりますが町全体的にはどうなのかについては全体的に把握をする町長の方で考えるべきものだと思います。以上でございます。

○堀内（9番）

最後の質問、それに関連する内容になりますけれども、道路維持改良予算の増額の考え方という形で先ほど、非常に経年劣化いろいろ、国からもいろいろの形でその保全をなさいというのが現状だと思いますけれども、私も町内を回ってみました。幹線はまだまだ比較的良い状況ありますけれども、支線に入りますとですね劣化がかなり進んでいるというのが現状だと思います。特に交差点、マンホール回り、横断側溝部、橋の繋ぎ部、人家の途絶えた部分、という形でですね等々非常に多く劣化している所が見られるというのが現状だと思います。整備に当たってはですね地元の負担が出てきますけれども、先ほど言ったように17区の要望に対してなかなか応えられていないというのが現状であるという形ですね。そんな形で福祉の関係もありますけれども、やっぱり安心して暮らせる道路っていう形のものには常に点検整備をしていかなきゃいけないと思います。そんな形で限られた予算となりますけれども、平成27年度予算におけるですね、道路維持改良予算の前年に対しての増額は絶対、私は必要だと思いますがそこらへんの考えを最後にお聞きしたいと思います。

○町長

おっしゃられるとおりでありまして、私も特によりあい会議、そういった所でも道路事情の道路に対する要望、これは幹線道路はもちろん強い要望だと思いますけれども、生活道路、そういった所へでもかなりの部分で入っているのではないかと、こんなふうに思います。そういったことから考えれば当然としてそういうものに振り分けていく必要があろうか、そんなふうに思います。惜しむらくは除雪費用にかかったお金が全て消えてしまうという現実でございますので、そのお金も回せば非常にありがたいわけがありますけれども、それもまた一つのことありますので予算が大概3月の末へいきますと除雪費用を補正というような形になりますけれども、そういうことのないようにその分をそういった所に回せるようにぜひこれからも頑張っていきたい、こんなふうに思っています。できるだけ皆さん方の要望を聞きながらで、無理をしてって言うんですか、例えば一時的に取り崩しを行ってもですねある程度のものは、やっていくそういうふうな形で考えておりますので、そういった面ではずうっと続くかどうか分かりません

けれどもやっていきたい、こんなふうに思います。そういったことの裏返しには深雪だとか、そういったものが抑制されていく、取捨選択されていく、こういうことはあり得るかもしれません。以上です。

○堀内（9番）

ぜひ、安心安全な道路っていうのは非常に、道路っていうのは非常に重要な要素を含んでおりますので、その中で安心して住民がすごせるという形の状況の中でですね維持推進をしていただきたいと思います。以上をもちまして質問を終わります。

○議長

ただ今より暫時休憩といたします。なお、再開時間は11時55分といたします。

休憩開始 11時 40分

再開時間 11時 55分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位10番、議席4番、三堀善業議員。

【質問順位10番、議席4番、三堀 善業 議員】

○三堀（4番）

それでは通告にしたがいまして質問してまいります。今後、行政を進めていく上で将来を見通し、見据えて財政健全化、昨日も町長おっしゃっておられましたけれども、厳しい財政の中で健全化を進めていかにやらんということをおっしゃっておられました。そのほかに人口減少というような大変大きな問題がございます。そうしたことを考えた時に現在以上に町民に寄り添った行政運営が求められる時代ではないかというように考えます。また同時に町民も福祉活動でありますとか行事全般にわたってより積極的に参加することが不可欠であると思います。町民とともに協働しあって行動していく行政が進められることを願っております。長年行政に携わってトップに登り詰めた町長、先ほども言っておられましたけれども行政の僕はプロだというふうに考えております。町民も皆、そう理解して期待しております。今定例会と3月を私も残すのみとなりましたので、町長の行政運営についてのどのようにお考えになっておられるかお尋ねしたいと思います。多くの町民の方々から寄せられていることをとても全てを申し上げられませんが、声の中の多く寄せられている意見、気になっていることを伺います。住民にできるだけ率直に届くようお答えいただきたい。お願いいたします。質問いたします。将来を見通した上で行政運営上、現在の職員数を削減するのか、あるいは増員するのか、現在のま

まか大きくと言いますか、長期を予測しての構想の中で町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○町 長

それでは三堀議員さんにお答えをいたしたいと思います。住民の皆さん方に寄り添った行政ということで非常に職員も一所懸命頑張っているところでもあります。職員の人数、職員数でございますけれども、私が入った頃はかなり職員の数も当然、もう元よりは少なくて段々に増えてきたわけでありましてけれども、なぜ増えてきたかっていうとやはりそれだけ住民の皆さん方によりきめ細かい要望に答えていくためにはそれなりのマンパワーって言うんですか、人員が必要であったそういうことでもあります。そういった中で電子機器の普及ですとかそういったことによって、段々に職員数が減ってもやっていけないんじゃないかと、そういうふうな一般的な世間の見方が当然あったわけでありましてそういった形の中で、人員の減等も進められてきました。また、それぞれ部門によってですね、保育園児が非常に急激に伸びた頃は保育士さんを大量に採用しないとやっていけない状況でございました。その後、少子化が進むって言うんですか丁度、波がある時には保母さんが非常にこう人数が余剰って言うんですか、あって、それを減員をしなきゃいけない、そういった状況の中で一般職への転換を図るって言うんですか配置替えをすとか、いろいろな波のある中で事業を行ってきたところでもありますけれども、段々に仕事が細分化し、それから電子機器の普及によって専門的な知識も必要になり、多くの職員が必要となってきたわけでありましてけれども、段々に財政が厳しい時代を迎えると職員を増やす、そういったことがなかなか難しい状況であったわけでありまして。行政改革というような形の中で、住民の皆さん方から職員の減員というのを求められるようになり、それによってかなりの人員が減らされてきたわけでありまして。減らされるって言うんでは、まあ減ってきたわけでありましてそういった面で非常にこの厳しい時代が職員にしてみればあっちもこっちも多くのことを手がけて複数の人間がやるって言うことは良いことでもありますけれども、なかなか突き詰めて1つのことをやっていくって非常に難しい時代になってきました。そういったことで職員数がかなり減員になってきております。しかしながら、行政需要がどんどん増えていく状況の中であってもうそのところで行政改革によって何とか住民サービスのためにお金を回してきたものでありますから、そのところは職員を増やしていくと今度は行政も事業等もその分だけ進まないって言うんですか、どこかでこういう人件費等の絡みが出てきますので、

なかなか思うようにいかないっていうのが現実だろうと思います。そういった中で将来見据えて少子化だとか、行政需要が減ってくるようになれば当然減員っていうことも考えられるわけでありましてけれども、今の状況でいくと要望をこなしていくきめ細かな寄り添った事業を進めていく上には、むしろ人を増やしていかないといけないような状況になっていると思いますけれども、なかなかそういったこともできない状況でありますので、減員数をなんとか確保しながら進めていくことが大事ではないかと、そんなふうには私は考えています。以上です。

○議長

三堀議員、もう少しマイクを口元へ近づけてください。

○三堀（４番）

はい、ちょっと今、力がなかったかもしれません。気合を入れて。

○総務課長

現在の職員数でありますけれども、全体では334人です。一般職の関係につきましては145人、保育士が50人。病院関係が139人です。町の条例の職員の定数条例でいきますと町長の事務部局に170人、ほか教育委員会だとか農業委員会、議会事務局、監査員事務局等にですね48人を置くことができるようになっております。また、病院、水道、国保職員等として195人以内というようなことで定数条例では定められておりますが、先ほど町長申し上げられたようにいろんな部分の改革等の関係ですら職員数は減らされてきておまして、現在では国県等の権限委譲等の関係から事務量は増大をしてきているような、そんな状況になっております。

○三堀（４番）

私もそう思いました。削りに削り、絞ってきたという、それは当然不必要なことはそういうことも方法で良いんでしょうけれども、やはり私が議員になった前の年の18年に17年の実質公債費比率が24.4%というような数字が出た時にちょうど19年から議員になりました。そんな中でやはり行政運営、財政健全化というものがやはり叫ばれていたということもあると思います。それにしても、やはり随分減らされたなあという感じはいたします。特にその退職される方々が団塊の世代の方が多かったその大きなボリュームが段々しぼんでいくというような感じを受けたことは事実です。次にまいります。これからの人口動態、社会情勢を考慮して町長の方でやはり必要であれば増やし、また必要でなければ減員するというのはこれ当然その場に合わせてやっていけば良いことですから

ども、もう1つ次の質問に移ります。臨時の方、それからパートの方、これは必要な面もあります。そしてまたそうした立場を望む人も、っていうことは分かります。ただしその若い人の中で将来、正規職員へと望む人はいるかどうか、いないかどうか、あるとすればその扱いはどうなるのでしょうかお聞きいたします。

○総務課長

臨時職員の皆さんにおかれましてはですね、町の行政の本当に一翼を担っていただいているっていうことで、なくてはならない形になってきております。また、その臨時職員の採用関係につきましては、この議会でですね来年の4月施行というような形の中で採用に際しての条例化等進めているところでありまして、これによりまして運営をしてまいりたいとこんなふうに思っております。また職員採用につきましてはある程度の年齢幅を設けまして、現在臨時職員として働いている職員の皆さんもですね年齢に合えば採用できるような形の中で試験を受けていただくようなそういうこともっておりますので、臨時の皆さんから正規職員へっていうそんな道もありますので、ぜひ挑戦をしていただければとこんなふうに思っているところであります。現在の臨時の職員数につきましては250名の方が役場、あるいは保育園、学校、それから病院等で働いていただいております。以上です。

○三堀（4番）

そうした方々のやはり仕事の面は大変重要なところがあると思います。そうしたことの仕事をされる方いないと回っていかないということはよく分かります。その中で今、おっしゃられたように正規職員への道も開いているということですので、そんなようなことは進めていただきたい。次に移ります。ただその私ちょっと考えた時に、臨時、パートの人たちに頼ってしまって、あまりにも頼ってしまうと自治体本来の疲弊に繋がらないかどうか、それに対してはどのような、そうならないそうしたことの影響のないようにどのような考え方をお持ちでしょうか、それをお聞きいたします。

○総務課長

先ほども申し上げましたように、なくてはならない人材ではあります。全てが臨時の皆さんにお願いするってわけにはいきませんので、やはり核となる職員を育てながら、ある程度人件費を抑えるっていう面におきましては、臨時さんをお願いをしていかなければならないというところでもありますので、ご理解をいただきたいとこんなふうに思います。

○三堀（４番）

将来その自治体の疲弊に繋がらないようなやはり体制を維持していただきたいというふうに考えます。それでは次に男女協同参画についてお伺いいたします。長い間、男社会でまいりました。女性もまたその棲み分けでよしとしてきた面があると思います。しかしこれからは、違うのではないかと考えます。むしろ女性の力を必要とする、女性でなければという環境が多くなっているように思われます。女性の能力が柔軟で、適用範囲の広い、その能力を引き出し活用してもらおう時代になっているのではないかと思います。男社会の中で女性の持つ能力を埋没させては社会の損失ではないかと考えます。そうしたことのいろいろの経過の中では気になるところはございます。女性の視点で行政に対する考え方、仕組みなど研究するプロジェクトチームを作るくらいの考え方があったも良いのではないかと思われます。男にはない、見方、視点ですか。捉え方、やり方など引き出す考えはないでしょうか。お聞きいたします。長い間男社会できたはずみというものはないでしょうか。私は何かあるような気がいたします。その点いかがでしょうか。

○町 長

議員さんおっしゃられるのはもともと、そういうふうに思います。女性の皆さん方がしっかり自立して自分たちの意見で積極的に参加されると非常に重要なことである、こんなふうに思います。いろいろの面で、自治会だとかそういった所でも積極的に出て来て活躍していただきたいなど、こんなふうに思います。女性団体連絡協議会の皆さん方もそういうふうなお考えを持ちながら、一所懸命活動しているとは思いますが、そういったことが皆さん方の後押しになって進んでくれれば良いわけでありましてけれども、どうしても尻込みをしてしまうっていう、そういうことは男性の皆さん方が後押ししてやらないっていう面もあろうかと思しますので、そういった面では一朝一夕にいかないって言うんですか「じゃあ、こうしろ」って言ってそのとおりにすぐにいかないっていうのが現実ではないかと思しますので、いろいろの機会を捉えてそういった運動って言うんですか自意識を持ってやっていただく、そういったことがあって良いんではないかとこんなふうに思います。町って言うんですかそれぞれの町の公民館長さんやったり地域で分館長さんやったり、それぞれ区の役員をやられたりそういう形の中から段々に広がっていくんではないかと、こんなふうに思います。ぜひそういった機運を広めていただければもっと町政の中でも違うって言うんですか、今あんまり偏っているとは思

いませんけれども、もうちょっと違った意見が出て来るのではないかとこんなふうに思っています。以上です。

○三堀（４番）

公民館長が渡辺美江さん、磯野美鈴さん、古村末子さん３代続いたところが後は男性になりました。ただ下辰野も３代分館長が続いております。私はこれからも下辰野の分館長は女性でいくじゃないかというふうに考えております。ところがその間、ほかの17区の中ではなかなかその女性が出て来ないというのが現実なんでちょっと寂しいなど思っております。次に質問いたします。団塊の世代の先ほど申し上げましたように課長ほか毎年5、6人それから多い年には10人くらい定年退職の方がおりました。職場結婚の方も多かったと思います。団塊の世代の女性が夫が課長になるので辞めるというような、そんなようなことちょっと聞いたことがありますけれどもそうした問題はもう考える必要ない時代になっているじゃないかと。女性の伸ばせる能力を伸ばしていくべきだというふうに考えます。そうしたことで、今日まで女性がせっかく長く勤めてやはり理事者、管理職の方までいくという人が少なかった。そうしたことを考えますと何か損失が多かったような気がいたします。これからのそうした人事に口を挟むつもり毛頭ございませんのでそれは申し上げておきますけれども、今まで切られてしまったせっかく伸びる能力を切られてしまったというような損失というものはないのでしょうか。どうでしょうか。

○町 長

過去の話であります。そういったことがなかったとは言いませんけれども、私は三堀さんの意見と同じでありますので、そういった面では積極的につて言うんですか、それぞれ能力を発揮していただきたいなとこんなふうに思っています。先ほどのちょっと前の質問でありますけれども下辰野の公民館の後、現在は北大出と宮木で女性の分館長さんがおいでになりますので、はい、よろしく申し上げます。以上であります。

○三堀（４番）

認識不足でした。そうですか。よかったなと思います。やはり、男女共同参画という観点からいけば、もうもっともっと出てきても良いなど。また各17区の方の区長も区会議員もそうしたところへ、やはり女性が進出してきて当たり前だろうというふうに私も考えております。次に、お聞きいたします。特にその女性の視点での意見、提案を取り上げる機会があるかどうか、これももし今までないとすればこれからはどう考えるか、そ

のへんをお聞きいたします。

○教育次長

普段の生活の中で男性には気がつかないような点があります。また女性の中でも気がつかない点もありますけれども、特に先ほど議員さん言いましたように男性社会っていうような発言の中では今後、普段の生活の中で何気なく思うようなことが女性ならではの思いつきや考えを出していただくことによって、これからも期待をしたいというふうに思っております。ぜひ、そういう考えがまた良い案が浮かべばどんどん出していただくということが大事かなというふうに思います。以上です。

○三堀（４番）

私は何でも女性が上になれば良いというわけではありません。文字どおり男女共同参画ですので、ただ私が今まで経験した中で会議の中でも女性が意見を述べる機会は極めて少ないわけです。しかも何となく意見が出た時には押し潰されているように感じました。今のご意見について検討いただき活用方法を考えていただきたいというような話にはならなかった。プライドは男だけのものではないということを十分に女性も承知していると思いますので、そのへんは今後反映していただきたいというふうに考えます。

それでは次に移ります。３番目の福祉ということですかね、支えの時代に入っているということだと思います。何もかも今申し上げたように女性なら良いというわけでありませんが、これからは福祉が大きくウエイトを占め、必要とされる支えが不可欠の時代になるのではないかと考えています。支えとなりますと、男と女、どちらの仕事が多いか、これもまた女性の仕事が多いと。これははっきりしております。高齢化にというより、既に始まっている高齢社会、今後更に老人が増え若者が少なくなり、そうした構図はいやおうなしにやってくる時代です。今から支えの時代に対応できるように行政も舵を切るべきではないかというふうに考えます。そこでお聞きいたします。既に高齢社会に入っていると言っても過言ではないと思います。今後更に進むわけですが、その対策について具体的に進めていること。あるいは計画があればお聞かせいただきたい。

○福祉専門課長

今、議員がおっしゃられるとおり否応なく進行しています、辰野町の高齢社会の中、町としましても高齢者ご自身の尊厳を守り、できる限り自立した生活への支援、また可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援サービス提

供体制の構築を目指していくことが必要と考えております。また具体的な施策としては、自助として自分のことを自分でできる限り行っていただく。自らの健康管理の実践、互助としては、高齢者によるボランティア生きがい就労、住民組織の活動。共助として介護保険に代表される社会保障制度のサービス。公助として一般財源による高齢者福祉事業等、また生活保護、人権擁護、虐待対策など重層的な取り組みが必要と考えております。以上でございます。

○三堀（４番）

いろいろそのこと考えますと大変難しい時代になっているというふうに考えます。支えには介護という問題がたくさんあるわけですが、支えには力のいる作業もございます。今、介護ロボットでありますとか補助機械は常に進化し、新しいものも開発され、そしてまた更に使い勝手が良くなるそういう時代になっております。そうしたことをこれからの福祉の面では多く利用されるようになると思いますが、そうしたことも主役はどうしても女性ですので、女性が使い勝手の良い、あるいは女性でも使えるようなものが開発されることを望んでおります。これからの時代は女性が主役だということで申し上げております。今日はほとんど女性を中心に申し上げております。女性にできない男の仕事というのはまずないと思います。逆に男にはできない女性の仕事がたくさんあります。先ほど町長、私の考え方に同じだと言っておりましたけれどもちょっと違う面があるんじゃないかと思っておりますけれども、男と女互いにそれは良い面、悪い面はあります。良い面、悪い面と言うより特徴と言いますか違いがあります。女性が持つ本来の粘り強さ、しなやかさ、細やかさ、今教育次長も言っておられましたけれども我慢強さ、そして何よりも労わりの心というものは男にはマネのできないものがたくさんあると思います。そうしたことを考えますとこれらかの支えの現場で充実していくということになると、その支えの主役は女性と考えますがいかがでしょうか。

○福祉専門課長

今、議員のおっしゃられるとおり女性の力は非常に大切だと考えております。しかしこれからの高齢社会を支えていくためには支援が必要になった方、ご自身も含めて全ての住民の皆様にも支えの場の主役となっていただきたいと考えております。またそれを支えるボランティア団体NPO、企業、サービス事業者、行政等、全ての団体が主体となって主役となっていただきたいと考えております。以上でございます。

○三堀（４番）

全部が支え合うというのがこれが世の中ではあろうと思いますけれども、特に女性のウエイトが大きく占めるじゃないかというふうに感じます。女性の持つ能力を生かしてもらって、日本全体の人口減少で高齢化が進み多くの自治体が消滅すると言われていています。これから何年先ですか分かりませんが、35年ですか、将来辰野町が必要な町と言われるようになるためには今から町全体の体質を改善すべきだと考えます。女性の活躍推進法案が衆議院解散で廃案になってしまいました。いずれ提出されると思いますけれども、時代の流れの中で水を注された形でまことに残念だなあとということ痛感いたしました。次に質問いたします。将来必要とされる自治体になるための構想と言いますか、特に女性の力に主眼をおいて考えなければいけない時代だろうと思いますけれども、そうした自治体になるための構想、どのようにお考えでしょうか町長の考えをお聞きしたいと思います。

○町 長

ちょっとそこまで、女性のための社会をどういうふうにしていくかっていうところまで考えていなかったものであれですけれども、どっちにしても男女共同参画社会、こういったものを進めていくそういったことが、これからのあるべき姿ではないかと、こんなふうに思っておりますので、それは共通する点が皆の意識としてあるかと、こんなふうに思います。国もそういった法律を制定する機運もあるわけでありますので、ぜひそういったことで行政も進んでいけると、こんなふうに思っています。以上です。

○三堀（４番）

町長、我々には柔らかくしています。町民に対しても優しく接しているようでございます。評判はそんなです。ただ地元の方の方や家の中では威張っている、いわゆる亭主関白ではないかと思えます。それをさせてくれている奥さんには十分感謝しないといけません。町長は改めて女性の仕事をどういうものか、どれだけ多いかっていうものを考えたことはないと思います。町長は、山の仕事でもしてくれば「俺はやってきたぞ」というような顔をして道具を放り出して、横になったりあるいは暑けりゃ一杯ビールでも飲むかというようなことになると思えます。その間、自分だけが仕事をしてきたように思っているかもしれませんが、奥さんは同じようにほかの仕事をしているんです、家で。また町長がごろごろしている間にもずっと仕事をしています。女性の仕事というのは非常にこまごましたことから、切りのない多さです。私が言うからよく分かる

と思いますけれども、感謝しても感謝し足りないくらい女性の仕事は多いということをお願いしたい。時間が切迫してきました。

最後に辰野病院についてのことですけれども、細かいことになりますと大変時間かかりますので、町長の方からお答えいただければいいんですけれども、辰野病院というのは大変地域、辰野町だけでなく近隣地域の医療を支えるということで大変重要な施設だというふうに感じます。そしてまた患者も結構、停まっている車を見ますと結構の多さがありますのでそれだけの利用があるかなというふうに感じますが、内容的にはいろいろまだまだ分析して、改善していかんやならん所がたくさんあると思います。辰野病院について現状をどのように捉えているか、把握しておられるか、そして地域の医療を支えるという位置づけ、今後どのように考えておられるか。そしてまた辰野病院をどのような病院を目指しているか、どのように運営していくか、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○町 長

辰野病院でございますけれども、地域の病院として装いも新たになりましたので皆さん方、院長さん以下、新たな気持ちで取り組んで地域医療に一所懸命努力していただいと、こんなふうには捉えております。第二次救急病院としてですね、夜間ももちろん含めてですけれどもね、そういった体制をとっているわけでありまして、いかんせん医師の数が7人ということでありまして、今まであった産婦人科ですとか整形ですとか、小児科、そういった科に常勤の医師がおらないとこういうふうな状況下でありますので、住民の皆さん方に全てお答えができるこういう状況ではない、こんなふうには思っていますけれども、全て町の中で賄う、そういったことではなくてですねもう既に世の中のそういう医療体制、そういったものが中核病院を中心とした病院とその周辺で二次をして、また回復期の人を診るこういうふうな役割分担ができつつあるわけでありまして、そういった面から言うと今まであったものがなくなるということに非常に抵抗感がある人もあるわけでありまして、そういった所はご理解をいただきながら地域の医療、こういったものを守っていくという道を取らざるを得ない、そういう状況であろうとそんなふうには私は認識しているところであります。したがって夜間、非常に専門のお医者さんがいないそういった時であってもですね、自分の所で診れない、それだけでなくじゃあ、どういう所で一時的にそこで診ても、診れるものは診てもほかの所へ送る、もっと専門的な所へ送るこういうふうなことも重要な1つの地域医療の重要

な部分でありますので、そういったことも引き続きやっていく。救急車等が昔に比べて体制も十分できていますので、そういった面では医療圏と言うんですかそういったものがより距離はあっても近くなっていますので、そういったことも賄っていかざるを得ない、こういう状況だろうとこんなふうに思っています。電話での対応ですとか、そういった面についてはお客さんとの接し方そういったものについては、いろいろこれからもしっかり研修しながら勉強していかない面はあるかと思えますけれども、そういった面、しっかり守りながら辰野町の医療機関として公的な医療機関として使命を果たしていく。こういうことであろうとこんなふうに思っております。以上です。

○三堀（４番）

大きくはそういうよりその二次救急を賄う、担当するとか、各医療機関でもってその棲み分けがあるとは思いますが、しかしそのことではなくて私の申し上げるのはもっと小さなことって言いますか、辰野病院の窓口例えば時間外、あるいは夜間だとかっていう時に対応が必ずしも適切ではないって言いますか、十分でないような面もいろいろ町の人たちから聞いております。その中で考えた時に各専門分野の病院、医療機関との連携、医療連携というものが十分にされているのかどうか、例えば「子どもが行ってこういうふうでこんなふうで」っていうことを電話で言ってもそれが、「ここは小児科がないので違う方へ連絡してください」と言うだけで終わってしまうというような例もあったとか。それからまたやはり医療機関から医療機関への連絡を取っていただくも多分、もっとスムーズに診てもらえるだろうと思うことが、どうも「ほかへ電話してください」というようなことで終わってしまう。そのあたりを今後辰野病院の方では全部受けしてくれる。そしてまた聞いてくれる。それを手に負えないものは、もうほかの方への医療機関へ連絡するということのあたりの医療連携というものが、はっきりしているかどうかちょっと疑問な点がございまして、今後の運営の中ではやはり医療連携を密にする。そして当然それ、辰野病院に手に負えないものもたくさんあると思えますし、専門医がいらない中では無理だと思いますので、それをほかの所の医療機関や連携して回していくといういわゆる、羽田空港がハブ空港っていうふうに言われましたけれども、ハブ病院のような形、ほかの病院の方へ適切に内容によって回していくというような考え方の徹底した病院にできたらありがたいなということを感じます。私もちょっと体調を崩した時にそのような経験がありますけれども、やはり十分な対応をしていただけなかった面がありましたけれども、しかしそれは仕方ないと思いましたが、それをもう一つ進

めてそれは「じゃあ、ここからこういうふうに連絡しておきますので、そちらへ行ってください」ということができるような医療連携をぜひ、今後は辰野病院にはもってもらいたいというふうに感じます。まだほかにも細かいことたくさんありますけれども、また時間が長くなりますので私の質問は以上で終わります。

○議長

重要な部分ですけど、答弁はいいですか。

○三堀（４番）

病院事務長に、もし。

○辰野病院事務長

今、議員さんが言われましたとおり、例えば辰野に、先ほど町長も言われたんですけども、辰野病院の方で診れる患者、診れない患者、これは常勤医師いる、いないがありましてそういうことに分かれているわけでございます。ただ夜間とか休日対応につきましては、今、診れる所ですね例えば内科とかそういう所につきましてはうちで受け入れてCTとかMRIを撮った中でやはりもうちょっと専門的な病院に行っていただく場合については医師の方から直接、伊那中央病院とか諏訪日赤とかそちらの先生の方に連絡してお願いすると。そういうことをやっております。うちで診れない患者につきましてはやはり、まだうちでは初めから突っぱねて「診れません」ということではなく、やはり状況を聞く中で応急処置ができるようなことでしたら、このようにやってほしいとか、そういうことで相談を受けたりとか、また次には「じゃあ、うちでは診れないのでじゃあ、この今の段階でいきますとこちらの病院をお勧めします」とかそういうことを行っているわけですが、これからの中でいきますとできる範囲では患者さんのお話を聞く中で安心できるような体制を。とりあえずはうちの方でお話をお聞きする段階から始めてそれからの対応ということで、今後職員ともちょっと話をしていきたいと思っております。

○三堀（４番）

まだ、ちょっと時間ありますので申し上げます。今、事務長の方からお答えいただいたのでそのとおりだと思いますけれども、信頼というのは言葉一つだと思います。私も経験していますけれども、やはり病院スタッフの方々の言葉を一つでもって良くもなり、また逆に悪くもなるということ。一言「大変だったでしょう」「痛かったでしょう」とか「苦しかったでしょう」とかって、その一言がほとんどの患者の悪い部分を半分ぐら

いもう消してくれるぐらいの、そのやはり感じを受けるわけです。「困ったでしょう」「痛かったでしょう」って言われた時に本当に気が楽になる。そこらへんのことも含めて今後はぜひ、辰野病院というもののイメージアップに繋がるような努力をしていただきたいと思います。これは希望ですので、これで私の質問を終了いたします。

○議長

只今より昼食をとるため暫時休憩といたします。なお、再開時間は午後1時30分といたしますので時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 12時 43分

再開時間 13時 30分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位11番、議席13番、宮下敏夫議員。

【質問順位11番、議席13番、宮下 敏夫 議員】

○宮下（13番）

それでは、先に通告してあります町長就任2年目を迎えた加島町政を問う。これどうしても今回町長に答えてもらいたい強い思いもあってこういう件名にしました。昨年12月町長就任初議会において私の質問の中で「加島町政の目指す将来ビジョンとは」との問いに対して、「従来の一大居住拠点都市構想といった発想から、今後の本格的な人口減少時代を迎える中でいかに辰野町を愛し、辰野町の魅力を発信できるか。住民の皆さんのご意見やアイデアを募る中で辰野町にふさわしい将来像、将来ビジョンを見出していきたい」との方針を出され「28年度からの後期基本計画の策定を26年度から前倒しして計画し、27年度中には将来ビジョンを発表したい」と表明されたと理解しております。そこで先ず最初に加島町政の目指す将来ビジョンについてであります。先日も同僚議員から質問がありましたけれども、再度またお聞きしたいと思います。町長就任後、住民の声を聞く町政として地区住民、各種団体などの懇談会、意見交換会、第五次総合計画後期基本計画策定のための町民アンケート及びよりあい会議を精力的に実施されてきましたが、そこで得た成果、課題について町長にお伺いします。

○町長

それでは宮下議員さんにお答えをしたいと思います。昨年、大変1年間いろいろなこととお約束してきたということでもあります。総合計画、また基本計画、そういったものの中にどういうふうなものを取り入れていくか、その手段として1つとしてよりあい会

議だとか町政懇談会とかそういったものを含めて取り入れてやっていきたい、こういうことを申し上げてきたところでもあります。途中、岩田議員さんからコンパクトタウンというようなご提案もいただきました。いろいろお話をお聞きするっていうことは非常に新たなって言うんですか、皆さん方のお考えを聞く良い機会であったかと思えます。また、意見は先ほど来いろいろ出ておりますけれども、どんなこととか今後のことはまちづくり政策課長の方からまとめて申し上げたことがたくさんあるかと思えますけれども、その過程の中で、私が大事にしていたことと言うんですか、そういうことの中で地域の話し合いをする中で世代をまたいだ話し合い、そういったものができて今までとすれば地域の中で同年代だとか、同一の人たちが同じ考えを持って区政だとか地域のを進めて来るって言うんですか、地域のことをいろいろ進めてきた。そういう中であってですねいろいろの分野から若い人から、高齢者の皆さん方まで集まって同じテーブルで話をする。その中で地域のそういった今までの流れを変える、打ち破るって言うんですか、そういったことでの交流ができるそういう雰囲気作りを地区の中で持てたっていう、そういうことが非常に私とすれば従来のことと違って、ただ町の状況を話をして、片や住民の皆さん方から要望をお聞きすると、そういうこととまた一味違った住民の方同士が共通のことを目指して話し合う、こういう機会が持てたっていうことが非常にありがたくて、それがかなり町の中の雰囲気を変えて来たんじゃないかと、こんなふうに思っています。個々の中でですねビジョンと言うか将来的なビジョンとそういう話になりますけれども、どうしても少子高齢化だとか、そういった人口減少そういったものをいかに解決するかっていうことがですね心豊かに安心安全に暮らせるまちづくりに繋がっていくものだろうと、こんなふうに思えます。何人も皆さんにお答えした中でいろいろの施策がですねそのところへ集約されて、まちづくりは自分の住みたい町、住みたい街だとか、帰って来たい町だとかそういったものに集約されていくんじゃないかと、こんなふうに思いました。将来の町のって言うんですか、向こうに見えるものはそういったものを一つひとつこなしていくって言うんですか、適えていくそういったものが目の先にあるものではないかとこんなふうに思えます。その中で、重要なのはよりあい会議や何かにもありましたような、議員さんの質問にもありましたような地域資源の発掘でそれを自分たちのものとして育てていく、そういう過程であり、それが成果品として得られるだろうというそういう道のりであると思えますので、そういったものが私の目指す

5年間の道筋ではないかとこんなふうに考えています。以上です。

○まちづくり政策課長

それでは質問の内容が懇談会だとかアンケートだとかよりあい会議で得たものとはいうことですので、それについてご説明をしたいと思います。町政会議であります、今年の場合でしたら前半に2回開催しております。また今後後半に4回の計画をしております。年間に6回は最低でもあるのかなと思っておりますが、また各種団体等の懇談会も町長が出かけていろいろな団体と話をしているような状況であります。こういった懇談会におきましては地域だとか団体等の抱える課題等を質問として受け止めまして、それに答える形で町の現状を伝え、またうちの方からも理解をいただくというような意味で行っております。その中で意見提言をいただく場としてこの懇談会の方は開催をしております。また、町民アンケートにつきましては総合計画の前期、後期の期間である5年ですね、5年間に一度町民の皆さんがどういう今、意向なのかというのを把握するために行っております。これは次期計画の策定前にアンケートを実施し年代や地域、男女別など意見等が統計的に集計可能なデータとして町民の意向の把握に努めてきたものであります。今回も今年の夏に町民アンケートの方を実施しております。前回と違いまして今回につきましては例えば「この人口減少対策としてどういうところに力を入れていったらいいですか」だとか「高齢者に住みやすいまちづくりの対策とはどういったものですか」だとか、あと今回の議会でも道路問題かなり出ておりますけれど「生活道路においてどのような点に力を入れた道造りが重要ですか」だとか、あと「将来の辰野町のイメージですね、このふさわしいものはどうですか」といった新しい設問の方を設けさせていただきました。これにつきましてはこの後の全協でもって報告させていただきますが、ちょっと趣向を凝らしたアンケートの方に替えさせていただいております。こういったことも住民の意向を把握する上で重要なことかなと思っております。また今回実施しましたよりあい会議でありますけど、これは先ほど町長が申したとおりに住民同士で語り合う、住民同士で話し合っって課題を解決していくという新しいこれも手法であります。そういったことがそれぞれ手法は異なるわけなんですけど、そこから得るものは貴重な意見が多いじゃないかなと思っております。今回実施しましたよりあい会議につきましては、参加者から生の意見が多く出されて今後の総合計画、後期基本計画策定の基礎の資料となっておりますのでそれぞれの懇談会、アンケート、よりあい会議で得たものを有効に活用していきたいなと思っております。以上であります。

○宮下（13番）

このアンケートの集約結果等についてはこの後、行われる議会全員協議会で詳しく説明され、協議されると聞いておりますのでその内容について期待しているところであります。次に職員に対し今、大きな課題としての人口減少問題などに対応すべく設置された市内人口対策プロジェクト会議などの活動状況などについて質問します。職員を主体とした各課題取り組みチームの集約、それから成果の課題及び今後どのように進めていくかお伺いします。

○まちづくり政策課長

市内に課題解決のためのプロジェクトチームはここ数年、特にここ数年多いわけなんです。いくつものチームが発足しまして検討を行ってきております。議員、申し上げた市内人口対策プロジェクト会議だとか、あとそれぞれの例えば福寿苑の問題だとか、荒神山の問題だとか、都市計画の問題、そういったことに対しても各課横断的な要素がございますので、それぞれプロジェクトチームを組んで検討をしてきているわけであり。それだけ町の課題が多岐にわたり、また広範囲にわたり1つの課では解決できない、組織横断の課題が増えて来ているのかなということをごろ、特に感じておるわけであり。1例としまして議員申し上げました市内人口対策プロジェクト会議について申し上げますが、これにつきましては職員皆で考える人口対策プロジェクト会議としまして町長を本部長としまして、課長、課長補佐を本部員としまして少子化、高齢化、移住定住、雇用、魅力づくり、若手職員の集まりといったように6つの部会を組織しまして8月から検討の方をしてきたところであり。12月2日でありましてそれぞれの部会の提言の発表会を行いました。その後、副町長からこれについては実現しろという指示が出まして、今、またその部会に戻り、また各課でもってこの具体化をしているような状況であります。中には全く新しい発想もありましたので27年度の当初予算にその施策として計上できるように今進めているわけであり。また、今年の年度初めにありましたけれど、ふるさと納税ですね、これについても議員から職員皆でアイデア出し合って検討したらどうかというようなご意見もございまして、職員の中で一所懸命、こういった品物がいいねということで意見を出し合まして商品の方を決定しておりますし、今後も横断的な課題については、こういったプロジェクトチームを組織しまして職員皆で課題解決のアイデアを出し合う機会を作っていけたらいいかなと思っておりますのでよろしくお願いたします。以上であります。

○宮下（13番）

ただ今、地域の懇談会、また職員のプロジェクトチーム等の活動の中でそれぞれ見えてきたものがあると思います。町長就任1年を経過、その間、町政懇談会や各種団体、よりあい会議などからの意見要望、アンケート、また職員を中心としたプロジェクトチームでの課題の集約から多くの意見要望を受け、さまざまな現状を把握され今、取り組まなければならない課題が見えてきたと思います。28年、第五次総合計画後期基本計画策定までの間、今、取り組むべき課題を示し27年度予算編成に反映すべきであり、基本計画策定まで、基本計画28年度を策定するわけですがそれまでの間、まだ1年余、2年近くあるわけですがこの短期間ではありますけども、28年度の基本計画の中でビジョンを立てるのでなくて、この空白の期間、町長は町民に対して私はこういうことで町を引っ張ってきたいというような目標を、ビジョンとまでいかなくても町民に向けて示していただき、それに対して町民、職員も一体となって邁進すべきと考えます。そこで再度この加島カラーを示す将来ビジョンと言いますか、町をどうするかという目標を示すべきと考えますが、町長の見解をもう一度お聞きします。

○町 長

予算編成の中でもですね、結論が出るものに時間がかかるものがあるかと思うます。そういった意味で完成形でなくてもできるものから上げて、段々に後で追加してついても良いのではないかと、こういうことでありまして間に合うものから順次やっていく。こういうことであります。そういった意味では繋ぎって言うんですか、どんどん進める中でその後、そこまで待って始めるじゃなくて、もうできるものはすぐにやっていきたい、こんなふうに思っています。国の地方創生関連2法案ですか、そういったものが示されましてちょっと今ここんところ選挙や何かでもって動いていないわけでありましてけれども、その子育て支援だとか、若い世代の動向だとか、一極集中だとか、いろいろの点で問題提起がされておまして、それに答えるべき今方策を盛んに詰めているところでもありますけれども、そういった面で地方版の総合戦略を策定して、それに向かっていろいろの事業を選択していかなきゃいけない、こういうことであります。国の施策に則って当然、そこの中から国が示されているメニューの中からでも掴んでいかないと効果的なものがない場合もありますので、そこらへんのところがもう少し煮詰まってきたから、具体的なものも出てくる、こんなふうに思っています。とりあえずは今、自分たちでできることから、こんなふうに思っています。そういった意味で、これからやりた

いこと、そういったことは先ほど申し上げましたようにそれらの問題を解決すべき、今やらなきゃいけないことをやっていく、その先には人口減少問題や少子化、高齢化、そういったものが目に見えて安心安全なまちづくりに繋がっていくとこういうふうに思っています。具体的なキャッチフレーズっていうことになると、またいろいろあろうかと思えますけれども、少なくとも先ほど来言ってます、住みたい町だとか住んで良かった町だとか住み続けたい町だとか、帰ってきたい町、こういったものがどこかのキーワードになっていくのではないかと、こんなふうに考えています。以上です。

○宮下（13番）

今、町長が言われた町長が前から予算編成の際、職員に発した言葉の中にもありました3つのキーワード、町民がずっと住み続けたい町、学生や就職などで辰野町を離れた方が帰りたい、戻りたい町、都会等にいる移住希望者が住んでみたい町、この町長の基本理念を町長がこれから目指す、私はビジョンだと解釈しておりますけれども、これこそが町長が辰野町をどうしていくかという一番基本に思いますので、ぜひこのことを町民にも知らしめていけば、ありがたいかなと思っております。町長は行政職としてこれまでの長い間の経験を最大限に生かし、前例に捉われることなく処施策の実現に向け早期の加島ビジョンを示されることを期待し、この質問は終わります。

次に27年度予算編成についてであります。厳しい財政見通しの中、予算編成の基準となる全体的な考えと重点事業については昨日同僚議員の質問の中で答えていただきましたので、この部分は省きますが、次に今、町長が言われた国の重点事業である地方創生予算についてであります。全体的な予算編成は持続可能な行政運営に対応できる予算処置が必要と考えますが、先の国会で地方創生法が成立、やる気、アイデアがある町村を国が積極的に支援、後押しすると国の重点事業である地方創生について質問します。町の27年一般予算編成枠を超えた、地方創生交付金と考えられる地方創生法の成立に対し町は何に期待するかお伺いします。

○町 長

何についてということではありませんが、先ほど来申し上げたそういったものを解決できるための施策、そういったものに合致したものになるわけでありまして。ただ、あの国の政策って言うんですか基本的な理念は東京一極集中を避けるためには地方が元気、そういうことであるわけでありまして町、人、仕事っていうキーワードがあるわけでありましてけれども、その町の中にどこが含まれるとか、村が入っていないんじゃないとか、

町がどうだとかって言うこういう意見もあるわけでありましてけれども、中央の一極集中って言う話になりますとそこを避けるためにどうするかって言うと基本的には、中核都市、そういったところにもものを集中してそこで受け皿にしようと、そういうことがあるわけでありまして。そうするとコンパクトタウン、こういうものが浮上ってきてそこらへんの中にどういうふうに取り入れるかってそういうことにも繋がりがねないわけでありまして。そういった中でいろいろのところを見てみますと保育所の待機児童ですか、そういったものを解消するために7,000億円だか、5,000億くらいだとか、ちょっとあれですけども、そういった予算をつぎ込む。それでそのところに必要な保育士さんの待遇を良くするために3,000億円を入れるとってそういうふうなことになると思いますと地方のこういった所にはその部分のものが回って来ないわけですので、そういった所をよく見極めないと、本当にどこのところがどういうふうにかわってこってくるかってそういうことがありますので、そこらへんのところはこちらのアイデアを出すなり、うまくそういったものに合致してやると、そういうことであるので具体的などのものに飛びつくとかってそういうことばっかでもないんで、よく見極めていかなきゃいけないってこんなふうに思っています。

○宮下（13番）

昨日の9日の『長野日報』にたまたま駒ヶ根議会でもこの件に質問されて、その市長の答弁等にもありますけれども、この自治体の努力義務とされる地方版総合戦略の早期策定に向け、市長は意欲を示したということですが、この中で今月中に示される予定の国の総合戦略や早期策定見込みの県の総合戦略を踏まえ、できるだけ早期に市の戦略をまとめたいと市長は言われていますので、これは早い者勝ちって言うか新しいアイデアを出してきた所に予算を優先してつけるという意味で私はとっておりますけれども、遅れないように、この町長の言う3つのキーワード、まさにこれが人口増対策の中身を全て含んでいると思いますし、先ほど教育長が言われた子どもが進学で町外へ出てその後帰って来て、町を支えてくれればそのための教育事業に取り組みたいという、こんな町のこういう幹部の思いをこの町民懇談会、あるいは職員のチームによる意見等の集約の中からこの町長の3つのキーワードへ枝、または葉として下にくっつけるような活動をしていけば国に対して辰野町のこの意欲というかそういうものが伝わるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ機を逸さないように駒ヶ根市でも今月中に何かこれ見るとそういうものが示されるというようなことを言われておりますので、辰野町もそうした情報

等も早くキャッチして計画等を出し、少しでも一般予算の厳しい中ですのでこういう予算獲得にそれぞれの課、あるいは町でも厚生労働省に1人派遣されておりますので、この分は総務省だと思えますけれども、そういうような情報等を察知する手づるを見つけて進めていくべきだと思いますので、予算編成において本当に厳しい中でこういう有利な制度ができたということは、見逃さないように進めていただきたいと思います。

○町 長

今のことでありますけれども、先だって課長会においてそういった例を示しながら、指示をしたところであります。内容につきましてはまちづくり政策課長の方があると思いますので、お願いします。

○まちづくり政策課長

おとといであります、長野県と長野県の町村会の方から地方創生で取り組みたい特色ある事業についてお願いという文書が来まして、その中で先ほどから言われてます、まち・ひと・しごと創生会議ですね、それから出された中の交付金の関係でありますけど、国では地方が行う地方創生に資する取り組みについて自由に使うことのできる交付金といった財政措置が検討されており、その先行的な取り組みについては本年度中にも補正予算で対応する可能性があるとのことですよという情報が流れて来ております。このまち・ひと・しごと創生本部会議が示しております骨子をちょっとこれから申し上げますが、その骨子が5つございまして、「地方にしごとをつくり安心して働けるようにする」そして2番目が地方への、先ほど今1番で言ったものにつきましては雇用の関係ですね、雇用の場所の確保とかそういったものに創業のビジネスの創業等の話になりますが、で2番目に「地方への新しいひとの流れをつくる」これまさしく移住定住関係の関係でございます。3番目に「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」ということで、こちらについては少子化に対するもの、また今、若者たちの出会いの場の創出だとかありますけど、そういった関係になってきます。4番目にあります「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしをつくる」ということでこれについてはこの各市町村が自分たちの独自の時代に合った地域づくりをしないさいというような意味合いをもって設けられております。最後に「地域連携による経済、生活圏の形成」ということでこれはまた広域的な話になってくるかもしれません。今こういった骨子があるわけなんです、たまたま町が8月から進めてきましたこの職員皆で考える人口減少対策プロジェクト会議ですね、こちらについては先ほど申しました少子化、高齢化、移住定住、

雇用、魅力づくり、若者の提案といったように6つの部会に分かれているものですからちょうどこの骨子に該当するんじゃないかと思っております。先ほどもちょっと申しましたけど早急に具体化をとということで副町長の方から指示が出ている中で、またそれも含めてこの中に提案させていただいて、平成27年度の当初予算を目指しておりますが、中から前倒しでもってできるものについては26年度の補正でも対応してこういった交付金を使っての利用も考えておりますのでよろしく願いいたします。以上であります。

○宮下（13番）

ぜひ、他市町村に乗り遅れないよう先駆けてこの戦略を進めていただきたいと思います。次に27年、新たな事業としての町政60周年記念事業について質問します。その事業の規模とそれからこれから準備作業をどのように進めていくかお伺いします。

○まちづくり政策課長

町政60周年記念事業であります。来年の4月1日、平成27年4月1日に辰野町は60周年となります。現在、役場内に60周年の記念事業、失礼しました新町発足でございます。60周年記念事業検討委員会、これは職員で構成されるものでありますが、これを設置しまして3回にわたる検討を重ねてきております。記念事業としまして行う行事だとか、事業を提案いただきまして、この12月22日に各種団体代表や公募委員からなります新町発足60周年記念事業企画委員会の方にかけていく予定で今、進んでおります。前回は50周年ということで50年の節目でありました。今回は60周年ということで10年目の節目ということになります。50周年みたいな記念事業というわけにはいかないかもしれませんが、10年目の節目として何かイベントだとかを組んでいきたいと思っております。また、記念式典につきましては来年のほたる祭りの開幕日に合わせて実施を今予定をしております。と言いますのはニュージーランドのワイトモ・ディストリクトとちょうど来年で国際姉妹都市の提携が20周年になります。前回50周年の時にもこの10周年の姉妹都市提携のお祝いと一緒にいきまして、ワイトモの方からこのほたる祭りに合わせてどうも来ていただけるというお話でございますので、その20周年の式典も合わせて実施をしていけばと今、考えている次第であります。また、具体的な事業、イベント等につきましては今後検討していくものですから、現時点ではまだ詳細は申し上げられませんが、平成27年度につきましては、この年間ですね、年間を通じまして記念事業としてイベントや企画を計画していきたいと考えておりますし、また10年目の節目ということでリーフレットですね、リーフレットも作成をしていきたいと考えております。以上であります。

す。

○宮下（13番）

せっかくこの記念事業を開催するにあたって、予算的にも今回特別の60周年記念ということですので予算計上もあるかと思えますけれども、今、子どもたちにも政治に目を向けてもらうこと。それから、先ほどもいろいろ辰野町の魅力を発信するという意味からも、前、3年前かな議会が主催で子ども議会を開催しましたけれども、この記念事業の年間行事の中に子ども議会などを入れてテーマを辰野人口減少対策とか、子どもたちが辰野町に魅力を持っているようなこと等をテーマを絞って開いたら、町民もこの辰野町というものを見直す機会になるんじゃないかと思えます。それと子ども議会、あるいは中学生を対象に辰野町についての作文等のコンテスト等もやったらどうかと私の提案ですけれども、企画会議が近くにあると聞きましたのでそんなようなことでもちょっと提案してもらえばありがたいかなと思えますが、それに対してどうお考えですか。

○まちづくり政策課長

ちょっと子ども議会については今、初めて聞いたことですので今後検討委員会の中でも検討をしてみたいと思えます。それともう1つ作文の方なのですが、確かにこれからの辰野町を背負っていく世代は今の子どもたちでありますので、子どもに未来に託す作文をということで、実は辰野町の校長会の会長、南小学校の校長先生が今会長さんでいらっしゃるしまして、会長さんに相談を持ちかけたという経過はございます。そうしたところが辰野町をよく知る機会として良いんじゃないかということで、その代わり辰野町について勉強できる資料をいただいて、勉強してからそういった作文を書きたいということでもありますので、そこらへんまた検討委員会の中で検討させていただいて、前向きに取り組めれば良いかなと思っていますので、よろしく願いいたします。

○宮下（13番）

教育長の昨日の思いもあるようですので、そうしたものもこの子どもたちも一番これから辰野町を背負っていく若い人たちの思い、あるいは辰野町にいつまでも記憶に残してもらえるような、このせっかくの行事にそういうものを何か1つ入れていけたらいいなと思っておりますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思えますし、また取り入れていただければありがたいと思えます。

○教育長

ありがとうございました。教育委員会、それから町の校長会でもこのことは真摯に受

け止めてございます。来年度の新町60周年の記念につきましてもね、せっかくの機会ですのね、この新しい町ができて60年とこの機会をやっぱり学校現場でも生かしてまいりたいということで、それぞれ小学校、中学で何ができるのかということは今検討しているところでございます。かといってあまり背伸びしてるようなことはできませんのでね、今の学校教育の中で無理のない範囲で何ができるのかという、今それぞれの学校で検討していただいているところでございます。その中でまた町当局とも相談しながら今でました子ども議会の件だとか、作文、その他についても考えてみたいと思います。

○宮下（13番）

ぜひ、前向きに取り組んでいただきたいと思います。次にふるさと納税についてであります。ふるさと納税は自主財源の確保の手段として有効であり、また得点としての贈答品も地元農産物など地域の活性化に大きく寄与されるものであり、更に拡充すべきと考えます。町も今年9月、ふるさと納税お礼の特産品リニューアルにより、全国からの寄付者が急増しております。最近の地方紙『信毎』の記事によると今年豊丘村は2億円を突破、阿南町は13年度2億5,000万円余の寄付額があり、これは県下最高額との記事がありました。質問します。町のふるさと納税への取り組みの評価と課題、今後の取り組みについてお伺いします。

○まちづくり政策課長

町の取り組みであります。先ほど申しましたとおりに職員からアイデアを募る中で今、町の特産品を主体に町内の施設や店舗などをお願いしまして、協力を願う形で寄付者へのお礼としてお渡しできるカタログギフトを作成しております。11月28日、先月の末ですけれど、までの寄付の申し出者は558人で723万9,010円です。うち寄付者につきましては、申し込みと実際の寄付とのタイミングがちょっとズレるものですから11月28日までには480人、644万9,010円の寄付をいただいております。申込者は本当に北海道から、沖縄まで幅広く今、話題のふるさとギフトの人気と言いますか、人気に驚いているわけでありまして。辰野町のふるさと寄附渡の品物の中でいくつかあるわけなんです。人気商品につきましては「ぎたろう軍鶏」ですね、これが316人ということで多く、次に「リンゴ」が88人。「コシヒカリ」が58人。あと「マツタケ」が35人。「夜明け前」が21人などとなっております。課題といたしましてはこのふるさと寄附渡につきましては9月1日から開始をしたわけなんです。開始早々1日で申し込みがいっぱいになって、急遽締め切りました「マツタケ」ですね、これが一番ということですが

に締め切りをさせていただきました。また「ぎたろう軍鶏」といった人気商品の偏りなどはどうしてもしょうがないかなと思っております。ここらへんの関係につきましては来年度以降、またこの供給方法についてしっかり見直しをしてより多くの人に商品が渡るような形にしていききたいかなと思っております。また、12月1日からふるさと納税の人気サイト、ふるさとチョイスというホームページでのサイトがあるわけなんです、そこで申し込みも、また決済も行えるようなシステムに変えました。またこれによりましてかなり伸びが出ておましてこの12月5日までの間にも、今まで以上に申し込みが来ているような状況であります。今後の取り組みとしましてはお礼の品の拡大、まだまだ町内にはお礼の品となり得る品物があると思います。特に今考えているのは工業形の商品ですね、例えばカメラなんかは良いんじゃないかなと思いますけれど、それだとかあと参加可能な町内の店舗等に募集をしまして、逆に事業者から随時参加いただくような形にしていききたいかな、拡大を図っていききたいかなと考えているわけでありまして。以上であります。

○宮下（13番）

この豊丘村は昨年1年分の寄付額783万円の25倍ということで、急増したということで2億円を突破、年末、来年3月までの年度末には3億円までいくじゃないかというような記事が『信濃毎日新聞』に載っておりました。その原因としてはクレジットカードの決済を導入したことによって、全国からの寄付者が相次いだということと、インターネットサイトへの寄付を申し込めるようにしたことが大きな原因とありますけれども、たぶんこの豊丘村はマツタケの大きな産地でありますので、マツタケがこの金額を押し上げていると思いますが、ぜひ一般財源、ふるさと納税のこの入っていたのが財源として全部使えるわけではないんですけれども、この地域の農産物、あるいは特産品等を使えるということで町の活性化に大きく寄与できると思いますので、これからもぜひ皆さん職員の方たちもまた、町民からもそうしたアイデアを募集して拡大するように努めていただきたいと思っております。以上で私の質問は終わります。

○議長

進行いたします。質問順位12番、議席8番、永原良子議員。

【質問順位12番 議席8番 永原 良子 議員】

○永原（8番）

それでは通告してあります2点について質問していききたいと思います。先ず初めに稼

動率の低い町有施設の管理運営について質問していきます。町には現在町有施設がいくつもあります。昨日、同僚議員の質問にもありましたが、町民会館、病院、公民館、学校など、建物によって公用財産、公共財産が分かれています。また、前町長時代に介護予防施設も地元の要望の下、数多く町内各区に建設されました。しかし、建設後あまり利用されていない施設も見受けられます。ここで質問します。現在町有施設の稼働実態はどのくらいなのかお聞きします。

○まちづくり政策課長

町有施設の稼働実態であります。手元には詳細のデータ等ございませんが、それぞれの担当部署で把握している町有施設についてはこの稼働状況について毎年実態を調査し、稼働の少ないものについてはそれなりの方策を立てているところであります。以上であります。

○保健福祉課長

議員の方から先ほど介護予防施設というお話ありましたので、その件にだけお答えをしたいと思います。介護予防施設につきましては現在まで、平成20年度以降をとってみますとですね、新築、改築合わせて35の施設がございます。それぞれ地域の介護予防の拠点として活用をしていただいております。毎年ですね、利用実態の調査を行っておりますし、介護予防事業に限ってみますと毎月最低1回ですね事業を行っておりますし、多い地区ではですね月に7回の教室を開催し、事業を展開しております。それから参加人数でございますけれども、地域によって異なりますが1回あたり平均21.7人というふうになっております。以上です。

○永原（8番）

はい、町有施設もたくさんありますので、なかなか全体のことってというのは無理なんです。今の介護施設も最低1回から、多い所では月に7回ってことなんです。なかなかその回数的にも月に1回っていうと少ないなって思います。その町有施設の中でもですね、特に私がちょっと今日、お聞きしたいのは、すみません。2番の今後の管理運営方法についての質問にいきます。辰野駅の所にあるパルティスなんです。建設されたころは子どもたちがパソコンを使うために大勢の利用がありましたが、現在はあまり利用されていないように見受けられます。町としては今指定管理になっているパルティスの今後の管理運営をどのように考えているかお聞きします。また、もう1点ですね、介護予防施設の中でも川島にある蛇石の里は運動器具がとても良い運動器具がいくつも

整っていて、活用すれば運動になるんじゃないかなって思いますが、現状を見ますとあそこを通ってもあまり夜昼、通ってもあまり活発に使用されていないように見受けられます。今後の管理運営方針をお聞きしますが、ここは地元の区が管理運営をしているので地元の区とどういう話にして今後運営、稼働率を上げるかっていうこともどういうふうに考えているかお聞きしたいと思います。

○まちづくり政策課長

それでは観光情報センターパルティスについてお答えいたします。先ず施設の概要であります。地域情報化を推進し、町民の生活と文化の向上を図るということを目的に国庫補助事業で平成12年、地域イントラネット基盤整備事業により町の光通信網とともに整備をしたものであります。開館から14年経過しております。同施設におけるサービスとしましてはデスクトップのパソコン18台を設置しまして、町光通信網による高速インターネットの無料体験、またあと横に会議室がございまして各種会合、研修の行える研修室の貸し出し、町内観光情報の提供、この3つを主にサービスとして行っているものであります。平成18年度より指定管理者制度を導入しまして、現在も町内の民間団体が管理運営をしていただいているわけであります。指定管理料は年間365万円です。実態でありますけど、研修室の利用が少なく収入減っていますし、経費節減などが指定管理者の努力によりまして大幅な赤字を生むことなく、収支は維持されているような状況であります。利用者数でありますけど平成14年度の1万1,671人をピークに年々減少傾向にありまして、平成25年度は3,651人とピークの3分の1くらいまで激減してきているわけであります。当年度は、今年度につきましては指定管理者がブログを開設したりして地域観光情報を定期的に発信し、集客に努めてますけれど目に見えた効果は上がっていないのが現状であります。今後の管理運営方針でありますけど、開館当初は数少ない広域帯の100メガbpsのインターネット、いわゆる超高速ブロードバンドと言われるものなんですけど、これが体験できる施設として地域情報化の推進に寄与いたしましたけど、現在は各家庭にも100メガから1ギガbpsといった高速インターネットが普及し更に利用形態も若者を中心にパソコンからスマートフォンなどの、携帯端末へと変わってきているのが現状であります。平成23年度の情報通信白書によりますと自宅でブロードバンドを利用する割合は平成12年度が6.9%であったものが22年度には77.9%に拡大しております。平成26年度の情報通信白書では30メガbps以上の超高速ブロードバンド利用可能世帯は25年の3月末時点においても99.4%と拡大をしてきているわけで

あります。これらの状況からみますと高速インターネットの無料体験だとか、パソコン教室の需要っていうのは今後厳しいかなと思っております。ただ国庫補助事業として整備した施設でありますので処分の制限期間もございますので、地域情報化の推進と観光情報の発信という事業趣旨を踏まえた上で、今後の活用につきまして指定管理者の意見を求めながら研究をしていきたいと考えております。以上であります。

○保健福祉課長

介護予防施設ですね、今後の管理運営の方針でありますけれども確かに議員指摘されたようにですね利用者数も少ないですね、施設もございます。建築の目的にですね沿った事業展開していただくようにですね働きをかけていきたいと考えております。具体的にですね蛇石の里のお話がありましたけれども、こちらについてはですね開設当初に比べましてですねまだまだ少ないわけでありましてけれども、トレーニングルームの利用者についてはですねお聞きするところによると1日あたり5人だそうです。介護予防のですね、事業もできる施設でありますので町も一緒になってですね応援もしていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○永原（8番）

今の答弁でパルティスも本当に最初、開設当時はなかなか家庭にパソコンもなく、本当に順番を子どもが待っているっていう現状も多々私も見ましたが、今の課長の方の答弁の中で普及率が家庭での普及率が99.4%、高速にもなっているっていうことで本当に今、スマートフォン、子どもたちはスマートフォンにもなりましたし、そのインターネット自体、ああいうパソコン自体がもう年々、年々て言うか1年も経たない間に1年間にどんどん変わっていくっていうことで整備も追いつかないと思ひます。今、課長の方からの話のように、指定管理がもう少しありますので切れるまでに指定管理の人たちからも意見を聞きながら、あの近くには今度やっぱり社協に指定管理してある世代間交流施設もできて、近くに町の施設がいくつかあるんですが、そういう所とも相談しながら町民の中からも意見を取り入れて、税金で造ったものですのでぜひ有効利用をするように町でも考えていただきたいと思ひます。ちょっと聞くところによると、今現在、公民館活動が講座みたいなのが結構増えていて、毎年2つ3つくらい新しい講座が増えていてなかなかやる場所も大変だとか、指導する人もなかなか大変で、選んでいるっていうか日にちを選んでたり、講座を少し長くやったのはやめたりしているっていう話をお聞きしたので、公民館活動にも何かもし用途的にうまくやって使えるようにしたりして

町民が望んでいるもので、今回よりあい会議みたいなのもありましてそういう中で出されている意見も反映しながらぜひ稼働率を上げて、せつかくの税金で造った町の施設です。町民の施設でありますので町民が使いやすく使えるようなものにぜひしていただきたいと思います。それから介護予防施設ですね、課長が言ったようにトレーニングルーム、結構辰野町からですね町外のそういうフィットネスとか、プールとかいろいろ健康のことには結構今、皆さん自分から進んで健康増進、健康管理のために行っている所があるので、私の提案としては毎日は無理としてもですね、その蛇石の里にでも何かトレーナーさんじゃないんですけれども、土曜日の午前中とか日曜日の午前中とか何か人が集まる時間帯に講座って言うか、誰かいるように人がいるようにしてぜひその運動器具、素晴らしい器具があるのでそれを有効利用しながら健康増進のためにもお年寄りの介護予防で筋肉をつけるっていうかその運動するっていうこともとても介護予防になるっていうことをマスコミでも言っていますので、ぜひそういうことのためにもここを地元の人意見も聞きながら考えていってもらいたいと思います。今、ある町有施設もですね昨日の答弁の中にもありましたけれども、修繕料とか維持管理料にも今後本当にお金がかかってきて、昨日の答弁の中でも年々修繕料が3,000万円代だったのが4,000万円代になってるっていう話もありましたので、年々これは古くなっていく建物もありますし、修繕料がかかってきます。ぜひ税金で建設し運営しているものですからここからは建物自体のあり方、違った活用法など今後の管理運営方針を町民の意見を聞いたりして町としても考えていってもらいたいと思います。

次に2番目の質問として低所得者への支援施策についてお聞きします。現在、安倍政権は12月上旬に予定していた医療、介護、年金などの負担増や給付減を盛り込んだ改悪案の公表を総選挙後に先送りしました。しかし、塩崎厚生労働大臣は粛々とやると述べております。選挙が終われば大負担増、給付減の姿勢だと思います。医療では後期高齢者医療保険料の特例軽減を打ち切り865万人の低所得者に2倍から10倍の値上げを押し付けます。現役世代の入院給食費の負担、1食260円も460円に値上げします。年金はアベノミクスによる物価上昇の影響も含めると実質年金額が安倍政権発足後6%も減りました。月10万円の人なら6,000円が目減りです。介護保険では要支援者の訪問通所介護を自治体に移して削減。特別養護老人ホームも要介護3以上しか入れなくなることが決まっています。市議会では更に介護報酬を大幅削減し、特養ホームの相部屋入所から部屋代の徴収が計画されています。生活保護でも現在実施している生活扶助費の削減に

続き、住宅扶助や登記加算の削減が計画されていると言われていています。一方、低年金者への月額 5,000 円の給付金は増税先送りを口実に先延ばししています。これに伴い、ほかの年金給付金も先延ばしされる見通しで 790 万人が影響を受けるとも言われています。暮らしはますます大変になってきます。そこで質問です。辰野の低所得者の実態はどうなっているかお聞きします。

○住民税務課長

辰野町の低所得者の実態ということでございます。低所得者をどのように捉えるかっていうのはなかなか難しくて私の方でもこういう質問通告をいただいているいろいろ悩んだわけですが、ちょうど余談になるかもしれませんが先日、ある新聞の報道ではですね、野村證券の調査で2013年に1億円以上の金融資産を持っている世帯が100万世帯を超えたというような。これは全国の全世帯の約2%ということであるようであります。それから日銀が事務局になっております金融広報中央委員会の調査では日常の生活費以外に預貯金や株式といった金融資産を持たないゼロ世帯、1人以上のゼロ世帯は30.4%に達しているということで、この新聞報道見る限りはかなり両極に分かれているのかなというふうに思います。私のところで持っているデータって言うかですね、を集約したものを取りあえず申し上げたいと思いますけれども、個人の所得ですが非課税の方が25年度所得に関して言いますと、これ低年齢、それから106歳以上の方を除いておりますけれども、6,175人、37.6%。それから所得で100万円までの方が1,910人、11.6%。まあこの100万円までで49.2%という数字になっております。ただこの非課税の中にはですね極端な例を申し上げますと、かなりの高額所得を持っててもですね、そのお子さんが扶養に入っていると。だから16歳以上でですね、高校生、大学生で扶養に入っているような場合、あるいはその配偶者が無職で非課税という場合にはこの37%の中に入ってまいりますので、必ずしもこの数字が実態を捉えているかどうかというのは疑問な部分がございます。それから昨日の岩田議員の質問の際に私の方で国保税の軽減世帯について申し上げました。7割軽減というのは世帯の合計の所得が33万円以下の世帯でございます。これが国保加入世帯の21.7%というような数字になっておりますが、これもですね国保加入の方の所得を把握しておりますので、同じ世帯でもサラリーマンで国保に加入していない方については、所得がこの中には含まれていないというようなことで、なかなか実態を捉えるのは難しいなというふうに思っております。ただ、ある程度把握できる数字とすればですね、これらの個人の所得を合わせて世帯ごとで

やった場合の非課税世帯が 1,687 世帯ということで21.8%になっております。こちらへんはかなり低所得者の実態を捉えるに参考になる数字ではないかというふうに思います。ただしこれも先ほど来申し上げているような金融資産については把握しておりませんので、あくまでも住民税申告に基づいたデータでございます。それから保健福祉課の方の把握しているデータでございますけれども、生活保護世帯が12月1日現在で66世帯95人というふうに聞いております。以上です。

○永原（8番）

今お聞きしますと、本当に以前に比べて本当に低所得者の方の人数は増えてきてますし、本当に正確な値ではないと言いますが、そんなに極端に違わないと思いますので、すごいパーセント、非課税世帯の人も多いし、収入の所得の少ない方もたくさん町にはいるっていう実態がここではっきり分かってきたと思います。そこで質問したいと思います。低所得者に対する支援施策についてですが、一番初めに高齢者、福祉関係者策についてお聞きします。私は何回も高齢者、一人暮らしの高齢者あと、介護をしている高齢者の方にぜひ少しでもですね援助が支援ができないかっていうことで、いろいろな支援に使える福祉チケットみたいなものを増設したらどうかっていう質問を何回もしてきましたが、今回もこれほど生活が大変になっている中でぜひ、またこの福祉チケットですね、介護者の支援者に対する福祉チケットとそれとはまた別に一人暮らしの高齢者にやれる福祉チケットっていうことなんです、辰野町では灯油購入券も今年もやっていただけのことでありがたく思ってますし、福祉タクシー券、バス券なんです、バスの方も今までより値下げして100円で来られるようになったっていう上島のおばあさんもとても喜んで、町としてもいろいろな支援はしていると思うんですが、それに加えて紙おむつの購入券とか、介護用品の購入券、訪問利用美容の購入チケット、あとマッサージ、ショートステイにも使える福祉チケットみたいなものをぜひ、低所得者に対する支援策として増設する考えはないかお聞きします。

○保健福祉課長

議員指摘の件でございますけれども、まず辰野町の状況をお話をさせていただきます。高齢者に特化をしておりませんけれども、現在行っている支援としましては福祉タクシー券、それから灯油購入券の交付を行っております。それから介護保険制度におきましてはですね、介護保険料もそうでございますけれども介護保険サービスの利用者のうち所得が低く、生計が困難な方ですね利用者負担額ですね一部を助成をしております

す。そうした負担を軽減することをですねサービスの利用を促進する事業を実施しております。また、1割のですね自己負担額が上限を超えた場合にはですね高額サービス費としてですね、後から支給をされます。また低所得の方がですね施設を利用した場合にはですね居住費ですとか食費の負担のですね限度額が決められておまして、そういった支援が講じられております。またですね、福祉タクシー券でございますけれども現在検討を行っておりますし来年のですね1月からですね、難病患者の指定もですね現在の倍と言いますか110になることに決まっております。この難病患者の方もですね三障害の方と同じような扱いでですね国の方も施策を講じておりますので、このですねタクシー券についてもですねこの難病患者の方も対象にしたらどうかという事で、今現在検討を始めております。それからちなみにですね、福祉タクシー券でございますけれども、昨年度実績ではですね374人の方に交付をしております。それから灯油購入券につきましては609世帯の方でございます。議員、提案のですね福祉チケットでございますけれども、以前はですね辰野町ではですね介護慰労金というような制度もございました。平成12年に介護保険制度が始まってからですねそういった慰労金もなくしてきた経過がございます。福祉チケットにつきましてはですね議員ご指摘の後ですね、検討を重ねてきております。こういった支援策につきましてはですねそれぞれの自治体でですね地域のニーズに合った独自の施策を講じているものも多くてですね辰野町にあってはですね福祉タクシー券をですね採用してきたというような経過がございます。更に新たな支援策となるとですね財政的支援もですね、支援と言いますか財政的に厳しいと思われまますので、もう少し検討を加えたいと思っております。いずれにしましてもですね予算編成の時期でありますので理事者査定の中でですね、相談しながらですね対応を考えていきたいと思っております。以上です。

○永原（8番）

いろいろ検討していただいているみたいですね。こういう低所得者の人たちは自己責任でこういうふうになったわけでもなく、現在の政治が国民を苦しめて地方行政にも大きな負担を負わせているのが今の国の政治だと思っております。アベノミクスによって格差が広がり、本当に先ほどの実態でも分かるように両極端になっていると思っております。ぜひですね、こういう本当に毎日毎日生活していくのに大変な人に少しでもですね、支援ができるように今後検討していただきたいと思います。

次に義務教育関係施策についてお聞きします。国では今年1月子どもの貧困対策の推

進に関する法律が施行され、8月29日には子どもの貧困対策に関する大綱が閣議決定されました。子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないように必要な環境整備と教育の機会均等を図ることを目的としてさまざまな施策を掲げています。そこで質問します。子どもの貧困が年々増えている原因をどのように町は捉えているか、また町内の学校現場ではどのようなこの子どもの貧困に対して議論がされているか、教育長にお聞きします。

○教育長

議員の質問にお答えしたいと思います。確かに子どもの貧困対策法というのができたわけですが、なかなかそれが浸透していかない。その効果を発揮していないというのが現状でございます。私もこの3月まで長い教員生活を続けてくる中で、経済的に非常に苦しい家庭っていうものをたくさん見てまいりました。経済的に苦しい家庭の子どもっていうのは将来の展望もね、なかなか見出せないということで不安を与えているそんな現状もございます。今、議員の質問の中に子どもの貧困の原因だとか、原因はどういうものなんだというわけですが、いろいろなケースがあると思いますけれど、まとめてみますと最も比率が高いものっていうのは母子家庭とか父子家庭なんだろうなと思います。これは親の病気だとか、あるいは災害、更には離婚だとか、自死というようなね自ら命を絶つ親がというような部分もあるのではないかなと思います。この母子家庭、父子家庭っていうのは残念ながら年々増加しています。これははっきりとしております。そのほかには今、議員指摘されました親がリストラ等で職を失うだとか、職があるんだけどそれが非正規社員っていう立場というようなものもあるんだろうなと思います。というわけで経済的に苦しい家庭っていうのも母子、父子家庭が増えると同様に年々増えているのではないかなと考えているところでございます。もう一方の、じゃあ学校現場でそれどのように議論しているのかということのわけですが、辰野町についてということよりも、これどこの学校でもそうなんですけど、どこの市町村の学校でもそうなんですけど、まず家庭の状況っていうものを把握するということになります。一番これが確実な方法が担任が家庭に出向くという、家庭訪問でございます。そこで家庭の方から直接訴えられるっていうケースも中にはございます。訴えなくても、担任が家庭の状況を把握する中で厳しいのかなっていうふうにかう察知をするとね、推測するというこんなこともございますけれど、このような情報が出た場合には学校内では議論っていうそんなことじゃなくて、すぐ校長、教頭に報告をし対応策を練ります。じゃ

あ、どんな対応なのかって言いますと1つは、中学ならば中学1年生あがって来る生徒であるならば小学校の時どうだったのかっていう連絡を取ります。小学校1年生あがってきている児童の場合には更にその下の保育園がどうなのかっていうようなことを連絡を取り合う。それから地区におります民生児童委員の方からも情報を得るということになります。そしてこれは何らかの支援を学校としてする必要があるという場合におきましてはすぐ保護者と連絡を取って、中には保護者によっては「いいです」と「頑張ります」という家庭もないわけじゃございませんけれど「お願いしたい」ということになると、その方向にそれに沿って支援の準備をしていくということになります。経済的な格差が教育格差に繋がらないって、これが一番だと考えているわけです。そこで町としましては経済的に苦しい児童生徒の保護者に対しては学用品費、あるいは学校給食等の補助って言いますかね援助を行っているということになります。その先、具体的なものはこのあと次長の方から答弁させたいと思いますけれども。

○教育次長

今、教育長の方から申しましたように町では学校としてそういう経済的に困っている保護者の皆さんに学用品、給食費等の援助を行う申請をしていただくように策を取っております。これにつきましては援助を受けられる方はどういう方がいるかって言いますと、生活保護は受けてはいないんですがこれに準ずる程度に生活が困難で、いくつかの理由に該当する方というように挙げております。これには前年の所得を基準にしているということでありまして、1つが住民税が課税されていない。2つ目が住民税及び国民年金、国民健康保険税の免除を受けている方。児童扶養手当の支給を受けている方。生活保護を廃止、または停止になった方。あと、保護者の職業が不安定で生活が困難である。またその他の理由として先ほど言ったように急激にその生活の内容が変わった方等が該当の部分に入って来るというふうにしております。また、その主な補助の内容につきましては、学用品費であります、学用品のほかに通学要因費、あと校外活動費というものが含まれております。校外活動費の中には宿泊を伴うものもありますので、それらに対する補助、後、修学旅行費、新しく小学校1年になり中学1年になる児童生徒のための新入学児童の生徒、学用品費。後、学校給食費というような部分で援助を受けられるようになっております。これらの援助を受けたいという方につきましては、小学校では入学式の折に保護者の皆さんにこの一旦、説明書をお配りをして、先ほど教育長申しましたように家庭訪問の折に担任の先生に提出してもらおう。また相談をしてもら

うというようなことで徹底を図っております。学校の方に行けない方については教育委員会の方に出向いていただいても結構ですし、今言いましたように学校の何かの機会の時に担任と話をしてもらい、相談をしてもらいというようなことを通知をしております。そんな意味でまた今はいいけれども、年の途中にこう変化が生じたような場合については、やはり学校の先生なり教育委員会に来ていただいて相談をしてもらいということ。これも1つの方策でありますので、ぜひ、教育委員会または学校の方に足を運んで相談を受けていただければというふうに思っております。以上であります。

○永原（8番）

今、答弁してもらった就学援助ですね、本当にこの就学援助をですね憲法26条では教育を受ける権利等、義務教育の無償を。教育基本法では人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位または門地によって、教育上差別されないことを定めていますので、そのための制度として義務教育である小中学校の子どもが安心して学校に通えるための制度が就学援助制度です。子どもたちや保護者はもちろん子育て教育に関心のある方、関連の仕事に就いている方皆さんに私は知ってほしい制度だと思います。どの子どもも安心して学校で学んで遊んで、生活する権利を持っています。それを保障するセイフティーネットの1つとして今言っていた就学援助制度があります。就学援助制度は法律で定められた全国共通の制度です。けれども、市町村、教育委員会によっては申請手続きや認定方法補助費の項目や金額などがいろいろ違いますので、本当にこの就学援助の制度の周知についてですね、なかなか自分はその生活保護を受けていないから貰えないんじゃないかっていうか、自分でその対象かっていうのが分からない場合の人がいますし、特にですね、こういう福祉の現場では一般に援助を必要とする世帯ほど情報が届きにくいってことが多々あります。援助が必要な世帯ほどその情報にアクセスするための時間も精神的な余裕もなくて情報を扱う力まで、情報をこう集めようってする力まで奪われてしまいがちだと思います。そのような場合にですね、やっぱり大きな役割を果たすのは先生方だと思いますので、子どもたちの家庭の経済状況の変化などに真っ先に気づくのも担任の先生や現場の先生ではないかと私は思います。ですので新しく採用される教職員の方も増えていきますし、制度自体を知らない、あんまりよく知らないっていう先生もおられるかもしれませんので、教職員への周知をぜひとも重要視していただきたいと思います。本当に今、入学、小学校に入学する、中学に入学する、保育園に入るっていうことでもですね、とっっても中学だったらざっと制服、運動服、いろいろなものを合わ

せると1人大体10万円弱くらいはかかりますし、遠くの方は自転車も買わなきゃいけない。電車の方は定期も買わなきゃいけない。それと目がちょっと悪い方はメガネも必要だとかって本当に今お金の、全てお金がかかる時代になっていますので、ぜひこの就学援助制度の周知を徹底させて使える、使えるものだ。自分もそういうものを使って子どもの貧困が本当に先ほど教育長が言ったように将来にわたってですね、影響してくることですし、その家庭の所得の格差が教育の格差に今、本当になっていると思います。所得が、先ほど答弁にもありましたように母子家庭、父子家庭で所得が低い方はですね、なかなか子どもが塾に行きたいと言っても塾にも行けない。塾に行けないとなかなか分からないこともあったりして勉強もこうなかなか追いつかない子どももいますし、学力が伴わないとその先の就職にもね、やっぱり影響もしてきて就職も自分の思う所に行かないと、収入って言うか給料もあんまりよくない所じゃないと就職ができない。そうしますとその本当にその貧困の連鎖って言いますかね、それがなかなか貧困の連鎖からの抜け出せないっていうのが今の実態じゃあないかと思います。このところ本当にメディアでもそういう子どもの貧困の番組もやったりして母子家庭、父子家庭の親御さんはもう本当に1日働いて子どもをみてあくせくしてますので、ぜひこういう就学援助の制度は法律でも決まっていますので周知をして、少しでもそういう保護者の方の援助をして、その子どもたちが生き生きと生活できるように町の方でもしていてもらいたいと思います。次に児童福祉関係の施策について質問します。昨日、同僚議員の方からの質問の中にも消防団に入った保育料の軽減はどうかとか、移住定住のところにも施策の1つとして保育料の軽減はどうかという保育料の軽減の話が出てきましたが、私もやはり保育料っていうものは毎月毎月かかるもので少しでも安ければ軽減があれば、本当に低所得者の方は助かると思います。辰野町では保育料の徴収の基準表を見ますとね、階層で7階層区分になっていて、その中でも子どもの同一世帯から2人以上の児童が同時に保育園、幼稚園に入園している場合は徴収を2人目からの児童は半額、3人目からは無料となるような施策もやっています。本当に助かっていると思いますけれども、ぜひ、こういった大変な中、小さいうちに本当に支援をしていてもらいたいと思いますので、この全ての階層で保育料の軽減っていうわけではないんですが、C段階の市町村民税の課税世帯の所の部分だけでもですね軽減をしていけないかどうか、お聞きします。

○教育次長

児童福祉関係の施策ということで、今議員言われたとおりであります。町の保育料の

徴収区分につきましてはA階層からDの4階層までということで全部で7通りの階層が組み立てられています。その中でA階層につきましては生活保護法による非保護世帯ということで、これの世帯につきましては徴収は無料ということになっております。またB階層でいきますと市町村民税の非課税世帯でありますけれども、ここの部分では特に母子家庭であったり父子家庭、また在宅で障がい児者のいる世帯につきましては徴収金の方を無料という制度になっておりますので、これらにつきましては入園説明会の折には保護者の皆さんを対象に説明をしておりますし、ホームページの中にも載っております。先ほど言われましたとおり同時に保育園に入所していただければ2人目については半額、3人目のお子さんについては無料ということで現在でも第2子のお子さんについては80名。第3子については5名の方がその制度を受けているということでもあります。先ほどの義務教育の方の周知徹底とも絡みますけれども、ホームページであったり、また『広報たつの』にもそれらの分は載せてありますし、学校の先生等についてはまた再度徹底をするような、また保育園の保育士の皆さんにもそういうことを徹底していくってようなことを今後も考えていきたいと思っております。以上であります。

○永原（8番）

ぜひ、今後も保育料の軽減ということも視野に入れながらやってっていただきたいと思っております。本当に今仕事のあれも派遣とか非正規が本当に増えていて、いくら働いても収入が増えない。収入がないとなかなかいろいろなことも生活も大変になってくるってことです。ぜひ、この低所得者の支援として町としてもいろんな施策をしてやってっていただきたいと思っております。以上で質問を終わります。

○議長

ただ今より、暫時休憩といたします。なお、再開時間は3時15分といたします。

休憩開始 15時 04分

再開時間 15時 15分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位13番、議席11番、中谷道文議員。

【質問順位13番 議席11番 中谷 道文 議員】

○中谷（11番）

12月定例会一般質問の最終バッターを務めさせていただきます11番の中谷です。既にそれぞれの方から質問が出され、重複する部分が多々あると思っておりますので、ご勘弁をい

ただいでできるだけ簡略に明解にお答えのほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。私は今12月議会一般質問では1つは道路問題について、町の取り組みや進捗状況、それから国道153とバイパスについては、辰野バイパス、小野バイパスに絞ってその進捗状況と課題及び取り組みについて質問をいたします。2点目は辰野町の財政の長期見通しについての、またその対策について町長の考えや取り組み状況についての2点に絞り、お尋ねいたしますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは最初の道路問題についてでありますけれども、道路問題については移住定住促進、企業誘致、観光促進、災害時のルート確保、通勤時の混雑解消、生活道路の安全対策、通学道路の安全対策、また物流道路の確保等は今、町が抱えている課題の最大級の必要取り組み事業ではないかと私は考えております。昔から道路と人口は町の発展のバロメーターとよく言われております。道路問題については当辰野においてはまことに残念ながら大変遅れてしまっていると感じております。いろいろな事情があったにせよ残念でなりません。これから13年後には開通するリニア新幹線長野駅、飯田地区へのアクセス対策として県としても大きなテーマとしてとられているところであります。辰野町としても積極的に取り組んでいくべき重要課題であり、大きなチャンスと考えているところでございます。2点目の財政問題については前段いろいろとお話があったとおり景気の悪化や高齢化の進行、人口減少化の進行で町税の今後大幅な減少等も見込まれる実態にあります。昨今の状況は非常に厳しいものがあると思ひます。また、支出面は高齢化進行で国民健康保険や介護保険、また病気、病院への繰り出しや支援、土地開発公社への対策支援、各種特別会計への繰り出し金や支援等の多くの出費が今後予想されると思ひ、そんな実態にあると思ひているものでございます。数年前には町の財政が不安定化し、もたなくなるなど非常に私は危惧しております。そこで今回町の財政の実態や今後の見通し、国の諸施策や辰野町の考え方等について方向性を含めて質問をさせていただきたいと思ひます。

まず1点目の問題でございますけれども、道路であります。今国道153号の改修や拡幅工事は羽北地区から進んでいますが今後どのように進行していくのか、見通しや考え方及び予定についてお尋ねをいたします。昨日、熊谷議員より前段の質問がありましたので重複もあると思ひますけれども、そこらをまとめて一つよろしくお答えのほどをよろしくお願ひします。

○町 長

引き続き中谷議員さんにお答えをしたいと思います。最大の関心事って言うんですか、大切な幹線道路であります 153 号線の改良やバイパス部分、非常に重要なことであります。先日来、お話もございますけれどもおかげさまでって言うんですか、ようやく 153 号線の羽北交差点の所につきましては、ここのところ改良が進みまして 27 年度の夏までには完成するとういう形であります。右折レーンを造ったりとか、いろいろすることによって今までは時間で区切るとか、そんな形の中で向こうへいく車の渋滞等が多少は緩和されるのではないかとこんなふうに考えています。そんなことで、これももちろん地域の皆さん方、特に地権者の皆さんや建設委員会というんですか、そういった皆さん方の努力のおかげもありますけれども、長野県の県って言うんですか、国道の代行やっておりますのでそういった関係の皆さん方、地元の県議さんはじめ国会議員さん、そういった方たちが一所懸命応援をさせていただいたおかげだろうと、こんなふうに思っています。課題は多いわけですがけれども、一区切りとしてそういうことになっております。また宮所の狭隘なってしまうんですか、大型車同士が通行できないようなしっかり止まらなきゃいけない、そういうふうな状況の所につきましてもお力添えをいただく中で何とか測量って言うんですか、そういった手が着くって言うか着きそうだと言うか、そこらへんのところでもって今まで動かなかったものが微かに動き出して来たのではないかとこんなふうに思っています。徳本水のバイパスもありましてあれが開通したことによって、呼び水となって続いていっていければ良いなど、こんなふうに思っています。リニア新幹線の話も出たわけでもありますけれども、そういった状況がこちらの方にも及ぶように努めてまいりたい、こんなふうに思っています。以上です。

○中谷（11番）

ただ今、町長からご答弁ありまして町も県も一所懸命努力をしていただいていると、この点については私も十分理解しておりまして一所懸命やってくれてるところということでございますので、ぜひ、強力に進めていただきたいというようなことを申し上げたいと思います。そこで一言申し上げたいと思いますけれども、前段申し上げたとおり、安心して安全なまちづくりをはじめ、町の発展のため今最重点で取り組む仕事の 1 つだと私は考えております。県や国の考えだけでなく地域住民の声や要望を町が情熱、熱意を持って繋いでいくことが早期実現のためのキーワードと考えております。町の取り組みの更なる強化を提案し、次の質問に移りたいと思います。よろしく申し上げます。次に

バイパス問題についてでありますけれども、このことにつきましては現在、小野地区では平成20年ころより取り組みが開始され、辰野地区については3年前にワークショップで検討された現在2案が構想してありますが、小野バイパスについては既に国まで要望やルート案が通じているとお聞きしておりますが、辰野バイパス案についてはどのようになっているのか、県及び国に正式に認知されているのか、お尋ねいたします。また町として大至急ルートを絞り込み、要望していくことが必要と聞いています。その作業はいつどのように進めるのか。また近隣市町村や広域連合との連携や協調も大切だと思います。また県や国を動かすには辰野町だけでなく中信地区とも含めた大きな連携が必要だと聞いております。バイパス問題について町長のお考えや町の取り組み状況についてお尋ねをいたします。よろしく申し上げます。

○町 長

バイパスにつきましては議員さんのおっしゃられるとおり、なかなか進まないって言うんですか、現状は動いていない、そういう状況であります。そういったことの中でですね、ずっと今まで地域の皆さん方からしっかり後押しをしていただいて、その思いをしっかりとしたものにしながらそれぞれ要望をしまっているところであります。バイパスがどういうふうについていうことでもありますけれども、今年は南部国道だとか、そういった中でバイパスという言葉がその中に入り、そういったものが公って言うんですか全体のものとして認知される。そういうふうな状況になりつつある、そういうことだと思います。そういうのを受けましてそれぞれ地元の皆さん方とともどもにですね、お願いって言うんですか、ご理解をいただくためにあちこちをお願いをして歩いております。そういった意味で地元の皆さん方がしっかりご協力いただいて町全体の問題として捉えて、地域の皆さん方とともに伊那建設事務所や153の期成同盟会。それから南部国道。それから中信地区においては塩尻の市役所や松本建設事務所、そういった所へもお願いに参ってますし、県の建設課の方へも行っている。そういうことでありまして、認知をしていただいてそういったものを少しでも早くにそういうことであります。先線のって言うんですか、ルート案につきましては小野の方は2案を示しているわけでもありますけれども、辰野の方につきましては先日熊谷町議からも質問ありましたように、やっぱり2ルートあるわけでもありますけれども、そういったものがなかなか今ここで1つに決めて動かすって言うんですか、このとこでそれが取り上げれば良いわけでもありますけれども、なかなか1つにするということが一方的な私たちの要望だけで通るわ

けでもありませんので、そういった面でいけばいろいろの県だとか国だとか、そういった所の調査も含めていかないとなかなか厳しいだろう、こんなふうに思っています。伊南の部分についても原道拡幅やバイパスルートなかなか決まっていって言うんですか、そういったところであるわけでありますので、なかなかルート決定っていうのは、ある程度目鼻がついたり、そういったことにならないと最終的に押していくものがなかなか難しいだろうと、こんなふうに思います。いろいろあるわけでありますけれども、だからといって棚上げにして何も放っとくって、そういうことではありませんので、そういったことも含めてこれから地域の皆さん方とともに検討をする中で進めていかなきゃいけない、こんなふうに思っています。不足するところがあつたら建設課長の方から申し上げたい、こんなふうに思います。

○建設課長

ありません。

○中谷（11番）

課長、何か補足することがありましたらお願いします。

○建設課長

町長のおっしゃるとおりでございますが、そういうことで23年、また20年の羽北懇談会はじめ、皆さんのお力を借りてここまでやってこれました。また、そういうことで国に向けてこれから要望活動の元年になるのではないかとということで、考えている次第でございます。皆さま方のお力をぜひ、お借りしましてこの153号線の整備を続けてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○中谷（11番）

今の町長さんの方から状況につきまして大変に難しい問題で、ルートをここで絞ることがいいかどうか、検討しなきゃいけないし、いろいろあるとこういう話でありまして、町長が東京へ行ったり方々へ行って陳情なりお願いしていることについては私も新聞を見て始終やってくれているなとこういう解釈をしておりますので、それ以上お聞きはしませんけれども、ぜひ、このルートについてもね早く絞り込んで早くできることなら1本にして、要請していくことが早期実現に繋がるじゃないかとこんなふうに思っております。先般の11月14日に開催された議会報告会の中にも早く県や国にルートを十分理解をさせ、こういう考え方だということをしなないとなかなかこの問題は、ただバイパスを造ってくれるだけではなかなか前に進まないよというような意見もちょうだいしております。

ますので、あえて質問したわけですが大変難しい問題だということについては私も理解しておりますが、全力でそういう方向で整理の方を進めていただくように提案したいと思います。続いて次にそのスマートインターの設置についての件についてお尋ねします。この関係につきまして私はもうこれで4回目でございます、中谷さんい加減にしろやとこういう意見もちょうだいしてますけれども、町に出始めてからずっとマニフェストでスマートインターを造って辰野町の活性化に繋がりたいという思いがありまして、現在まで来ておりまして、くどいように質問をすることでご容赦をいただきたいと思っております。このスマートインターにつきましては前回の時に町長の答弁で利用性や便利性や経済性は確かに認めるものの、現在は設置の時期でないとの答弁をいただき、大変に残念に思っております。今回をもってスマートインターチェンジの質問は終わりとなりますが、ある人に言わせると辰野町の道路は南部から始まって来ているので辰野へ来るのは30年先だよと言われました。そんな先では地域住民としてはとても待ちきれずどうにもなりません。非常に早期実現を皆が待ち望んでいるところです。そこでそんなに先になるならぜひスマートインターを造ってその効能を発揮したらどうかということでお話したいと思っておりますけれども、そこで早期に実現できる可能性の高いスマートインターを設置して交通区間は、災害時のルート確保、交通圏の拡大、観光への寄与、企業誘致条件等に繋がる夢のあるこの事業に一石を投じる必要を感じてなりません。またこのインターチェンジ等の事業につきましては国の補助施策が数年で切れるというようなことで既に駒ヶ根、伊那、諏訪も名乗りを上げ、いよいよそれぞれの所で工事に入ったり申請の段階まで来ているということで辰野のスマートインター問題につきましてはその地区より先駆けて、ぜひ造りたいということで検討してきていることでもありますので、何としても造っていただきたいとこんなように切望をするところであります。それで町長の答弁にありましたように今は建設の時期でないというお話を賜りましたので、少し立ち入った質問をさせていただきますけれども、町にお金がなくてできないのか、地元の要望熱意がないためにできないのか、国の大事業であり人脈と上への繋がりができないのか、何らかの理由があって今は造る時期ではないというふうに答弁をされたと思っております。何かそんなようなところでもって町長の思いがもしありましたら私に教えてほしいということで質問しているところでございます。どうかよろしくお願ひします。

○町 長

スマートインターチェンジでありますけれども、お気持ちもよく分かるところであります。近くの地域の皆さん方は非常にそういった面では積極的に思っておられる方も多くおられるってことも承知しております。私がいろいろの人たちの話を聞く中では「どちらかというとな身近な道路の修繕をしてほしい」「そういうふうなところにお金をかけるよりも多少の時間的な不便はあっても高速に乗れないわけでないし、そういう意味から考えれば、ぜひ、そのお金を地元の補修なりそういう所に回してほしい」と、そういう声が非常に多いっていうのも現実でありまして、ぜひ、私はそういうふうな道を選んだとそういうことであります。特にやらないっていうことに対して他意はございません。以上です。

○中谷（11番）

確かに町民の中には「そんなスマートインターなんか用はない」という意見も十分私も承知しております。私は辰野町の大きな夢だと思っていますので、すぐできなくてもぜひ頭の中に入れていただいて前向きに引き続き検討をしていくことを強くお願いして次に移ります。お願いというのはあんまりよくないですけど、提案して次にいきます。続いて道路関係につきましては陳情要請活動というのがつきものと言っては失礼でありますけれども、道路問題については陳情要請活動を十分やる必要があるのではないかと、こんなふうに思っておるところです。町長は153をはじめバイパス問題、いろいろの問題につきまして道路については精通していると思いますけれども、今のそういった取り組みについては十分かと考えているのか、これからは整理してもうちょっと強力で陳情要請活動をしていっていただけるのかどうか、そのへんの腹積もりをお聞かせください。

○町 長

要望等はですね、闇雲にわけも分からんで行ってもなかなか話が通じるものでもない、こんなふうに思っています。県、地方事務所は身近なものでそれぞれよくお話等もするわけでありましてけれども、県、国となりますとなかなか間に立っていただいて道案内をするって言うんですか相手に対してそういったことも精通している人たち、そういった方たちが大切になってくる。こんなふうに思います。地元の県議さん等にもお願いしながら、やっていただいて段々力もついてきておりますので、そういった面ではご協力を引き続きお願いをしていかなきゃいけないこういうふうに思っているところであります。また国に関しましては今、選挙を行っておりますけれども、そういったことから、そう

いった先生方等も通じながら行ってお願いをする。そういうことでより効果的ではないかと、こんなふうに思っています。そういった意味で決して今の時点で、足りてるとかそういうことではございません。これからそういうふうな、つてをいただきながら積極的にお願いし、またある程度の話にのって来た時には地域の皆さん方と大挙してそういったものも進めていくことが必要だと、こんなふうに思っています。今の段階ではそういったまだ段階に今のところには行ってないのではないかとこんなふうに思います。近場の所から段々にお問い合わせをしていかざるを得ない、そういう状況だと思っています。以上です。

○中谷（11番）

これも聞いた話でまことに失礼でありますけれども、町長いわく「県議も一所懸命予算の隙間を縫って辰野へは予算を持ってきていただいているし、伊那建の皆さんとも話し合いをしたり良い関係で仕事を進めているで、中谷さんあんまり言わななくてくれ」というようなことをチラッと聞いた経過もありますけれども、何せこの道路問題はもう県なり国の方針でやる仕事で一旦、南から手を着けるっていう基本方針がある限り、簡単には辰野の方へ重点的にやるなんていう態勢にならんとするんでこまめに一つ、陳情要請活動し、こまめに作戦を立てて一つ筋道を立ててやると、これみんなで力を合わせてやるっていうことが早期実現に繋がるのではないかと、こんなふうに思っていますので、よろしくお願ひします。そこで私の思っている道路問題についての考え方を述べさせていただきたいと思ひますけれども、道路問題は時間とお金が必要で県や国へお願ひすることだけに大変な仕事だと思ひます。地元の要望をまとめ、こまめに県、国へ繋ぐことが町の仕事と考えています。153号の促進協議会や町議会が一体となってどんどん要請や陳情活動を展開することが大切ではないかと思ひます。町が積極的にこの事業を企画することを提言いたします。また、早急にルート等も定め中信地区や近隣町村とも連携をする中で道路問題のよりいっそうの発展ができますように取り組みの強化を切に要望して次の問題に移りたいと思ひます。よろしくお願ひします。

続いて次の質問であります、2点目は町の財政問題の展望と今後の取り組みについて質問をいたしたいと思ひます。矢ヶ崎議員や宮下議員からそれぞれ類似の質問が出てご答弁をいただいておりますが、私なりに質問をしますのでよろしくお願ひを申し上げます。前段申し上げたとおりアベノミクスの地方への波及や消費税値上げの反動で景気の停滞や少子高齢化や人口減少の進行で町の財政もかなり今後厳しくなることが予想さ

れてなりません。そこで1点目の質問であります、今の財政見通しについてどのように展開していくのか、推移や予測等につきましてお話いただければ幸いです。よろしく願いいたします。

○町 長

財政見通しでありますけれども、まず入って来る方はなかなか厳しい、そういう状況には変わりはありません。なかなか町税等も上がってくる、そういったことがありませんので、あれですけれども交付税等につきましては差額が交付税になるわけありますので、増えるということはそれだけ町の台所が苦しいと、こういう見返りでありますので、いただけるものはうれしいわけありますけれども、そういう相反した一面もあるということであります。歳出につきましては今までお話を申し上げているとおり、これを減らして良いということがなかなかございません。そういった中であって、ご理解をいただいてこの部分についてはもう少し、減らしても良いよとか、そういったものがあれば重点的にできるわけありますけれども、なかなかそういった面も難しくて増える方が多いだろうとこんなふうに想像をしています。そういった中であって、今まで有利な起債だとか、そういったものを使ってまいったわけありますけれども、いろいろの事業を進める上で、必ずしもそういったものを期待できるものばかりではございません。しかし、やらなきゃいけない、こういうことになりますと、ある程度の裏のないって言うんですか、有利でないって言うんか普通の借金に相当する起債等も借りながら事業を進める事態もこれからは出てくると、こんなふうに思います。また、無尽蔵にあるわけではありませんが、なかなか厳しい基金そういったものの取り崩し等にも頼らざるを得ないわけでありまして、本年度の26年度の6億円余の基金の取り崩しを予算としてもっているわけありますけれども、これについては一部今度は戻したりとか、そういったこともあるわけですので、そっくり全部使っちゃうっていうことはないですけれども、そういったことに頼らざる、頼らなければならない財政運営がここしばらく続くんではないかと、こんなふうに思います。そういった中であってできるだけ今までの溜めてたものを整理してそういったものを少しでも身軽にして、将来に望んでいきたいこんなふうに考えています。以上です。

○中谷（11番）

もし、台所を預かっている山田課長の方から何か見通しなり、財政状況で何かうまい話がありましたらお願いをいたします。

○まちづくり政策課長

すみません。うまい話はないんですけど、今町長申しましたとおり26年度予算でも6億6,000万円これを今返そうとして歳入が増えた分、また歳出を抑える分で補填をしようと今、考えていますがどうしても今年は基金の取り崩しをしなければいけないかなと思ってます。また来年度の平成27年度の予算を今策定で各課から予算見積書の方が上がってきてまして集計をしています。やはりどうしても基金に頼らざるを得ない。まだ額の方はいえませんが、基金を頼りにしなすと予算ができないかなと思っています。予算の今残高は21億8,100万円ほどあります。これがもし、1年間に4億ずつ取り崩しとなると5年間でほぼなくなってしまいますので、そんなことがないように今一所懸命やっているわけなんですけど、うまい話はないんですが方法は歳入を増やして歳出を減らすしかないものですから、そこらへんに向けて今努力をしているところであります。以上です。

○中谷（11番）

今、山田課長から言われたように後4、5年で基金取り崩しちゃって収支チャラかあるいはマイナスになった場合困ると、こういう実態がチラッと出たということですが私も非常にそのことを心配しておるものの一人であります。当面は基金取り崩しや借り入れ等で対応されると思いますが、先のことを考えると何としても対策を打たなきゃいけないなとこんなふうに考えてなりませんので、真剣にみんなで考えていきたいものだと思っていますところでございます。続いて2番目の質問に移りますけれども、2点目の質問であります、それでは財政健全化に向けた取り組みについて何か策があるかお聞きをしたいと思っておりますけれども、町長は国も新たな政策を提案してくると思うとの答弁でありましたが、何か地方再生をはじめ政府の考え方で何か新しい新施策が出されつつあるのか、また町は今後どのような対応で乗り切っていくのか等を少しお尋ねをしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○町 長

私が前、そういつて言ったのは国も1,000兆円を超えるような借金をすれば、どういうふうにして返していくか。そういったことでもっていろいろの方法論が出て来るのではないかと、こんなふうに思ったところでありますけれども、昔で言う徳政令でもあればそんなわけにはいかないわけですので、そういった面ではなかなか妙案はないだろうとこんなふうに考えています。町では前々から行財政改革、そういったままに取り組ん

であります。ひところ行財政改革の中で先ほども申しましたけれども、人件費の抑制ですとかそういったことを積極的に進めてまいりましたけれども、それらについてはもう限界を超えたそういう状況だろうと思います。後、行財政改革の中で大きなものを見つけることは不可能だと思いますので、いろいろのものを縮小するなりそういったものの中で見つけ出していき、そういうことだろうとそんなふうに思います。なかなか思い切った手立てが示されていないのが現実であろうと思います。一つ唯一あるのは、借金をしながら平準化をしていく、こういうことでありますけれども借金には違いありませんので、できるだけそういったことに頼らない世の中に言うプライマリーバランスのとかっていうそういう話には国の方もなかなか、それで国債が格付けされるようでありますので、そういったことが国としても何とかの方法をまた示してくれるのではないかとこんなことで期待をしているところであります。以上です。

○中谷（11番）

なかなかこの財政問題というのは大変だとこんなふうに思っているところでございます。景気低迷や高齢化で税収も多くは今後期待できない中で町民に理解を求める部分が多いのではないかと感じてなりません。行政サービスを落とさずに進めない、また人件費削減とか、諸経費節減に取り組む、事業を縮小とか、諸料金の値上げを実施する等、難題ばかりであります。事業は縮小し、集約され硬直化した財政運営となり大変心配です。前回の質問では町長は必要な事業は借金をして行くと答弁されておりますけれども、町長の舵取りと手腕発揮は最大に期待しなきゃいけないことになるのではないかと心配をしております。全員で力を合わせて財政問題を常に頭に置きながら、諸事業を進めていただくようお願いを申し上げます。2点目の質問であります、かかる財政悪化の事態を想定して少しでも安定した財政運営に向けた町の取り組みは火急を要する取り組みと覚えてなりません。そこで、町長の財政健全化に向けたお考えや方針をお尋ねをしたいところでありますけど、これといった策もすぐどうっていうわけにいきませんので、また一つ町で検討をするプロジェクトなりそういうものを作って財政問題を真剣にお願いをしたいなど、こんなふうに思っておるところでございます。私は現在30年後に消滅する市町村が50%もあるというような話を聞いて「そんな馬鹿な」と、私は疑ったわけはありますけれども、現在にあって考えますとあながち嘘とも言い切れない事態が予測されてなりません。みんなでより真剣に取り組んでいくことを提案したいと思います。続いて3つ目の最後の質問であります、いろいろ財政について申し上げてきましたが、

最後に今後予想される財政危機に対して、町はどんな組織で検討し、方向付けをしていくのか、お尋ねをしたいと思います。先ほど財政、推進プロジェクトというようなプロジェクトで検討をしていくというようなことをございますけれども、前段私の申し上げたような人件費削減とか、料金値上げだとか、そうした町民の煙たがる仕事については進路状況がゼロということで大変に遅れているということをございまして、私もこのプロジェクトにも期待しないものではありませんけど、もうちょっとその町財政については積極的に町民に明かし、また町民の協力を受けながらそういう嫌な仕事をみんなで克服して進めていくことが大変重要ではないかとこんなふうに考えます。以上で全ての質問を終わりたいと思いますが、今12月定例会では道路と財政健全化に向けた取り組みが今一番重要な時期ではないかと、こんなことを強調して質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議 長

以上で、一般質問は全部終了いたしました。本日の会議はこれにて散会といたします。大変ご苦勞さまでした。

9. 散会の時期

12月10日 午後 15時 52分 散会

